

1 総合的環境保全関係

(1)岡山県環境基本条例

（平成8年10月1日 岡山県条例第30号）

目 次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）
 - 第2節 岡山県環境基本計画（第10条）
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第11条―第22条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進（第23条・第24条）
- 第3章 岡山県環境保全委員会への提言（第25条―第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤

の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する

環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

る事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げ

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境へ

の負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境

の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境保全委員会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境保全委員会（第27条において「委員会」という。）に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法

（昭和37年法律第160号）に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項
（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 委員会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 委員会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 委員会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 委員会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 委員会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

岡山県環境保全委員会

岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務

(2)岡山県環境基本計画

平成15年度環境基本計画の進捗状況

1 計画目標毎の達成状況

① 空気をきれいに保ちます

計画目標		15年度達成状況	評 価	今 後 の 対 策
大気汚染物質の環境基準を維持、又は達成維持する	二酸化硫黄	全測定局（55）で達成	達成	環境基準を維持する。
	二酸化窒素	58測定局中57測定局で達成（達成率 98.3%）	14年度に7年ぶりに環境基準を達成した自動車排ガス測定局の青江局（岡山市）が再び非達成	環境負荷低減条例に定める自動車排ガス対策及び自動車公害対策プロジェクトに基づく各種対策を推進する。
	一酸化炭素	全測定局（8）で達成	達成	環境基準を維持する。
	光化学オキシダント	全測定局（40）で非達成	非達成	大気汚染防止夏期対策を強力に推進する。 また、大気汚染防止法が改正され、今後、原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出抑制対策が進められることとされている。
	浮遊粒子状物質	61測定局中60測定局で達成（達成率 98.4%）	黄砂の飛来による影響が小さく、達成率は上昇	工場等固定発生源の監視に努めるとともに、環境負荷低減条例に定めるディーゼル自動車の粒子状物質削減対策及び自動車公害対策プロジェクトに基づく各種対策を推進する。
	有害化学物質	ダイオキシン類	全測定地点（14）で達成	達成
ベンゼン等（4物質）		〈ベンゼン〉 10測定地点中8測定地点で達成（達成率80.0%） 〈ベンゼンを除く3物質〉 全測定地点（10）で達成	改善傾向にあるが、一層の排出抑制が必要 ----- 達成	引き続き調査を実施し、実態把握に努めるとともに、ベンゼンによる大気汚染の改善を図るため、環境負荷低減条例に基づき、倉敷市と連携し、事業者による削減対策を推進する。
大気汚染物質の排出削減	自動車からの排出削減	〈窒素酸化物排出量〉 H 6 年度より4.4%減少（平成11年度調査結果）	減少傾向にあるが、一層の排出削減のための対策が必要	環境負荷低減条例に定める自動車排ガス対策及び自動車公害対策プロジェクトに基づく各種対策を推進する。
	工場・事業場からの排出削減	〈硫黄酸化物排出量〉 17→17（千t／年） 〈窒素酸化物排出量〉 39→34（千t／年）	硫黄酸化物は横ばいであるが、窒素酸化物は若干減少	関係法令に基づく審査、監視等により排出削減指導を行う。

② 水をきれいに保ちます

計画目標			15年度達成状況	評価	今 後 の 対 策
水域汚染物質ごとの環境基準を達成する	B O D (全河川)		31水域中29水域で達成 (達成率 93.5%)	都市近郊を流れる中小河川等で環境基準を達成していない。	平成14年度策定の第5次水質総量削減計画及び平成13年度策定の第4期の児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づき、総合的・計画的に保全対策を実施する。
	C O D (全海域、全湖沼)		〈海 域〉 10海域中 4 海域で達成 (達成率 40.0%) 〈児島湖〉非達成	児島湖では近年改善傾向にあるものの、依然として環境基準の達成は厳しい状況にある。	
水域汚染物質ごとの環境基準を達成維持する	窒素・りん (全海域、全湖沼)		〈海 域〉 8 海域中 7 海域で達成 (達成率 87.5%) 〈児島湖〉非達成	児島湖では窒素は第4期計画の水質目標値を達成しているが、依然として環境基準の達成は厳しい状況にある。	
環境基準又は指導指針値を維持する	有害化学物質	健康項目	〈公共用水域〉 全地点 (119) で達成 〈地 下 水〉 55地点中54地点で達成 (達成率 98.2%)	非達成1地点については、追跡調査の結果、施肥の影響と推察される。	水質測定計画に基づき、測定を実施する。
		要監視項目	全測定地点で達成 〈公共用水域〉 27地点 〈地 下 水〉 2地点	達成	
環境基準を達成維持する		ダイオキシン類	全測定地点で達成 〈公共用水域〉 水質68地点、底質57地点 〈地 下 水〉 48地点	達成	引き続き環境調査を実施し、実態把握に努める。
土壌汚染に係る環境基準を維持する			銅、カドミウム、ヒ素の3項目を金剛川流域8地点中6地点で達成 (達成率 75.0%)	自然的原因により、2地点が非達成	継続的に調査を実施するとともに、地域市町村等への情報提供を行う。
			ダイオキシン類は全測定地点 (60) で達成	達成	引き続き環境調査を実施する。
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成維持する			有害化学物質の健康項目 〈地下水〉に同じ		

③ 静けさと快適な環境を保ちます

計画目標		15年度達成状況	評価	今後の対策
騒音の環境基準を達成維持又は維持する	一般騒音	〈一般地域〉 33地点中21地点で達成（達成率 63.9%） 〈道路に面する地域〉 45地点中26地点で達成（達成率 57.8%）	達成率が上昇したが、依然として環境基準が達成されていない地点が多い。 面的評価による検討が必要	騒音規制法に基づく監視に努めるとともに、近隣騒音について啓発を行う。 低騒音舗装などの道路構造対策、交通流対策等総合的な自動車騒音対策を進める。
	新幹線鉄道騒音	9地点中1地点で達成（達成率 11.1%）	・依然として達成率が低い。 ・第3次75dB対策の検証結果では全て適合であったが、次の段階として70dB対策が必要	定期的な監視を続けるとともに、測定結果に基づき西日本旅客鉄道㈱に適切な対策を要請する。
	航空機騒音	全地点（2）で達成	達成	定期的な監視を続ける。
	振動の要請限度等を超えないようにする	道路交通振動 全地点（11）で達成 新幹線鉄道振動 全地点（9）で達成	達成 達成	必要な監視を続ける。
美しく快適で安全な都市景観・まちづくりに取り組む		・「2003おかやま快適安心住まい・まちづくり屋台村」を開催 ・電線類地中化事業を9路線で実施	概ね目標水準を達成	・各地で県民参加のワークショップの開催を支援するツールボックスの整備を進め、モデル的にワークショップを実践する必要がある。 ・平成16年4月に策定された「無電柱化推進事業」について、関係機関と調整を図りながら整備を行う必要がある。
快適な生活環境を保全・創造する		・「岡山県快適な環境の確保に関する条例」の普及啓発 ・落書き防止活動推進員の活動を推進 ・ボランティア等が行う落書き消去活動への補助制度により、10団体の活動を支援 ・公的施設を管理する団体が連携し、落書き消去活動及び啓発活動を行った。 ・市町村の屋外照明施設の設置・改修事業補助制度により、3町に対し助成 ・宇野港等の放置自動車を撤去	概ね目標水準を達成	・県民、事業者、行政のパートナーシップによる落書き防止活動を、落書き防止活動推進員等との連携のもとに促進する。 ・県が率先して県管理施設の落書き、放置自動車、光害等の防止対策に取り組む。 ・光害対策について、条例の趣旨の一層の浸透を図る必要がある。 ・ポイ捨て防止について、関係業界等への条例の趣旨の浸透を図る必要がある。

④ 循環型社会を構築します

計画目標	15年度達成状況	評価	今後の対策
一般廃棄物の排出量を1,828 t／日とする	1,980 t／日 (H14年度速報値) 対前年57 t／日増	ごみの発生抑制や再資源化に対する県民意識の高揚を図り、ごみの減量化を推進した。	引き続きごみゼロ社会プロジェクト推進会議、エコフェスタおかやまの開催などを通じて、全県的なリサイクル推進県民運動をさらに推進していく。
一般廃棄物の最終処分量を195 t／日とする	296 t／日 (H14年度速報値) 対前年27 t／日減		
産業廃棄物の発生量を10,774千 t／年とする	11,734千 t／年 (H12年度実績値)	鉱さいの排出抑制のためのごみゼロガイドラインの策定や循環型資源情報提供システムの整備を進めた。	順次、指定循環資源のごみゼロガイドラインを策定するとともに、循環型資源情報提供システムの完成、エコ事業所認定制度の普及などの施策を展開する。
産業廃棄物の最終処分量を503千 t／年とする	集計中		

⑤ 豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します

計画目標	15年度達成状況	評価	今後の対策
自然公園や自然環境保全地域等の面積を県土の11%から全国平均の14%に近づける	県土の11% 国立公園2地域 国定公園1地域 県立自然公園7地域	鉾島・坊子島(玉野市)及び住吉島(備前市)が、新たに瀬戸内海国立公園に編入され、自然公園面積も1 ha増加した。	引き続き自然公園や自然環境保全地域等の指定拡大に向けた調査・調整等を進める。
生物の多様性の確保、野生動植物との共生を図る	岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、同条例に基づく希少野生動植物保護基本方針を策定	特に保護を図る必要がある希少野生動植物について規制するとともに、協働により保護を推進する仕組みを講じることができた。	県民等との協働により希少野生動植物の保護及び自然環境保全活動を推進する。
自然とのふれあいの場を確保する	自然公園内の利用施設を整備	一部事業の繰越が生じており、早期の完成に努める。	引き続き効率的な施設整備を進める。
森林の減少を最小限にとどめ、緑の質の向上を図る	県内の森林面積 484,556ha (県土の68.1%)	森林面積は確保されており、人工林等の適切な整備も進んでいる。	引き続き森林の保全・確保に努めるとともに、適切な施策を計画的に実施する。
県民一人当たりの都市公園面積を10.2㎡から20.0㎡にする	11.9㎡に拡大	目標に比べ、達成率は若干低い。	引き続き都市公園の整備を推進する。

⑥ 地球環境を守ります

計画目標	15年度達成状況	評価	今後の対策
温室効果ガス排出量を1990年度比で6.5%削減する	基準年度比2.5%の増加 (平成14年度分算定実績)	なお一層の排出削減のための対策が必要	県民・事業者・行政の協働により、岡山県地球温暖化防止行動計画を一層着実に推進する。

２ アクションプログラムの達成状況

$$\text{達成率(\%)} = \frac{\text{平成15年度c} - \text{計画時点a}}{\text{努力目標b} - \text{計画時点a}} \times 100$$

① 環境パートナーシップ構築プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
アダプト実施団体数	145	612	255	431	61.2
道 路	130	300	181	225	55.9
河 川	14	280	61	182	63.2
児 島 湖	0	12	4	11	91.7
海 岸	1	20	9	13	63.2
おかやま環境情報総合サイトのアクセス数	0	300,000件/年	(759,723件/年) (環境関係課ホームページへのアクセス数)	(1,359,490件/年) (環境関係課ホームページへのアクセス数)	—

② 環境教育・環境学習推進プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
環境学習リーダー数	157人	300人	194人	244人	60.8
水辺教室の開催地区数	11地区	30地区	14地区	13地区	10.5
こどもエコクラブの会員数	2,100人	2,500人	2,121人	1,710人	▲97.5
緑の少年隊数	85隊	100隊	86隊	87隊	13.3
環境教育研究指定校数	2校	4校	2校	3校	50.0

③ 自動車公害対策プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
公共交通機関一人当たり利用回数	55.1回/年	100回/年	55.1回/年 (13年度)	53.9回/年 (14年度)	▲2.7
光ビーコン数 (光学式車両感知器数)	555基	1,147基	715基	790基	39.7
交通渋滞交差点数	50カ所	36カ所	45カ所	45カ所	35.7
低公害車導入台数	行政 64台 民間 1,240台 計 1,304台	行政 500台 民間 7,500台 計 8,000台	行政 82台 民間 1,431台 計 1,513台	行政 98台 民間 2,364台 計 2,462台	7.8 18.0 17.3
自動車の上手な使い方実践事業所	34事業所	100事業所	37事業所	48事業所	21.2

④ 有害化学物質削減プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
大気環境モニタリング地点数	13地点	増加させる	13地点	13地点	0.0
大気環境モニタリング項目数	19項目	21項目	19項目	19項目	0.0

⑤ 水環境保全プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム				努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目		計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
清流保全	水源地域の整備	2,800ha	5,365ha	3,182ha	3,621ha	32.0
	合併処理浄化槽の設置 基数	47,791基	70,220基	51,853基	55,974基	36.5
	集落排水施設整備地区	105地区	141地区	112地区	117地区	33.3
	公共下水道普及率	41.2%	64.4%	43.4%	45.6%	19.0
	おかやまの清流の選定	37カ所	50カ所	37カ所	37カ所	0.0
	ホテルの生息地箇所数	160カ所	220カ所	180カ所	190カ所	50.0
瀬戸内海	沿岸漁場整備開発事業 による藻場（メバル生 息適地）の造成	883ha (H7)	980ha	891.35ha	892.19ha	9.5
	COD汚濁負荷量の削減	59t／日 (H11)	55t／日	58t／日 (H12)	56t／日 (H13)	75.0
	窒素汚濁負荷量の削減	61t／日 (H11)	59t／日	62t／日 (H12)	集計中	
	りん汚濁負荷量の削減	3.4t／日 (H11)	3.2t／日	3.4t／日 (H12)	集計中	
児島湖	COD水質目標	9.1mg/ℓ	7.9mg/ℓ	9.8mg/ℓ	9.1mg/ℓ	0.0
	合併処理浄化槽設置基数	14,235基	19,000基	14,892基	16,047基	38.0
	集落排水施設整備地区	23地区	24地区	23地区	23地区	0.0
	湖内底泥のしゅんせつ	148万㎡	230万㎡	170万㎡	187万㎡	47.6
	児島湖浄化センターの 下水処理量	118,100㎡／日	275,600㎡／日	137,800㎡／日	157,500㎡／日	25.0
	水質浄化施設の設置	8カ所	23カ所	9カ所	9カ所	6.7
	水生植物の適正管理	0	24千㎡	10千㎡	20千㎡	83.3
	年間の導水	37万㎡／日 (H12)	47万㎡／日	35万㎡／日	46万㎡／日	90.0
有害化学物質	公共用水域でのモニタ リング項目数	22項目	増加させる	22項目	22項目	0.0
	環境ホルモン調査地点数	20地点	25地点	23地点	23地点	60.0
	環境ホルモン調査項目数	24項目	25項目以上	24項目	24項目	0.0

⑥ 快適生活空間創造プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
低騒音舗装道路延長 (2車線換算延長)	3.6km	10.0km	5.68km	7.29km	57.7
電線が地中化されている道 路延長（県管理道）	6.24km	18.78km	8.04km	8.66km	19.3

⑦ ごみゼロ社会プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
一般廃棄物のリサイクル率	15.9% (H12)	34.3%	15.5% (H13)	16.7% (H14速報値)	4.3
7種分別実施市町村数	49	78	49	64	51.7
産業廃棄物の資源化・減量化率	91.3% (H12)	93.0%	91.3% (H12)	91.3% (H12)	—
ごみゼロガイドラインの策定（種別数）	新規取組	4	1	2	50.0
再生品使用促進指針の策定（品目数）	新規取組	150	144	155	103.3
岡山エコ製品の認定（品目数）	新規取組	400	132	386	96.5
建設廃棄物の再利用率	83% (H12)	91%	93%	集計中	
建設発生土の再利用率	44% (H12)	90%	67%	集計中	
建設残土センター設置数	12	21 (1カ所／年程度)	12	12	0.0

⑧ 自然との共生プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
自然公園面積	80,663ha	100,000ha	80,663ha	80,664ha	0.0
自然保護条例による指定地区数	79カ所	115カ所	81カ所	82カ所	8.3
景観モデル地区数	3カ所	6カ所	3カ所	3カ所	0.0
田園環境整備マスタープランの策定市町村数	0	77市町村	20市町村	61市町村	79.2
ビオトープ整備箇所数	5箇所	15箇所	6箇所	6箇所	10.0
自然公園内の施設整備数	178施設	449施設	181施設	182施設	1.5
自然公園利用者数	1,258万人	1,450万人	1,258万人 (H13)	1,264万人 (H14)	3.1
長距離自然歩道の利用者数	70万人	80万人	70万人 (H13)	83万人 (H14)	130.0
多自然型護岸延長	—	46,000m増	5,923m増	10,210m増	22.2
出会いとふれあいの水辺づくりモデル事業	3河川	17河川	9河川	11河川	57.1
緑の募金金額（年間）	2,141万円	2,500万円	2,066万円	2,150万円	2.5
美しい森での記念植樹本数	—	12万本増	—	3万本	25.0
環境保全保安林	34地区	42地区	35地区	35地区	12.5
里山利用協定締結箇所数	0	24箇所	11箇所	19箇所	79.2
都市公園面積（県民一人当たり）	10.2㎡	20.0㎡	10.3㎡	11.9㎡	17.3
道路緑化延長	137.5km	172.5km	144.4km	147.3km	28.0
学校の緑化 （緑化率20%以上達成校数）	192校	270校	193校	194校	2.6

⑨ 地球温暖化防止プロジェクト

ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム			努 力 目 標 達 成 状 況		
項 目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成14年度	平成15年度c	達 成 率 (%)
アースキーパーメンバーシップ会員数	0	6,000会員	1,157会員	2,700会員	4 5 . 0
公共施設及び民間施設における太陽光発電による総出力電力	504kw	1,500kw	964kw	1,294kw	7 9 . 3
小水力発電所設置数	1 3 カ所	1 5 カ所	1 3 カ所	1 3 カ所	0 . 0

(3) 環境保全委員会への提言及び調査審議の状況

年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15
提 言 件 数	12	1	2	2	1	0	0
調査審議回数	3	(書面)	1	1	1	0	0

(4) 環境影響評価に関する処理状況（平成15年度）

名 称	事業主体	事 業 目 的	事 業 概 要	処 理 状 況	備 考
呂久浄化センター建設事業	呂久町	公共用水域の水質保全及び住民の衛生的で快適な生活環境を確保することを目的として下水道を整備するもの。	(計画地) 呂久町豊原地内 (計画下水量) 9,968㎡/日	(受理) H 15.6.13 (意見書) H 15.11.14	準 備 書
公共関与と臨海部新処分場整備事業	財団法人岡山県環境保全事業団	県内の産業廃棄物最終処分場の残存年数は非常に逼迫している状況から民間を補完するため公共関与によるモデル的処分整備を進めるもの。	(計画地) 倉敷市水島川崎通1丁目 地先公有水面 (埋立面積) 約45ha	(受理) H 15.7.30 (意見書) H 15.11.11	方 法 書
水島港（玉島地区）公有水面埋立事業	岡山県	貨物取扱量の増加に対応するための港湾関連用地、倉敷市街地の住工混在の解消のための都市再開発用地の確保のため、航路浚渫土砂等により埋立てるもの。	(計画地) 倉敷市玉島乙島地先公有水面 (埋立面積) 約45ha	(受理) H 15.7.2 (意見書) H 15.12.15	準 備 書
水島発電所1号機改造計画	中国電力株式会社	温暖化対策の一環としてCO ₂ の削減、大気汚染物質の削減等を目的に使用燃料をLNGに転換するとともに高効率のコンパインドサイクル発電方式を採用するもの。	(計画地) 倉敷市潮通1-1 (発電能力) 約18万kw	(受理) H 15.8.5 (意見書) H 15.12.10	方 法 書
真庭産業団地事業計画変更（企業誘致計画の変更）	岡山県	卸売業の誘致を目的に既に造成を完了している岡山県北流通センターに、広く製造業も誘致対象とする計画変更	(計画地) 久世町・落合町の各一部 (施設用地) 34.9ha	(受理) H 15.12.19 (意見書) H 16.3.24	実施計画書

2 大気環境関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

※ジクロロメタンについては、平成13年4月20日付で環境基準が設定された。

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値 (日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日の内20時間以上測定が行われた日数
年平均値	1年間に測定した1時間値の和を測定時間で除した値（1年間は平年で8,760時間）。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている（1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ）。
日平均値の 年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の1日平均値があれば7日分）を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日平均値の 年間98%値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する（365日分の1日平均値があれば358番目の）1日平均値
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短期的評価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

(2) 大気環境監視状況

(平成16年3月31日現在)

地域	No.	測定項目 測定局名	SO ₂	NO _x	O _x	SPM	CO	HC	HF	WD/WV	備考
岡山市	1	興除	○	○	○	○		○		○	
	2	山南	○	○	○	○				○	
	3	上南	○	○	○	○		○		○	
	4	江並	○	○	○	○				○	
	5	出石	○	○	○	○				○	
	6	南輝	○	○	○	○				○	
	7	吉備	○	○	○	○				○	
	8	清輝		○		○	○	○			自
	9	南方		○		○	○	○			自
	10	西大寺	○	○	○	○				○	
	11	東岡山	○	○	○	○				○	
	12	庭瀬		○		○		○			自
	13	青江		○		○	○	○		○	自
	14	高倉山								○	
計 14 局			9	13	9	13	3	6		11	
倉敷市	15	監視センター	○	○	○	○		○		○	
	16	春日	○	○	○	○				○	
	17	広島	○			○				○	
	18	二福	○								
	19	港湾局	○			○				○	臨港地区
	20	松江	○	○	○	○				○	
	21	呼松	○			○					
	22	宇野津	○								
	23	塩生	○	○	○	○				○	
	24	連島	○	○	○	○				○	
	25	倉敷美和	○	○	○	○	○	○		○	
	26	豊洲	○	○						○	
	27	天城	○	○	○	○				○	
	28	茶屋町	○	○	○	○				○	
	29	郷内	○	○	○	○				○	
	30	駅前		○			○	○			自
	31	西阿知	○	○	○	○				○	
	32	玉島	○	○	○	○				○	
	33	児島	○	○	○	○				○	
	34	田の口	○								
	35	大高		○		○	○			○	自
計 21 局			19	15	12	16	3	3		16	
玉野市	36	日比	○			○				○	
	37	渋川	○	○		○				○	県
	38	宇野	○	○	○	○				○	県
	39	向日比1丁目	○	○	○	○				○	県
	40	向日比2丁目	○			○				○	
	41	日比2丁目	○			○				○	
	42	後閑	○			○				○	
	43	用吉	○	○	○	○	○	○		○	自
計 8 局			8	4	3	8	1	1		8	

(注) SO₂: 二酸化硫黄 SPM: 浮遊粒子状物質 NO_x: 窒素酸化物 O_x: 光化学オキシダント
 HC: 炭化水素 CO: 一酸化炭素 HF: ふっ化水素 WD: 風向 WV: 風速

地域	No.	測定項目		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	CO	HC	HF	WD／WV	備 考
		測定局名										
笠岡市	44	大磯	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			県、自 県 県
	45	寺間	◎	◎		◎					◎	
	46	茂平		◎	◎	◎					◎	
	47	笠岡	◎	◎	◎	◎					◎	
	計 4 局			3	4	3	4	1	1		3	
総社市	48	総社		◎	◎				◎		◎	県 県
	49	久代	◎		◎	◎					◎	
	計 2 局			1	1	2	1		1		2	
備前市	50	伊部		◎					◎			県、自 県 県 県
	51	浦伊部		◎	◎	◎					◎	
	52	沖浦	◎	◎	◎	◎					◎	
	53	三石	◎	◎	◎	◎					◎	
	54	鶴海	◎	◎		◎			○		◎	
	55	東片上	◎	◎		◎					◎	
	56	穂浪	◎	◎		◎					◎	
	57	野谷	◎	◎		◎					◎	
	58	佐山							○			
	計 9 局			6	8	3	7		1	2	7	
その他の市町村	59	津山	◎	◎		◎					◎	県 県
	60	井原	◎	◎	◎	◎					◎	
	61	新見	◎			◎					◎	県 県、自
	62	山陽	◎	◎		◎		◎			◎	
	63	灘崎		◎	◎	◎					◎	県 県、自
	64	早島	◎	◎	◎	◎					◎	
	65	長津		◎		◎		◎			◎	県、自 県
	66	船穂	◎	◎	◎	◎					◎	
	67	金光		◎	◎	◎					◎	県 県
	68	真備		◎	◎						◎	
	69	日生	◎	◎	◎	◎					◎	県 県、自
	70	寄島	◎	◎	◎	◎					◎	
	71	久世	◎	◎		◎		◎			◎	県、自 県
	72	勝央	◎	◎		◎					◎	
計 14 局			10	13	8	13		3		14		
計 72 局			56	58	40	62	8	16	2	61		

(注) 県……………県は県設置の測定局、その他は市設置の測定局

自……………自動車排出ガス測定局、その他は一般環境測定局（気象観測局を含む）

◎……………テレメータ化されているもの（71局）

○……………テレメータ化されていないもの（1局）

山陽局は平成12年10月から測定開始

久世局は平成13年9月から測定開始

勝央局は平成15年2月から測定開始

(3) 大気環境監視網

環境大気測定局配置図

1	興山	除南	15	監視センター	30	駅西	前知	44	大寺	磯間	59	津井	山原
2	山上	南南	16	春広	31	阿玉	島阿	45	茂茂	平岡	60	井新	見陽
3	江出	並石	17	二港	32	児田	の口	46	笠笠	岡	61	山山	崎崎
4	南吉	輝倉	18	松呼	33	大日	比川	47	総久	社代	62	灘早	島津
5	清南	輝敷	19	宇野	34	日向	野比	48	伊浦	部部	63	長船	島津
6	西東	大岡	20	塩連	35	日向	比比	49	沖三	浦浦	64	金真	穂光
7	庭青	倉山	21	倉敷	36	日向	比比	50	伊浦	部部	65	日寄	生島
8	高倉	山	22	天茶	37	後用	吉	51	東穂	石海上	66	久勝	世央
9			23	郷	38			52	佐	浪谷山	67		
10			24		39			53			68		
11			25		40			54			69		
12			26		41			55			70		
13			27		42			56			71		
14			28		43			57			72		
			29					58					
											全測定局 72局 テレ化局 71局		



(4) 環境基準の達成状況の推移 (%)

二酸化硫黄	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岡山県	100	100	100	100	100
全国	99.7	94.3	99.6	99.8	99.7

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	91.7	90.9	90.9	100
全国	一般環境大気測定局	98.9	99.2	99.0	99.1
	自動車排出ガス測定局	78.7	80.0	79.4	83.5

光化学オキシダント	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.1	0.5	0.5	0.3	0.3

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

浮遊粒子状物質	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
岡山県	一般環境大気測定局	98.0	90.0	92.0	22.0
	自動車排出ガス測定局	100	88.9	87.5	30.0
全国	一般環境大気測定局	90.1	84.4	66.6	52.6
	自動車排出ガス測定局	76.2	66.1	47.0	34.3

(5) オキシダント情報・注意報の発令日数

年 度	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
情 報	12	3	8	5	8	2	4	8	5	4
注 意 報	6	6	3	4	4	2	1	2	3	1
計	18	9	11	9	12	4	5	10	8	5

(6) オキシダント情報・注意報の発令回数

年度 地域		平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
岡 山 市	情 報	5	3	3	5	5	1	3	0	0	1
	注 意 報	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	計	7	4	3	5	5	2	3	0	0	1
倉 敷 市	情 報	9	1	8	3	6	4	3	7	6	3
	注 意 報	1	2	1	0	1	0	1	2	0	0
	計	10	3	9	3	7	4	4	9	6	3
玉 野 市	情 報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注 意 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
笠 岡 市	情 報	7	1	2	0	3	0	0	0	1	0
	注 意 報	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	計	7	2	2	1	4	0	0	0	1	0
井 原 市	情 報	3	0	0	0	0	0	0	0	3	1
	注 意 報	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
	計	3	0	1	0	1	0	0	0	4	1
総 社 市	情 報	8	1	3	1	1	1	2	0	0	1
	注 意 報	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0
	計	8	3	3	2	2	1	2	0	0	1
備 前 市	情 報	1	2	0	0	1	0	0	1	1	0
	注 意 報	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	4	0	1	1	0	0	1	1	0
日 生 町	情 報	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0
	注 意 報	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	3	7	1	0	0	0	0	0	1	1
灘 崎 町	情 報	3	1	0	0	2	0	1	0	0	0
	注 意 報	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	計	5	1	0	0	2	1	1	0	0	0
早 島 町	情 報	4	2	1	1	2	0	0	0	0	0
	注 意 報	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	3	2	1	2	0	0	0	0	0
船 穂 町	情 報	2	2	0	0	0	2	1	0	1	0
	注 意 報	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	計	3	2	0	1	1	2	1	0	2	0
金 光 町	情 報	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0
	注 意 報	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	計	1	2	2	1	1	0	0	0	2	0
寄 島 町	情 報	—	—	3	1	0	0	0	0	0	0
	注 意 報	—	—	2	2	3	2	0	0	0	0
	計	—	—	5	3	3	2	0	0	0	0
真 備 町	情 報	7	1	0	3	1	0	0	0	0	0
	注 意 報	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	8	2	0	3	2	0	0	0	0	0
合 計	情 報	52	20	22	14	21	8	10	8	14	6
	注 意 報	10	13	6	7	10	4	1	2	3	1
	計	62	33	28	21	31	12	11	10	17	7

(注) 寄島町は平成 8 年度から対象地域に編入

(7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく設置届出等件数（平成15年度）

施 設 の 種 類		設 置 届	使 用 届	変 更 届	そ の 他 届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	60	0	19	87	166
	一般粉じん発生施設	6	0	1	9	16
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	小 計	66	0	20	96	182
県 条 例	ばい煙発生施設	0	0	0	3	3
	粉じん発生施設	0	0	0	1	1
	有害ガス発生施設	25	0	3	23	51
	小 計	25	0	3	27	55
合 計		91	0	23	123	237

(注) 岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

(8) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の種類別設置状況（平成16年3月31日現在）

ばい煙発生施設数（電事含）

一般粉じん発生施設数（電事含）

施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	ボイラー	993	581	574	1	コークス炉	0	0	13
2	ガス発生炉・加熱炉	2	4	2	2	堆積場	109	21	57
3	金属等の焼結炉	0	10	11	3	ベルトコンベア	343	27	1,251
4	金属の溶鉱炉	0	0	11	4	破碎機・摩砕機	178	37	79
5	金属、鑄造の溶解炉	37	25	38	5	ふるい	75	8	137
6	金属の加熱炉	55	23	165	合 計		705	93	1,537
7	石油製品等の加熱炉	11	0	236	特定粉じん発生施設数				
8	石油精製の触媒再生塔	0	0	0					
8-2	硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	6	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
9	窯業の焼成炉	61	3	7	1	解綿用機械	0	0	0
10	無機、食品の直火炉	34	1	14	2	混合機	2	0	0
11	乾燥炉	95	43	73	3	紡織用機	0	0	0
12	製鉄、製鋼等の電気炉	1	0	8	4	切断機	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	92	46	55	5	研磨機	0	0	0
14	銅等の精錬の溶鉱炉等	8	0	0	6	切削用機械	0	0	0
15	Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0	7	破碎機・摩砕機	0	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0	0	8	剪断加工用プレス	3	2	7
17	塩化第2鉄の溶解層	0	0	0	9	穿孔機	0	0	0
18	活性炭の反応炉	0	0	0	合 計		5	2	7
19	塩素等の反応施設	1	0	36					
20	アルミニウム電解炉	0	0	0					
21	磷等の反応施設	1	0	0					
22	弗酸の凝縮施設等	0	0	0					
23	トリポリ磷酸Na反応施設等	0	0	0					
24	鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1					
25	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0					
26	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0					
27	硝酸の吸収施設等	0	0	0					
28	コークス炉	0	0	13					
29	ガスタービン	14	37	15					
30	ディーゼル機関	291	218	159					
31	ガス機関	4	3	1					
32	ガソリン機関	0	0	0					
合 計		1,700	994	1,425					

(注) () 内は、岡山市又は倉敷市所管の施設数で、外数である。

(9) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況

ばい煙発生施設数

粉じん発生施設数

(平成16年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 ベンガラのばい焼炉	5	1	0	1 セメントサイロ	94	24	47
2 ガラス等の溶解炉	0	0	10	2 バッチャープラント	70	13	9
3 燐等の反応施設等	0	0	0	合 計	164	37	56
4 塩素等の反応施設等	3	0	0	有害ガス発生施設数			
5 燐等の反応施設等	1	0	0				
6 弗酸の凝縮施設等	0	0	0	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
7 鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1	1 繊維製品の樹脂加工施設	3	5	11
8 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	2 木材等の蒸解施設	6	14	1
9 繊維製品の漂白施設	2	0	2	3 化学工業品等の反応施設	518	168	654
10 パルプ等の漂白施設	0	0	0	4 出版等のグラビア印刷施設	71	60	12
11 クレー粉の漂白施設	15	0	0	5 ゴム製品製造施設	0	6	12
12 メタキシレン抽出施設	0	0	2	6 鉄鋼等の鋳物製造施設	46	5	7
13 ビクリン酸の反応施設	12	0	0	7 金属製品等の表面処理施設	527	77	188
14 金属の表面処理施設	16	2	6	合 計	1,171	335	885
合 計	54	3	21	(注) () 内は、岡山市又は倉敷市所管の施設数で、外数である。			

(10) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別、法区分別内訳

(平成16年3月31日現在)

所管	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
岡 山	96	305	16	178	2	5	114	488
東 備	121	340	37	143	0	0	158	483
倉 敷	69	156	12	71	0	0	81	227
井 笠	143	324	9	36	0	0	152	360
高 梁	55	120	9	49	0	0	64	169
阿 新	30	63	3	24	0	0	33	87
真 庭	52	86	5	42	0	0	57	128
津 山	102	167	10	88	0	0	112	255
勝 英	62	139	8	74	0	0	70	213
小 計	730	1,700	109	705	2	5	841	2,410
岡 山 市	428	994	27	93	2	2	457	1,089
倉 敷 市	300	1,425	18	1,537	4	7	322	2,969
小 計	728	2,419	45	1,630	6	9	779	4,058
合 計	1,458	4,119	154	2,335	8	14	1,620	6,468
大 防 法	1,317	3,458	153	2,334	8	14	1,478	5,806
電 事 法	139	650	1	1	—	—	140	651
ガス事法	2	11	—	—	—	—	2	11
合 計	1,458	4,119	154	2,335	8	14	1,620	6,468

(11) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく施設の所管別内訳

(平成16年3月31日現在)

所管 区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合 計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
岡 山	3	16	8	19	44	278	55	313
東 備	16	31	10	22	0	0	26	53
倉 敷	2	2	6	11	17	41	25	54
井 笠	3	3	11	25	30	320	44	348
高 梁	0	0	7	18	2	2	9	20
阿 新	0	0	8	14	0	0	8	14
真 庭	1	2	5	15	6	37	12	54
津 山	0	0	11	26	15	109	26	135
勝 英	0	0	6	14	19	241	25	255
小 計	25	54	72	164	133	1,028	230	1,246
岡 山 市	3	3	17	37	83	335	103	375
倉 敷 市	7	21	19	56	66	885	92	962
小 計	10	24	36	93	149	1,220	195	1,337
合 計	35	78	108	257	282	2,248	425	2,583

(12) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

○物質濃度規制に係る区域の区分

(平成16年4月1日現在)

市 町 村 名	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
倉 敷 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
津 山 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
玉 野 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
笠 岡 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
井 原 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
総 社 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
新 見 市	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
備 前 市	用途地域、久々井地区、鶴海沖地区	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
御 津 町		す べ て の 地 域
加 茂 川 町	用 途 地 域	
瀬 戸 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
山 陽 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
赤 坂 町		臭気指数規制地域以外の地域
熊 山 町	用 途 地 域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
吉 井 町		す べ て の 地 域
日 生 町		す べ て の 地 域
吉 永 町		す べ て の 地 域
佐 伯 町		す べ て の 地 域
牛 窓 町		す べ て の 地 域
邑 久 町		す べ て の 地 域
長 船 町		す べ て の 地 域
灘 崎 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
早 島 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
山 手 村	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
清 音 村	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
船 穂 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
金 光 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
鴨 方 町		す べ て の 地 域
寄 島 町		す べ て の 地 域
矢 掛 町	用 途 地 域	
真 備 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
賀 陽 町	用 途 地 域	
大 佐 町		す べ て の 地 域
哲 西 町		す べ て の 地 域
勝 山 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
久 世 町	用 途 地 域	
勝 田 町		す べ て の 地 域
勝 央 町	用 途 地 域	
勝 北 町		す べ て の 地 域
美 作 町	用 途 地 域	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
作 東 町		す べ て の 地 域
中 央 町		す べ て の 地 域
久 米 町		す べ て の 地 域

○臭気指数規制に係る区域の区分

市 町 村 名	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
赤 坂 町		坂辺、惣分及び小原の各一部
和 気 町	用途地域（準工業地域を除く。）	第 1 種 区 域 以 外 の 地 域
柵 原 町		す べ て の 地 域

備考 用途地域及び準工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

(13) 悪臭の規制基準

(ア) 特定悪臭物質

① 敷地境界における規制基準

物 質 名	① 敷地境界の基準〔単位ppm〕		② 気体排出口 の 規 制	③ 排 出 水 中 の 規 制
	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		○
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02	○	
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1		
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1	○	
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03	○	
イ ソ プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07	○	
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02	○	
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

〔
q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）
He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Cm 法第4条第1項第1号の規制基準値として定められた値（単位 百万分率）
〕

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③ 排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CLm = k \times Cm$$

$$\left(\begin{array}{l} CLm \text{ 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)} \\ k \text{ 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)} \\ Cm \text{ 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)} \end{array} \right)$$

排出水量 (m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル
$Q \leq 0.001$	16	5.6	32	63
$0.001 < Q \leq 0.1$	3.4	1.2	6.9	14
$0.1 < Q$	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

(イ) 臭気指数

① 敷地境界における規制基準

市町村名	① 敷地境界の基準 (臭気指数)	
	第 1 種区域	第 2 種区域
赤 坂 町		13
和 気 町	12	14
柵 原 町		14

② 気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1) 排出口の実高さが 15 メートル以上の施設

$$\left(\begin{array}{l} q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}} \\ A = \frac{L}{10} - 0.2255 \\ q_t \text{ 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分)} \\ F_{\max} \text{ 排出口からの風下における地上での臭気濃度の最大値 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)} \\ L \text{ 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値} \end{array} \right)$$

(2) 排出口の実高さが 15 メートル未満の施設

$$\left(\begin{array}{l} I = 10 \times \log C \\ C = K \times H_b^2 \times 10^B \\ B = \frac{L}{10} \\ I \text{ 排出ガスの臭気指数} \\ K \text{ 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値} \\ H_b \text{ 周辺最大建物の高さ (単位 メートル)} \\ L \text{ 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値} \end{array} \right)$$

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位：メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径（m）	D<0.6	0.6≦D<0.9	0.9≦D
K（1／㎡）	0.69	0.20	0.10

③ 排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w=L+16$$

I_w 排出水の臭気指数

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

3 水環境関係

（1）水質の環境基準

（ア）人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg／ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg／ℓ 以下
六価クロム	0.05mg／ℓ 以下
ヒ素	0.01mg／ℓ 以下
総水銀	0.0005mg／ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg／ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg／ℓ 以下
1， 2－ジクロロエタン	0.004mg／ℓ 以下
1， 1－ジクロロエチレン	0.02mg／ℓ 以下
シス－1， 2－ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ 以下
1， 1， 1－トリクロロエタン	1 mg／ℓ 以下
1， 1， 2－トリクロロエタン	0.006mg／ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg／ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ 以下
1， 3－ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ 以下
チラウム	0.006mg／ℓ 以下
シマジン	0.003mg／ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg／ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg／ℓ 以下
セレン	0.01mg／ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ 以下
ふっ素	0.8mg／ℓ 以下
ほう素	1mg／ℓ 以下

(参考) 要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/ℓ 以下	イプロベンホス (I B P)	0.008mg/ℓ 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	クロロニトロフェン (C N P)	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ 以下	トルエン	0.6mg/ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ 以下	キシレン	0.4mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ 以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (M E P)	0.003mg/ℓ 以下	モリブデン	0.07mg/ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ 以下	アンチモン	0.02mg/ℓ 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05mg/ℓ 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下
E P N	0.006mg/ℓ 以下	全マンガン	0.2mg/ℓ 以下
ジクロロボス (D D V P)	0.008mg/ℓ 以下	ウラン	0.002mg/ℓ 以下
フェノバルブ (B P M C)	0.03mg/ℓ 以下		

(注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H 5. 3. 8) 環境庁水質保全局長通知) において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

※ 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウランは、平成16年3月31日付け、環水企発第040331003号、環水土発第040331005号、環境省環境管理局水環境部長により追加された。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準

a 河 川

(a) 河川 (湖沼を除く)

項 目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

(b) 湖 沼

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

b 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水質イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

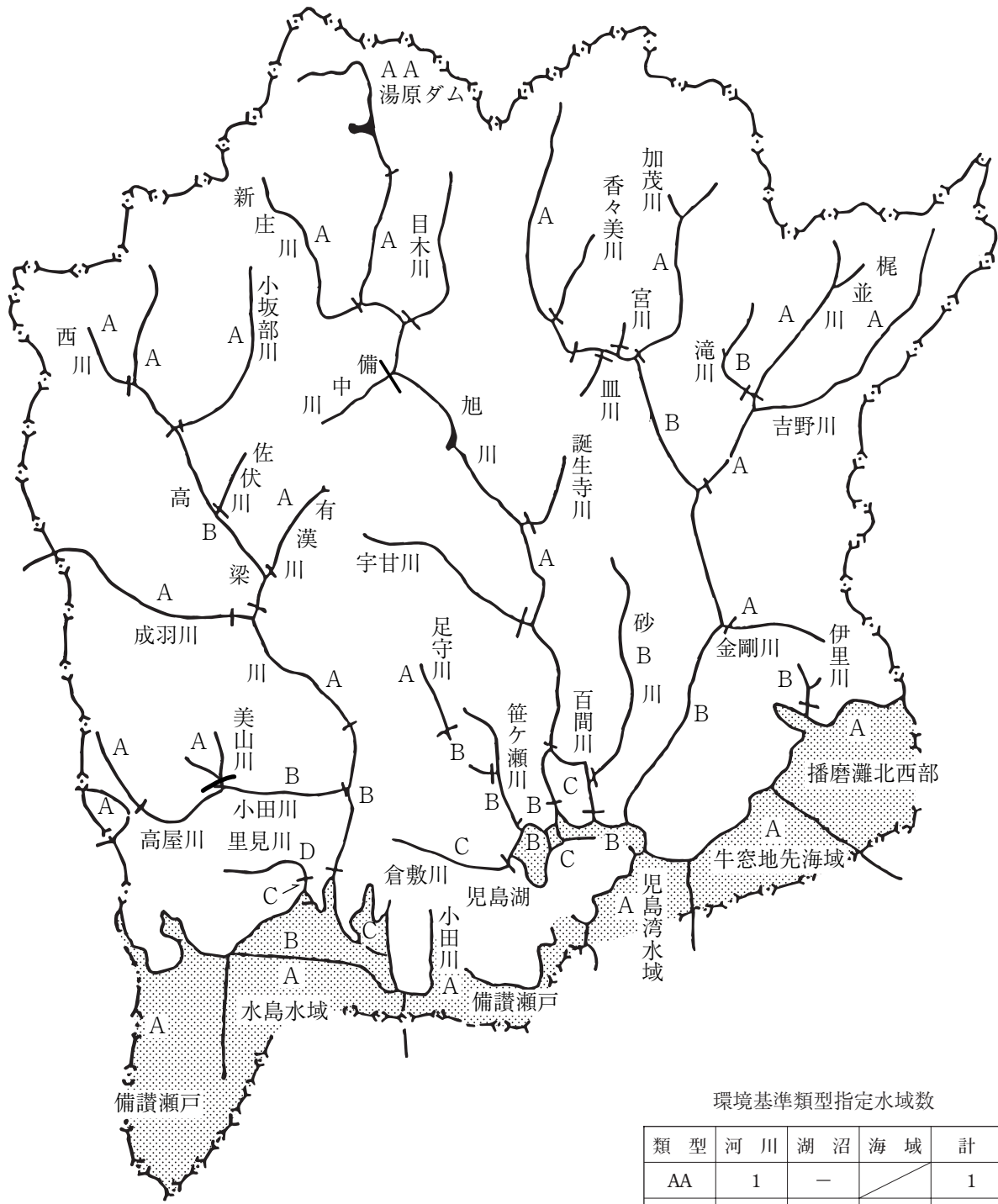
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種 及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

（注）基準値は、日間平均値とする。

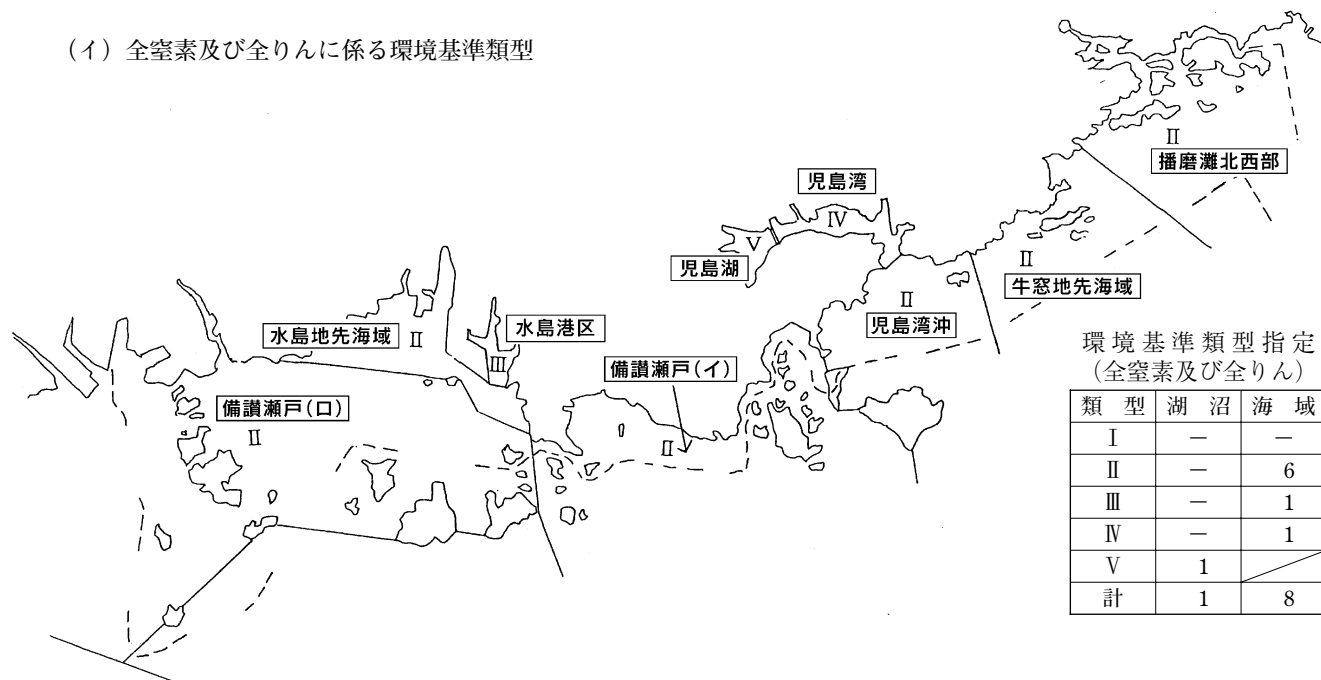
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概要図

(ア) BOD又はCOD等に係る環境基準類型



(イ) 全窒素及び全りんに係る環境基準類型



(3) 水域区分別の環境基準達成状況

(ア) 環境基準達成状況 (BOD又はCOD)

(単位: %)

水域区分	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度
河 川	83.9	83.9	83.9	83.9	93.5
湖 沼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海 域	30.0	30.0	40.0	30.0	40.0
全 体	69.0	69.0	71.4	69.0	78.6

(注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

(イ) 環境基準達成状況 (全窒素及び全りん)

(単位: %)

区 分		11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度
湖 沼	全 窒 素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全 り ん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海 域	全 窒 素	87.5	87.5	100.0	100.0	87.5
	全 り ん	75.0	100.0	100.0	75.0	87.5

(注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

(4) 項目別の環境基準適合状況

(単位: %)

水域区分	項 目	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度
河 川	pH	95.7	93.1	94.5	92.5	96.2
	BOD	91.2	88.8	89.1	86.2	91.4
	SS	98.9	99.0	98.5	99.4	98.7
	DO	98.0	95.7	97.2	96.1	97.2
湖 沼	pH	59.7	81.9	70.8	55.6	81.9
	COD	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	SS	29.2	19.4	25.0	9.7	33.3
	DO	97.2	91.7	93.1	97.2	91.7
海 域	pH	91.0	91.9	94.6	96.7	93.7
	COD	52.8	58.8	67.3	65.4	47.8
	DO	78.8	75.5	77.6	75.9	78.7
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を示す。

(5) 環境基準点における水質の経年変化

(ア) BOD又はCOD

(河 川 : 31水域、33環境基準点)

水 域 名		地 点 名	市町村	水 質 (BOD : 75%値) (mg／ℓ)						環境基準値 (mg／ℓ)
				11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
高梁川水域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.3	1.4	1.7	1.9	1.5	○	2 以下
	高 梁 川 中 流 ①	中 井 橋	高梁市	1.1	1.4	1.2	1.2	1.0	○	3 以下
	高 梁 川 中 流 ②	湛 井 堰	総社市	0.8	1.0	0.9	0.8	1.3	○	2 以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.3	2.1	1.6	2.4	1.5	○	3 以下
	西 川	布 原 橋	新見市	1.0	1.1	1.3	1.3	1.3	○	2 以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	1.0	1.4	1.2	1.5	1.7	○	2 以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.0	0.9	1.0	1.3	1.0	○	2 以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.1	1.1	1.2	1.3	1.0	○	2 以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	○	2 以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	真備町	1.5	1.7	1.9	1.7	1.8	○	3 以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.5	1.6	1.2	1.7	1.1	○	2 以下
	里 見 川	鴨方川合流点	金光町	4.8	5.8	5.3	7.2	5.8	○	8 以下
旭川水域	旭 川 上 流	湯 原 ダ ム	湯原町	1.5	1.1	1.9	1.9	1.7	×	1 以下
	旭 川 中 流	落 合 橋	落合町	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	○	2 以下
		乙 井 手 堰	岡山市	0.8	0.9	0.9	0.7	0.8		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.4	1.4	1.1	1.3	0.9	○	3 以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	勝山町	0.9	1.0	1.0	1.4	1.1	○	2 以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	3.5	4.1	4.8	4.1	4.2	○	5 以下
吉井川水域	砂 川	新 橋	岡山市	2.5	2.5	2.4	2.3	1.9	○	3 以下
	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.1	1.1	1.1	1.2	1.3	○	2 以下
	吉 井 川 中 ・ 下 流	周 匝 大 橋	吉井町	1.4	1.3	1.9	1.8	1.5	○	3 以下
		熊 山 橋	熊山町	0.8	0.8	0.9	0.7	1.0		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	1.1	1.2	1.5	1.3	1.3	○	2 以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作町	1.4	1.5	1.6	1.5	1.6	○	2 以下
	滝 川	三 星 橋	美作町	1.7	2.0	1.8	2.0	2.1	○	3 以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作町	1.2	1.4	1.8	1.5	1.4	○	2 以下
	金 剛 川	宮 橋	和気町	0.6	0.8	0.9	0.6	0.6	○	2 以下
	笹ヶ瀬川水域	笹 ヶ 瀬 川	笹 ヶ 瀬 橋	岡山市	5.4	6.5	5.4	5.0	4.8	×
足 守 川 上 流		高 塚 橋	岡山市	1.5	1.8	1.3	1.6	1.5	○	2 以下
足 守 川 下 流		入 江 橋	岡山市	5.0	4.7	4.3	5.9	2.5	○	3 以下
倉敷川水域	倉 敷 川	倉 敷 川 橋	岡山市	6.2	5.6	6.5	5.2	4.4	○	5 以下
芦田川水域	高 屋 川	滝 山 堰	井原市	2.2	2.4	2.3	3.0	1.9	○	2 以下
伊里川水域	伊 里 川	浜 の 川 橋	備前市	1.0	1.6	1.6	2.8	2.1	○	3 以下

(備考)

- 1) 「75%値」とは、年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。
- 2) ○は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

（湖 沼：1 水域、2 環境基準点）

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD：75%値) (mg／ℓ)						環境基準値 (mg／ℓ)	水 質 目 標 (mg／ℓ)
			11年度	12年度	13年度	14年度	15 年 度			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	9.7	9.2	9.1	9.8	9.1	×	5 以下	8.2
		樋 門	8.6	8.9	9.0	9.5	8.7			

（海 域：10水域、27環境基準点）

水 域 名		地 点 名	水 質（COD：75%値）（mg／ℓ）					環境基準値 （mg／ℓ）	
			11年度	12年度	13年度	14年度	15 年 度		
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	4.5	5.3	5.6	5.6	5.9	○	8 以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.6	3.0	3.0	3.0	2.9	○	8 以下
	水島地先海域（甲）	玉 島 港 沖 合	3.6	3.1	3.3	3.1	2.9	○	3 以下
		上 水 島 北	2.8	2.6	3.3	2.9	2.7		
		濃 地 諸 島 東	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4		
児 島 湾 水 域	水島地先海域（乙）	網 代 諸 島 沖	2.8	2.4	2.4	2.5	2.7	×	2 以下
	児 島 湾 （ 甲 ）	同 和 鉦 業 沖	5.7	7.5	5.9	7.0	6.1	○	8 以下
		旭 川 河 口 部	4.5	5.5	5.3	5.7	3.8	×	3 以下
		吉 井 川 河 口 部	3.9	4.5	5.7	5.2	4.1		
		横 樋 沖	5.5	6.3	5.4	5.7	5.1		
		九 幡 沖	5.5	5.7	5.1	5.1	4.8		
		阿 津 沖	4.9	5.2	4.6	5.6	4.0		
		向 小 串 沖	5.0	4.8	3.9	3.7	4.1		
	児 島 湾 （ 丙 ）	別 荘 沖	4.0	2.8	2.3	3.9	3.7	×	2 以下
		児 島 湾 口 沖	3.5	2.5	1.7	2.9	3.7		
		波 張 崎 南	1.9	2.1	1.5	1.9	2.4		
		出 崎 東 沖	1.9	2.1	2.1	2.5	2.4		
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	1.9	2.5	1.8	2.3	3.2	×	2 以下
		青 佐 鼻 沖	2.3	2.8	2.3	2.8	2.8		
		北 木 島 布 越 崎 北	1.8	1.8	1.5	2.0	2.4		
		久 須 美 鼻 東	2.2	2.2	2.3	2.2	2.4		
		大 樋 島 北	1.5	1.9	1.6	1.6	2.2		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.8	2.5	2.0	2.2	2.7	×	2 以下
		前 島 南 西	2.3	1.9	1.9	1.7	2.3		
播 磨 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.3	2.2	1.7	2.2	2.6	×	2 以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.3	2.6	1.9	1.9	2.8		
		鹿 久 居 島 東 沖	3.1	2.9	2.1	2.5	3.1		

（備考）
1）「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、0.75×n（その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。）番目にくるデータを表わす。
2）○は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(イ) 全窒素

(湖 沼 : 1 水域 2 地点)

水 域 名	地 点 名	全窒素（年間平均値）(mg／ℓ)						環境基準値 (mg／ℓ)	水 質 目 標 (mg／ℓ)
		11年度	12年度	13年度	14年度	15 年 度			
児 島 湖	湖 心	1.5	1.6	1.4	1.3	1.3	×	1 以下	1.4
	樋 門	1.5	1.6	1.3	1.2	1.3			

(海 域 : 8 水域 21 地点)

水 域 名	地 点 名	全窒素 (年間平均値) (mg／ℓ)											環境基準値 (mg／ℓ)
		11 年 度		12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度			
水 島 港 区	水島港口部	0.47	0.47	0.37	0.37	0.38	0.38	0.31	0.31	0.33	0.33	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.36	0.36	0.39	0.31	0.27	0.27	0.27	0.26	0.29	0.23	○	0.3以下
	上 水 島 北	0.37		0.32		0.29		0.28		0.24			
	濃地諸島東	0.36		0.23		0.24		0.24		0.17			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.66	0.57	0.68	0.61	0.67	0.58	0.50	0.46	0.56	0.52	○	1 以下
	向 小 串 沖	0.47		0.54		0.49		0.42		0.47			
児 島 湾 沖	児島湾口沖	0.32	0.28	0.37	0.30	0.25	0.28	0.29	0.25	0.39	0.32	×	0.3以下
	出 崎 東 沖	0.28		0.28		0.36		0.25		0.29			
	鉾 島 沖 合	0.23		0.24		0.24		0.20		0.29			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.34	0.27	0.22	0.22	0.24	0.22	0.20	0.20	0.15	0.18	○	0.3以下
	大 槌 島 北	0.20		0.22		0.20		0.19		0.21			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.33	0.25	0.26	0.24	0.24	0.23	0.27	0.25	0.17	0.22	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.23		0.22		0.24		0.26		0.25			
	青 佐 鼻 沖	0.25		0.25		0.26		0.26		0.28			
	北木島布越崎北	0.20		0.21		0.18		0.19		0.18			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.23	0.23	0.25	0.24	0.22	0.21	0.20	0.20	0.21	0.20	○	0.3以下
	前 島 南 西	0.24		0.25		0.23		0.21		0.21			
	前 島 東 南	0.23		0.23		0.19		0.18		0.18			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.23	0.25	0.26	0.29	0.23	0.25	0.20	0.22	0.21	0.25	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.24		0.29		0.26		0.20		0.27			
	鹿久居島東沖	0.27		0.32		0.27		0.27		0.26			

(備考)

1) ○は、環境基準が達成された水域を示す。

×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(ウ) 全りん

(湖 沼：1 水域2 地点)

水 域 名	地 点 名	全りん (年間平均値) (mg/ℓ)					環境基準値 (mg/ℓ)	水 質 目 標 (mg/ℓ)
		11年度	12年度	13年度	14年度	15 年 度		
児 島 湖	湖 心	0.18	0.19	0.19	0.19	0.19	×	0.1以下
	樋 門	0.17	0.18	0.19	0.17	0.18		

(海 域：8 水域21地点)

水 域 名	地 点 名	全りん (年間平均値) (mg／ℓ)											環境基準値 (mg／ℓ)
		11 年 度		12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度			
水 島 港 区	水島港口部	0.035	0.035	0.030	0.030	0.028	0.028	0.029	0.029	0.027	0.027	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.034	0.031	0.035	0.029	0.026	0.025	0.027	0.026	0.025	0.024	○	0.03以下
	上 水 島 北	0.030		0.028		0.026		0.024					
	濃地諸島東	0.029		0.024		0.022		0.025		0.022			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.074	0.068	0.065	0.059	0.058	0.052	0.070	0.063	0.060	0.057	○	0.09以下
	向 小 串 沖	0.062		0.052		0.045		0.055		0.053			
児 島 湾 沖	児島湾口沖	0.046	0.036	0.036	0.027	0.029	0.028	0.040	0.032	0.043	0.037	×	0.03以下
	出 崎 東 沖	0.032		0.025		0.032		0.032		0.033			
	銚 島 沖 合	0.029		0.021		0.023		0.025		0.036			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.031	0.028	0.025	0.025	0.021	0.022	0.024	0.024	0.024	0.027	○	0.03以下
	大 槌 島 北	0.025		0.024		0.022		0.024		0.029			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.030	0.029	0.025	0.026	0.021	0.023	0.022	0.027	0.023	0.029	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.029		0.025		0.025		0.032		0.034			
	青 佐 鼻 沖	0.032		0.031		0.027		0.032		0.035			
	北木島布越崎北	0.024		0.021		0.019		0.022		0.023			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.030	0.029	0.026	0.025	0.029	0.026	0.032	0.031	0.028	0.027	○	0.03以下
	前 島 南 西	0.030		0.026		0.026		0.032		0.029			
	前 島 東 南	0.028		0.023		0.023		0.029		0.024			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.028	0.026	0.026	0.028	0.028	0.027	0.030	0.030	0.027	0.028	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.026		0.032		0.027		0.030		0.029			
	鹿久居島東沖	0.024		0.027		0.027		0.030		0.027			

(備考)

1) ○は、環境基準が達成された水域を示す。

×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6) 地下水質の測定項目別検出状況

[illegible]

(7) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(単位: mg/ℓ)

区 分	農 薬 名 (ISO名等)	評価指針値
殺 虫 剤 (9)	イミダクロプリド	0.2
	※エトフェンブロックス	0.08
	※NAC (カルバリル)	0.05
	クロルピリホス	0.03
	ECP (ジクロフェンチオン)	0.006
	※DEP (トリクロルホン)	0.03
	※ピリダフェンチオン	0.002
	※ブプロフェジン	0.01
	※マラソン (マラチオン)	0.01
殺 菌 剤 (9)	イプロジオン	0.3
	※EDDP (エディフェンホス)	0.006
	トルクロホスメチル	0.2
	※トリシクラゾール	0.1
	※フサライド	0.1
	※プロベナゾール	0.05
	※フルトラニル	0.2
	※ベンシクロン	0.04
	※メプロニル	0.1
除 草 剤 (9)	エスプロカルブ	0.01
	シメトリン	0.06
	ブタミホス	0.004
	ブレチラクロール	0.04
	プロモブチド	0.04
	SAP (ペンスリド)	0.1
	ベンディメタリン	0.1
	メフェナセット	0.009
	モリネート	0.005
	計 27農薬	

(注) ※印は空中散布に使用されている農薬

(8) 調査農薬別の検出状況

(平成15年度)

農薬の 種 類	調 査 農 薬 名	環 境 省 暫定指導 指 針 値	ゴルフ場の排水		環境省 暫定指 導指針 値超過 検体数	公 共 用 水 域	
			平成 15年 5 月 調 査			平成 15年 5 月 調 査	
			検 出 状 況	検 出 範 囲		検 出 状 況	検 出 範 囲
殺菌剤	イソプロチオラン	0.4	7／43	不検出～0.0008	0	2／6	不検出～0.0003
	イ プ ロ ジ オ ン	3	1／43	不検出～0.0001	0	0／6	不検出
	エトリジアゾール	0.04	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	オ キ シ ン 銅	0.4	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	キ ャ プ タ ン	3	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.4	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ク ロ ロ ネ ブ	0.5	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	チ ウ ラ ム	0.06	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	トリクロホスメチル	0.8	2／43	不検出～0.0001	0	0／6	不検出
	フルトラニル	2	24／43	不検出～0.0031	0	0／6	不検出
	プロピコナゾール	0.5	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ペンシクロン	0.4	27／43	不検出～0.0045	0	0／6	不検出
	メタラキシル	0.5	9／43	不検出～0.0002	0	0／6	不検出
	メ プ ロ ニ ル	1	1／43	不検出～0.0001	0	0／6	不検出
殺虫剤	アセフェート	0.8	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	イソキサチオン	0.08	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	イソフェンホス	0.01	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	エトフェンプロックス	0.8	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	クロルピリホス	0.04	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ダイアジノン	0.05	2／43	不検出～0.0016	0	1／6	不検出～0.0002
	トリクロルホン	0.3	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ピリダフェンチオン	0.02	1／43	不検出～0.0001	0	0／6	不検出
	フェニトロチオン	0.03	0／43	不検出	0	1／6	不検出～0.0006
除草剤	ア シ ュ ラ ム	2	1／43	不検出～0.001	0	0／6	不検出
	ジ チ オ ピ ル	0.08	2／43	不検出～0.0003	0	0／6	不検出
	シ デ ュ ロ ン	3	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	シ マ ジ ン	0.03	4／43	不検出～0.0002	0	0／6	不検出
	テルブカルブ	0.2	5／43	不検出～0.0012	0	0／6	不検出
	トリクロピル	0.06	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ナプロパミド	0.3	4／43	不検出～0.0002	0	0／6	不検出
	ピリブチカルブ	0.2	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	ブタミホス	0.04	0／43	不検出	0	0／6	不検出
	プロピザミド	0.08	5／43	不検出～0.0004	0	0／6	不検出
	ペンスリド	1	1／43	不検出～0.0023	0	0／6	不検出
	ペンディメタリン	0.5	7／43	不検出～0.0007	0	0／6	不検出
	ペンフルラリン	0.8	1／43	不検出～0.0001	0	0／6	不検出
	メコプロップ	0.05	2／43	不検出～0.002	0	0／6	不検出
	メチルダイムロン	0.3	0／43	不検出	0	0／6	不検出

(注) 検出範囲及び環境省暫定指導指針値の単位は、mg/ℓである。

(9) 海水浴場の水質検査結果 (開設前)

(平成15年度)

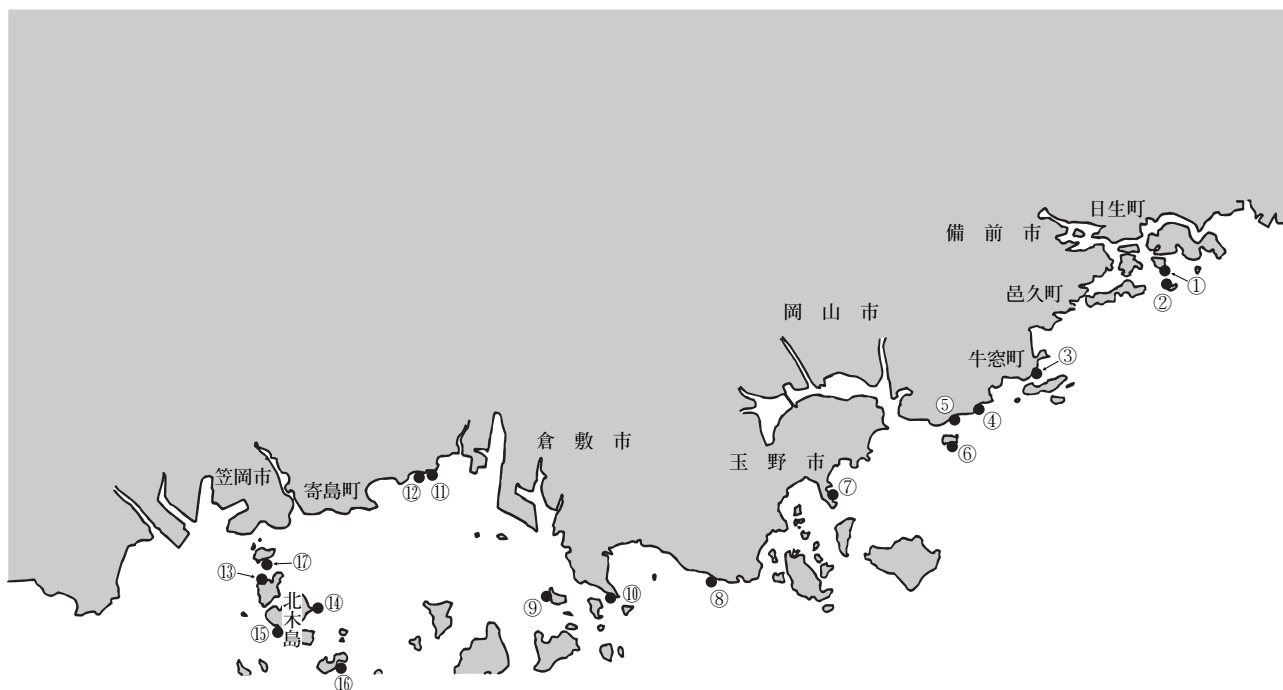
海水浴場名	所在地	検査項目				判定	O-157 調査
		透明度	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	油膜の有無		
外輪(頭島)	和気郡日生町頭島	1m以上	1.6	不検出	無	適(AA)	陰性
宮の下(大多府島)	和気郡日生町大多府	1m以上	1.5	不検出	無	適(AA)	陰性
牛窓	邑久郡牛窓町牛窓	1m以上	0.8	不検出	無	適(AA)	陰性
西脇	邑久郡牛窓町鹿忍西脇	1m以上	0.8	不検出	無	適(AA)	陰性
宝伝	岡山市宝伝	1m以上	1.3	2	無	適(A)	陰性
犬島	岡山市犬島	1m以上	0.9	不検出	無	適(AA)	陰性
出崎	玉野市沼	1m以上	1.3	不検出	無	適(AA)	陰性
渋川	玉野市渋川	1m以上	1.2	不検出	無	適(AA)	陰性
六口島	倉敷市下津井六口島	1m以上	1.4	不検出	無	適(AA)	陰性
大浜	倉敷市大島	1m以上	1.0	3	無	適(A)	陰性
沙美	東浜	倉敷市玉島黒崎沙美	1m以上	2	無	適(A)	陰性
	西浜	倉敷市玉島黒崎沙美	1m以上	30	無	適(A)	陰性
白石島	笠岡市白石島西ノ浦	1m以上	1.0	不検出	無	適(AA)	陰性
北木島	楠	笠岡市北木島町楠	1m以上	1.2	不検出	適(AA)	陰性
	下浦	笠岡市北木島町下浦	1m以上	0.8	不検出	適(AA)	陰性
真鍋島	笠岡市真鍋島福浦	1m以上	0.9	不検出	無	適(AA)	陰性
高島	笠岡市高島竹の浜	1m以上	0.9	不検出	無	適(AA)	陰性

(注) 調査は、5月中旬～6月上旬のうち2日実施

ア 判定基準

区分	評価
適	AA 水質が特に良好な海水浴場
	A 水質が良好な海水浴場
可	B 水質Bである海水浴場
	C 水質Cである海水浴場
不適	海水浴場に適さない

(10) 海水浴場位置図



①	外頭輪島	⑩	大浜
②	宮の下の (大多府島)	⑪	沙美東浜
③	牛窓	⑫	沙美西浜
④	西脇	⑬	白石島
⑤	宝伝	⑭	北木島楠
⑥	犬島	⑮	北木島下浦
⑦	出崎	⑯	真鍋島
⑧	渋川	⑰	高島
⑨	六口島		

(11) 金剛川流域の土壌の調査結果

(平成15年度)

分析区分 \ 測定項目	カドミウム	ヒ素	銅
含有試験 (mg/kg)	0.22～0.35	0.27～1.0	4.4～12
溶出試験 (mg/ℓ)	不検出～0.001	不検出～0.019	—

(参考) 土壌の汚染に係る環境基準

分析区分 \ 測定項目	カドミウム	ヒ素	銅
含有試験 (mg/kg)	1 (玄米中)	15 (土壌中)	125 (土壌中)
溶出試験 (mg/ℓ)	0.01	0.01	—

(12) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成9年	10	11	12	13	14	15
日最大排水量が50m³以上	1,201 (575)	1,213 (596)	1,207 (597)	1,202 (604)	1,151 (601)	1,127 (590)	1,114 (595)
日最大排水量が50m³未満	4,803 (2,952)	4,842 (2,976)	4,876 (3,011)	4,899 (3,042)	4,803 (3,030)	4,778 (3,005)	4,991 (3,084)
合 計	6,004 (3,527)	6,055 (3,572)	6,083 (3,608)	6,101 (3,646)	5,954 (3,631)	5,905 (3,595)	6,158 (3,718)

(注) () 内は、岡山県所管分で内数

(13) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可件数

区 分 \ 年 度	平成9年	10	11	12	13	14	15
法 第 5 条 (設 置)	38	40	49	30	33	14	16
法 第 8 条 (変 更)	40	48	29	29	34	18	23
届 出	78	58	70	79	89	49	63
そ の 他※	23	26	26	23	21	15	23
合 計	179	172	174	161	177	96	125

(注) 岡山市内の事業場は平成8年度から、倉敷市内の事業場は平成14年度から、それぞれの市の所管となった。

(※) 他県からの意見照会

(14) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区 分 \ 年 度	平成9年	10	11	12	13	14	15
規制基準の適用されるもの※	43 (29)	41 (27)	42 (28)	41 (19)	37 (15)	35 (14)	34 (12)
規制基準の適用されないもの	271 (192)	275 (194)	276 (195)	275 (130)	278 (129)	280 (131)	280 (132)
合 計	314 (221)	316 (221)	318 (223)	316 (149)	315 (144)	315 (145)	314 (144)

(※) 日最大排水量が50m³以上(児島湖流域については日平均排水量が20m³以上を含む。)の特定事業場

(注) () 内は、岡山県所管分で内数

（15）自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	邑久郡牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 〃	岡山市宝伝	〃	養浜事業（昭和57 年度）	〃
銚島 〃	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠 〃	笠岡市北木島	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西の浦 〃	〃	〃		〃
沙美東 〃	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 〃	邑久郡邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦 〃	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	4 市 2 町	—	—	—

4 有害化学物質関係

（1）平成15年度ダイオキシン類環境調査結果

① 大気

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調査主体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	0.030	0.040	0.044	0.043	0.039	岡 山 県
2	瀬戸町役場	瀬戸町瀬戸	0.053	0.039	0.031	0.070	0.048	
3	総社大気測定局	総社市中央	0.033	0.022	0.043	0.037	0.034	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.043	0.044	0.049	0.064	0.050	
5	高梁地方振興局	高梁市落合町	0.037	0.021	0.018	0.0090	0.021	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.010	0.024	0.044	0.049	0.032	
7	久世町役場	久世町久世	0.014	0.021	0.041	0.012	0.022	
8	津山地方振興局	津山市山下	0.054	0.029	0.027	0.043	0.038	
9	県吉野寮	美作町三倉田	0.074	0.095	0.13	0.10	0.10	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.045	0.058	0.060	0.066	0.057	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.028	0.052	0.10	0.036	0.054	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.13	0.046	0.061	0.14	0.094	倉 敷 市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.061	0.054	0.081	0.053	0.062	
14	国設倉敷大気測定局	倉敷市美和	0.045	0.062	0.054	0.033	0.049	環 境 省

（備考）1 環境基準は、0.6pg-TEQ/m³以下（年間平均値）である。

2 調査時期は、次の表のとおりであり、いずれも1週間連続採取である。

No.	調 査 地 点	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
1	玉野市日比市民センター	H15. 5. 7～14	H15. 8.12～19	H15.11. 7～14	H16. 2. 6～13
2	瀬戸町役場	H15. 5.15～22	H15. 8.20～27	H15.11.18～25	H16. 2.16～23
3	総社大気測定局	H15. 5. 7～14	H15. 8.12～19	H15.11. 7～14	H16. 2. 5～12
4	茂平大気測定局	H15. 5.16～23	H15. 8.21～28	H15.11.20～27	H16. 2.17～24
5	高梁地方振興局	H15. 5.16～23	H15. 8.21～28	H15.11.20～27	H16. 2. 5～12
6	新見大気測定局	H15. 5. 6～13	H15. 8.11～18	H15.11. 6～13	H16. 2.17～24
7	久世町役場	H15. 5. 6～13	H15. 8.11～18	H15.11.18～25	H16. 2. 6～13
8	津山地方振興局	H15. 5.15～22	H15. 8.20～27	H15.11. 6～13	H16. 2.24～ 3.2
9	県吉野寮	H15. 5.15～22	H15. 8.20～27	H15.11.18～25	H16. 2.16～23
10	南輝大気測定局	H15. 5. 8～15	H15. 8.20～27	H15.11.13～20	H16. 2. 3～10
11	吉備大気測定局	H15. 5. 8～15	H15. 8.20～27	H15.11.13～20	H16. 2. 3～10
12	松江大気測定局	H15. 5.28～ 6.4	H15. 8. 1～ 8	H15.11. 5～12	H16. 2. 3～10
13	豊洲大気測定局	H15. 5.28～ 6.4	H15. 8. 1～ 8	H15.11. 5～12	H16. 2. 3～10
14	国設倉敷大気測定局	H16. 3. 1～ 8	H15. 8. 4～11	H15.10. 1～ 8	H15.12. 5～12

② 公共用水域

単位 { 水質 : pg-TEQ/ℓ
底質 : pg-TEQ/g }

No.	調 査 地 点			水 質		底 質		調査主体	
	水 域 名		地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果		
1	河	高 梁 川 水 域	高梁川上流	一中橋	H 15. 9.18	0.069	—		岡 山 県
2			高梁川中流	中井橋	H 15. 9.22	0.064	H 15. 9.22	0.13	岡 山 県
3			高梁川下流	霞橋	H 15.11.26	0.13	H 15.11.26	44	国土交通省
4			西川	布原橋	H 15. 9.18	0.062	—		岡 山 県
5			小坂部川	巖橋	H 15. 9.18	0.065	—		岡 山 県
6			有漢川	幡見橋	H 15. 9.22	0.069	—		岡 山 県
7			成羽川	神崎橋	H 15. 9.22	0.064	H 15. 9.22	0.33	岡 山 県
8			小田川上流	猪原橋	H 15. 9.24	0.064	—		岡 山 県
9			美山川	栄橋	H 15. 9.24	0.068	—		岡 山 県
10			里見川	鴨方川合流点	H 15.10. 9	0.25	H 15.10. 9	0.78	岡 山 県
11	旭 川 水 域	旭川上流	湯原ダム	H 15. 9.19	0.058	H 15. 9.19	8.2	岡 山 県	
12		旭川中流	落合橋	H 15. 9.19	0.063	H 15. 9.19	1.5	岡 山 県	
13			乙井手堰	H 15.11.26	0.080	H 15.11.26	0.26	国土交通省	
14		新庄川	大久奈橋	H 15. 9.19	0.061	—		岡 山 県	
15		砂川	新橋	H 15. 9.26	0.31	H 15. 9.26	0.44	岡 山 県	
16	吉 井 川 水 域	吉井川上流	嵯峨堰	H 15. 9.29	0.067	—		岡 山 県	
17		吉井川中・下流	周匝大橋	H 15. 9.29	0.075	H 15. 9.29	0.61	岡 山 県	
18			熊山橋	H 15.11.26	0.092	H 15.11.26	0.53	国土交通省	
19		加茂川	加茂川橋	H 15. 9.29	0.065	—		岡 山 県	
20		梶並川	滝村堰	H 15. 9.30	0.080	—		岡 山 県	
21		滝川	三星橋	H 15. 9.30	0.096	H 15. 9.30	0.52	岡 山 県	
22		吉野川	鷺湯橋	H 15. 9.30	0.072	—		岡 山 県	
23		笹ヶ瀬川水域	足守川上流	高塚橋	H 15.12. 3	0.075	H 15.12. 3	0.15	岡 山 市
24			足守川下流	入江橋	H 15.12. 3	0.091	H 15.12. 3	0.078	岡 山 市
25	笹ヶ瀬川		笹ヶ瀬橋	H 15.12. 3	0.10	H 15.12. 3	2.0	岡 山 市	

No.	調 査 地 点			水 質		底 質		調査主体
	水 域 名		地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果	
26	河 川 水 域	倉 敷 川	入船橋	H 16. 1.14	0.079	H 16. 1.14	3.4	倉 敷 市
27			新田橋	H 16. 1.14	0.10	H 16. 1.14	22	倉 敷 市
28			下灘橋	H 16. 1.14	0.11	H 16. 1.14	54	倉 敷 市
29			粒栄橋	H 16. 1.14	0.13	H 16. 1.14	27	倉 敷 市
30			盛綱橋	H 16. 1.14	0.15	H 16. 1.14	1.9	倉 敷 市
31			稔橋	H 15.12. 3	0.16	H 15.12. 3	1.5	岡 山 市
32			倉敷川橋	H 15.12. 3	0.23	H 15.12. 3	15	岡 山 市
33			倉敷川及び妹尾川合流点	H 15.12. 3	0.40	H 15.12. 3	11	岡 山 市
34			吉岡川	粒江橋	H 16. 1.14	0.26	H 16. 1.14	34
35		六間川	桜橋	H 16. 1.14	0.14	H 16. 1.14	15	倉 敷 市
36		郷内川	新藤戸橋	H 16. 1.14	0.12	H 16. 1.14	18	倉 敷 市
37		妹尾川	妹尾川国道30号線下	H 15.11. 5	0.24	H 15.11. 5	14	岡 山 市
38		高屋川	滝山堰	H 15. 9.24	0.23	H 15. 9.24	0.46	岡 山 県
39		伊里川	浜の川橋	H 15. 9.26	0.072	H 15. 9.26	0.21	岡 山 県
40	湖 沼	児島湖	湖心	H 15.12. 3	0.14	H 15.12. 3	0.68	岡 山 市
41			樋門	H 15.12. 3	0.13	H 15.12. 3	23	岡 山 市
42	海 域	玉島港区	玉島港奥部	H 16. 1.16	0.12	H 16. 1.16	12	倉 敷 市
43		水島港区	水島港口部	H 16. 1.15	0.074	H 16. 1.15	4.7	倉 敷 市
44		水島地先海域（甲）	玉島港沖合	H 16. 1.16	0.080	H 16. 1.16	3.4	倉 敷 市
45			上水島北	H 16. 1.15	0.075	H 16. 1.15	0.20	倉 敷 市
46			濃地諸島東	H 16. 1.15	0.079	H 16. 1.15	0.24	倉 敷 市
47		水島地先海域（乙）	網代諸島沖	H 16. 1.16	0.074	H 16. 1.16	0.55	倉 敷 市
48		児島湾（甲）	同和鉱業沖	H 15.11.19	0.052	H 15.11.19	9.1	岡 山 市
49		児島湾（乙）	旭川河口部	H 15.11.19	0.055	H 15.11.19	11	岡 山 市
50			吉井川河口部	H 15.11.19	0.051	H 15.11.19	2.2	岡 山 市
51			横樋沖	H 15.11.19	0.062	H 15.11.19	7.4	岡 山 市
52			九幡沖	H 15.11.19	0.073	H 15.11.19	1.1	岡 山 市
53			阿津沖	H 15.11.19	0.052	H 15.11.19	7.3	岡 山 市
54			向小串沖	H 15.11.19	0.051	H 15.11.19	3.4	岡 山 市
55			児島湾（丙）	別荘沖	H 15.11.19	0.050	H 15.11.19	3.8
56		児島湾口沖		H 15.11.19	0.057	H 15.11.19	1.0	岡 山 市
57		波張崎南		H 15.10. 2	0.068	H 15.10. 2	2.0	岡 山 県
58		出崎東沖		H 15.10. 2	0.080	H 15.10. 2	2.3	岡 山 県
59		備讃瀬戸	神島御崎沖	H 15. 9.16	0.060	H 15. 9.16	1.0	岡 山 県
60			青佐鼻沖	H 15. 9.16	0.12	H 15. 9.16	7.6	岡 山 県
61			北木島布越崎北	H 15. 9.16	0.062	H 15. 9.16	1.3	岡 山 県
62			久須美鼻東	H 16. 1.15	0.072	H 16. 1.15	0.11	倉 敷 市
63			大槌島北	H 15. 9. 9	0.061	H 15. 9. 9	0.11	岡 山 県
64		牛窓地先海域	錦海湾	H 15.10. 1	0.074	H 15.10. 1	6.3	岡 山 県
65			前島南西	H 15.10. 1	0.076	H 15.10. 1	7.6	岡 山 県
66		播磨灘北西部	長島西南沖	H 15.10. 1	0.072	H 15.10. 1	8.7	岡 山 県
67			大多府島東南沖	H 15.10. 1	0.063	H 15.10. 1	10	岡 山 県
68			鹿久居島東沖	H 15.10. 1	0.073	H 15.10. 1	11	岡 山 県

（備考） 1 水質の環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ 以下（年間平均値）である。

2 底質の環境基準は150pg-TEQ/gである。

③ 地下水質

(単位：pg-TEQ/ℓ)

No.	調 査 地 点	試料採取日	結 果	調査主体
1	御津町高津地内	H 15.10.7	0.058	岡 山 県
2	御津町紙工地内	H 15.10.7	0.060	
3	加茂川町円城地内	H 15.10.7	0.057	
4	加茂川町和田地内	H 15.10.7	0.057	
5	赤坂町由津里地内	H 15.10.10	0.058	
6	吉井町福田地内	H 15.10.10	0.057	
7	備前市伊部地内	H 15.10.10	0.057	
8	日生町日生地内	H 15.10.10	0.059	
9	総社市下倉地内	H 15.10.9	0.057	
10	総社市見延地内	H 15.10.9	0.057	
11	芳井町下鴨地内	H 15.10.17	0.058	
12	笠岡市吉田地内	H 15.10.17	0.057	
13	矢掛町矢掛地内	H 15.10.17	0.057	
14	矢掛町里山田地内	H 15.10.17	0.057	
15	川上町地頭地内	H 15.10.21	0.060	
16	成羽町坂本地内	H 15.10.21	0.059	
17	有漢町有漢地内	H 15.10.21	0.058	
18	賀陽町湯山地内	H 15.10.21	0.057	
19	賀陽町吉川地内	H 15.10.21	0.057	
20	神郷町油野地内	H 15.10.23	0.057	
21	新見市千屋地内	H 15.10.23	0.057	
22	新見市上熊谷地内	H 15.10.23	0.074	
23	哲西町上神代地内	H 15.10.23	0.057	
24	新見市長屋地内	H 15.10.23	0.057	
25	八束村富山根地内	H 15.10.27	0.057	
26	新庄村地内	H 15.10.27	0.057	
27	勝山町荒田地内	H 15.10.24	0.057	
28	落合町下方地内	H 15.10.27	0.057	
29	落合町関地内	H 15.10.27	0.058	
30	津山市二宮地内	H 15.10.30	0.057	
31	津山市院庄地内	H 15.10.30	0.064	
32	鏡野町土居地内	H 15.10.30	0.058	
33	奥津町箱地内	H 15.11.5	0.057	
34	加茂町知和地内	H 15.11.5	0.057	
35	久米南町山手地内	H 15.11.5	0.071	
36	奈義町西原地内	H 15.11.4	0.057	
37	勝田町梶並地内	H 15.11.4	0.057	
38	勝央町勝間田地内	H 15.11.4	0.057	
39	美作町豊国原地内	H 15.11.4	0.060	
40	作東町川北地内	H 15.11.4	0.057	
41	岡山市間倉地内	H 15.11.18	0.050	岡 山 市
42	岡山市小山地内	H 15.11.18	0.050	
43	岡山市郡地内	H 15.11.18	0.050	
44	岡山市横井上地内	H 15.11.18	0.053	
45	岡山市高松稲荷地内	H 15.11.18	0.067	
46	岡山市日近地内	H 15.11.18	0.076	
47	倉敷市福田町福田地内	H 15.11.20	0.012	倉 敷 市
48	倉敷市藤戸町天城地内	H 15.11.20	0.013	

(備考) 環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ 以下(年間平均値)である。

④ 土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
1	御津町立甘泉幼稚園	御津町中泉272	H 15.10.3	0.046	岡 山 県
2	旧御津町立承芳小学校	御津町紙工2590	H 15.10.3	0.012	
3	加茂川町立円城小学校	加茂川町円城776-1	H 15.10.3	0.00035	
4	加茂川町立御北小学校	加茂川町豊岡上139-1	H 15.10.3	0.00046	
5	赤坂町立赤坂中学校	赤坂町町茹田425-1	H 15.10.8	0.00081	
6	吉井町立吉井中学校	吉井町周匝161	H 15.10.8	0.058	
7	備前市立伊部小学校	備前市伊部1415-2	H 15.10.8	0.024	
8	日生町立日生西小学校	日生町日生1680	H 15.10.8	0.0017	
9	総社市立昭和小学校	総社市美袋1636	H 15.10.9	0.031	
10	総社市立池田小学校	総社市見延699	H 15.10.9	0.026	
11	芳井町立共和小学校	芳井町下鳴2962	H 15.10.15	0.0096	
12	吉田文化会館	笠岡市吉田2169-3	H 15.10.15	0.046	
13	矢掛運動公園	矢掛町矢掛355	H 15.10.15	0.0086	
14	矢掛町 B & G 海洋センター	矢掛町西川面1307-3	H 15.10.15	0.060	
15	川上町公民館領家分館	川上町領家1367-1	H 15.10.16	0.032	
16	坂本農村広場	成羽町坂本1168	H 15.10.16	0.042	
17	高梁市立巨瀬小学校	高梁市巨瀬町4966-2	H 15.10.16	0.00017	
18	下竹荘小学校	賀陽町湯山1014	H 15.10.16	0.034	
19	吉川八幡宮	賀陽町吉川3932	H 15.10.16	0.038	
20	神郷町立油野小学校	神郷町油野1997-1	H 15.10.20	0.019	
21	新見市立実小学校	新見市千屋実2287	H 15.10.20	0.011	
22	新見市立熊谷中学校	新見市上熊谷3763-2	H 15.10.20	0.012	
23	さわやか広場	哲西町上神代1618	H 15.10.20	0.00026	
24	久保井野キャンプ場	哲多町花木1548	H 15.10.20	0.053	
25	八束村立八束小学校	八束村下見1527	H 15.10.24	0.00056	
26	新庄村総合運動公園	新庄村879-1	H 15.10.24	0.00057	
27	勝山町立月田小学校	勝山町月田5642	H 15.10.24	0.011	
28	落合町立落合小学校	落合町垂水607-2	H 15.10.24	0.0012	
29	落合町立上田小学校上山分校	落合町上山346-1	H 15.10.24	0.033	
30	衆楽公園土の広場	津山市山北628	H 15.10.28	0.012	
31	西部公園グラウンド	津山市二宮420	H 15.10.28	0.011	
32	鏡野町町民グラウンド	鏡野町入108	H 15.10.28	0.00035	
33	久田神社	奥津町河内184-3	H 15.10.28	0.00032	
34	旧上加茂小学校跡地	加茂町知和910-1	H 15.10.28	0.078	
35	神目小学校	久米南町上神目613	H 15.10.28	0.26	
36	奈義町総合運動公園	奈義町柿1074	H 15.10.31	0.000090	
37	勝田町立梶並小学校	勝田町梶並104-4	H 15.10.31	0.019	
38	勝央町立勝岡田小学校	勝央町勝岡田194-1	H 15.10.31	0.010	
39	美作町立美作北小学校	美作町檜原中60	H 15.10.31	0.024	
40	作東町総合中央公園	作東町江見862	H 15.10.31	0.00021	
41	公園	岡山市福泊	H 15.10.30	0.072	岡 山 市
42	遊園地	岡山市延友	H 15.10.31	2.2	
43	公園	岡山市津高	H 15.10.31	0.18	
44	公園	岡山市野田	H 15.10.31	0.33	
45	公園	岡山市中山下	H 15.10.31	0.40	
46	遊園地	岡山市東平島	H 15.10.30	0.47	
47	遊園地	岡山市矢井	H 15.10.30	0.21	
48	遊園地	岡山市邑久郷	H 15.10.30	0.49	
49	遊園地	岡山市福谷	H 15.10.31	0.70	
50	遊園地	岡山市金岡東町	H 15.10.30	1.2	
51	公園	岡山市箕島	H 15.10.31	3.9	
52	公園	岡山市宮浦	H 15.10.30	2.3	

No.	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
53	中庄小学校	倉敷市中庄2599	H 16.1.7	0.11	倉 敷 市
54	中州小学校	倉敷市中島909-3	H 16.1.7	0.49	
55	粒江小学校	倉敷市粒江2161	H 16.1.7	0.66	
56	第二福田小学校	倉敷市福田町古新田310-2	H 16.1.7	0.10	
57	柏島小学校	倉敷市玉島柏島2751-1	H 16.1.7	0.72	
58	穂井田小学校	倉敷市玉島陶1630	H 16.1.7	0.19	
59	本荘小学校	倉敷市児島塩生1750	H 16.1.7	1.1	
60	郷内小学校	倉敷市林1000	H 16.1.7	0.41	

（備考）環境基準は、1,000pg-TEQ／g以下である。

(2) 平成15年度有害大気汚染物質環境調査結果

(単位：μg/m³)

調査主体 調査地点 物質名	岡 山 県			岡 山 市		倉 敷 市				岡山県 (補足地点：参考値)※				環境基準	指針値
	長津大気 測定局	茂平大気 測定局	津山地方 振興局	玉野市立日比 市民センター	南郷大気 測定局	吉備大気 測定局	倉敷美和 大気測定局	松江大気 測定局	春日大気 測定局	塩生大気 測定局	宇野津大気 測定局	広江大気 測定局	港湾局大気 測定局		
アクリロニトリル	0.059	0.043	0.032	0.081	0.068	0.046	0.10	0.70	0.15	0.17	0.26	0.44	0.092		2 以下
アセトアルデヒド	2.0	1.3	1.3	1.2	1.8	2.8	3.6	3.6	—	—	—	—	—		
塩化ビニルモノマー	0.046	0.056	0.020	0.072	0.040	0.016	0.036	0.81	0.036	0.092	0.093	0.15	0.022		10以下
クロロホルム	0.28	0.21	0.19	0.29	0.20	0.18	0.12	0.59	0.14	0.19	0.21	0.31	0.24		
酸化エチレン	0.13	0.067	0.21	0.065	0.025	0.021	0.028	0.039	—	—	—	—	—		
1,2-ジクロロエタン	0.19	0.16	0.10	0.17	0.079	0.063	0.17	4.4	0.18	0.27	0.27	0.58	0.25		
ジクロロメタン	1.0	0.73	1.6	0.80	1.0	0.88	0.85	1.0	0.91	0.71	0.63	0.80	1.3	150以下	
水銀及びその化合物	0.0016	0.0015	0.0013	0.0022	0.0025	0.0035	0.0023	0.0040	—	—	—	—	—		0.04以下
テトラクロロエチレン	0.12	0.14	0.077	0.19	0.089	0.090	0.097	0.49	0.14	0.17	0.18	0.41	0.22	200以下	
トリクロロエチレン	0.11	0.13	0.23	0.079	0.13	0.13	0.18	1.3	0.30	0.18	0.14	0.40	0.25	200以下	
ニッケル化合物	0.0041	0.0058	0.0023	0.0051	0.0064	0.0061	0.0058	0.039	—	—	—	—	—		0.025以下
ヒ素及びその化合物	0.0016	0.0012	0.00067	0.0051	0.0041	0.0025	0.0041	0.0071	—	—	—	—	—		
1,3-ブタジエン	0.35	0.13	0.19	0.095	0.21	0.24	0.27	0.33	0.30	0.36	0.34	0.19	0.32		
ベリリウム及びその化合物	0.00021	0.00020	0.00011	0.00014	0.000034	0.000041	0.000037	0.000054	—	—	—	—	—		
ベンゼン	2.7	2.1	1.9	2.2	1.9	1.9	1.9	4.3	2.3	3.1	3.0	2.6	5.2	3 以下	
ベンゾ(a)ピレン	0.00062	0.00082	0.00025	0.00039	0.00037	0.00035	0.00044	0.0014	—	—	—	—	—		
ホルムアルデヒド	3.0	2.1	2.4	2.0	2.5	2.7	2.7	2.9	—	—	—	—	—		
マンガン及びその化合物	0.050	0.070	0.0098	0.026	0.038	0.038	0.063	0.17	—	—	—	—	—		
クロム及びその化合物	0.0024	0.0034	0.00059	0.0014	0.0051	0.0042	0.0063	0.022	—	—	—	—	—		

(備考) 毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年間平均値を算出した。
※県が実施した補足3地点(宇野津、広江、港湾局)での測定結果は、調査回数(年4回)が少なく、環境基準値と直接的に比較はできない。

(3) トリクロロエチレン実測調査結果

事業所	トリクロロエチレン排出施設の排出口			事業所の敷地境界	
	排出口	回数	調査結果 (mg/m ³)	地点	調査結果 (μg/m ³)
A	1	1	909	1	<6.7
		2	690	2	28
	2	1	46	3	7.7
		2	28	4	<6.7
	3	1	8950		
		2	8050		
B	1	1	1660	1	564
		2	864	2	29.3
	2	1	1240	3	28.2
		2	6100	4	76

(備考) 事業所の敷地境界における調査は、原則として事業所の４方位の各１地点において実施したものである。

(4) 平成15年度環境ホルモン等実態調査結果

① 調査の目的

人や野生生物の内分泌作用を攪乱する化学物質(いわゆる環境ホルモン)及びその疑いのある物質について、その環境中の存在状況を把握していくことは、今後の調査研究や対策の検討を進めていく上で重要である。

このため、県では、平成11年度から公共用水域(水質及び底質)において調査を実施しているが、平成15年度の調査結果は、次のとおりであった。

② 調査概要

- ア 調査物質 別表１に示す24物質（群）
- イ 調査地点 別図に示す23地点（河川19地点、湖沼１地点、海域３地点）
- ウ 調査媒体 水質（23地点）、底質（12地点）
- エ 調査頻度 年１回（試料採取：平成15年10月１日～11月６日）
- オ 分析機関 岡山県環境保健センター

③ 調査結果の概要

調査を実施した24物質（群）のうち、水質及び底質から12物質（群）が検出された。

物 質 名	水 質		底 質	
	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\ell$)	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)
ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	10	N.D. ～0.0006	11	N.D. ～24
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	1	N.D. ～0.01	0	N.D.
CAT(シマジン)	1	N.D. ～0.03	0	N.D.
NAC(カルバリル)	1	N.D. ～0.08	0	N.D.
マラチオン	1	N.D. ～0.06	0	N.D.
トリブチルスズ	0	N.D.	5	N.D. ～7.0
トリフェニルスズ	0	N.D.	3	N.D. ～1.5
アルキルフェノール類(C5～C9)				
4-オクチルフェノール	0	N.D.	2	N.D. ～32
ノニルフェノール	5	N.D. ～0.06	4	N.D. ～1600
ビスフェノールA	8	N.D. ～0.22	4	N.D. ～51
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	8	N.D. ～0.7	12	22 ～11000
フタル酸ブチルベンジル	0	N.D.	2	N.D. ～78
フタル酸ジ-n-ブチル	1	N.D. ～0.5	5	N.D. ～620
ベンゾ(a)ピレン	5	N.D. ～0.0010	11	N.D. ～87
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0	N.D.	1	N.D. ～14
ベンゾフェノン	6	N.D. ～0.28	4	N.D. ～5.1
17 β -エストラジオール	4	N.D. ～0.001	11	N.D. ～0.20

(備考) 1 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

2 地点別の調査結果は、別表2のとおり。

3 全国調査結果との比較は、別表3のとおり。

④ 評価等

化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が独自に実施している全国調査結果の範囲内であった。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌攪乱作用を確認している3物質のうち、4-オクチルフェノールは水質からは検出されず、ノニルフェノールについては5地点から、ビスフェノールAについては8地点から検出されたが、魚類への内分泌攪乱作用はないとされる水質濃度（ノニルフェノール：0.608 $\mu\text{g}/\text{L}$ 以下、ビスフェノールA：24.7 $\mu\text{g}/\text{L}$ 以下）であった。

⑤ 今後の対応

県では、今後とも環境保健センターの超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や対象物質や地点の見直しを行いつつ調査を継続することにより、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、対応を検討していくこととしている。

(参考)

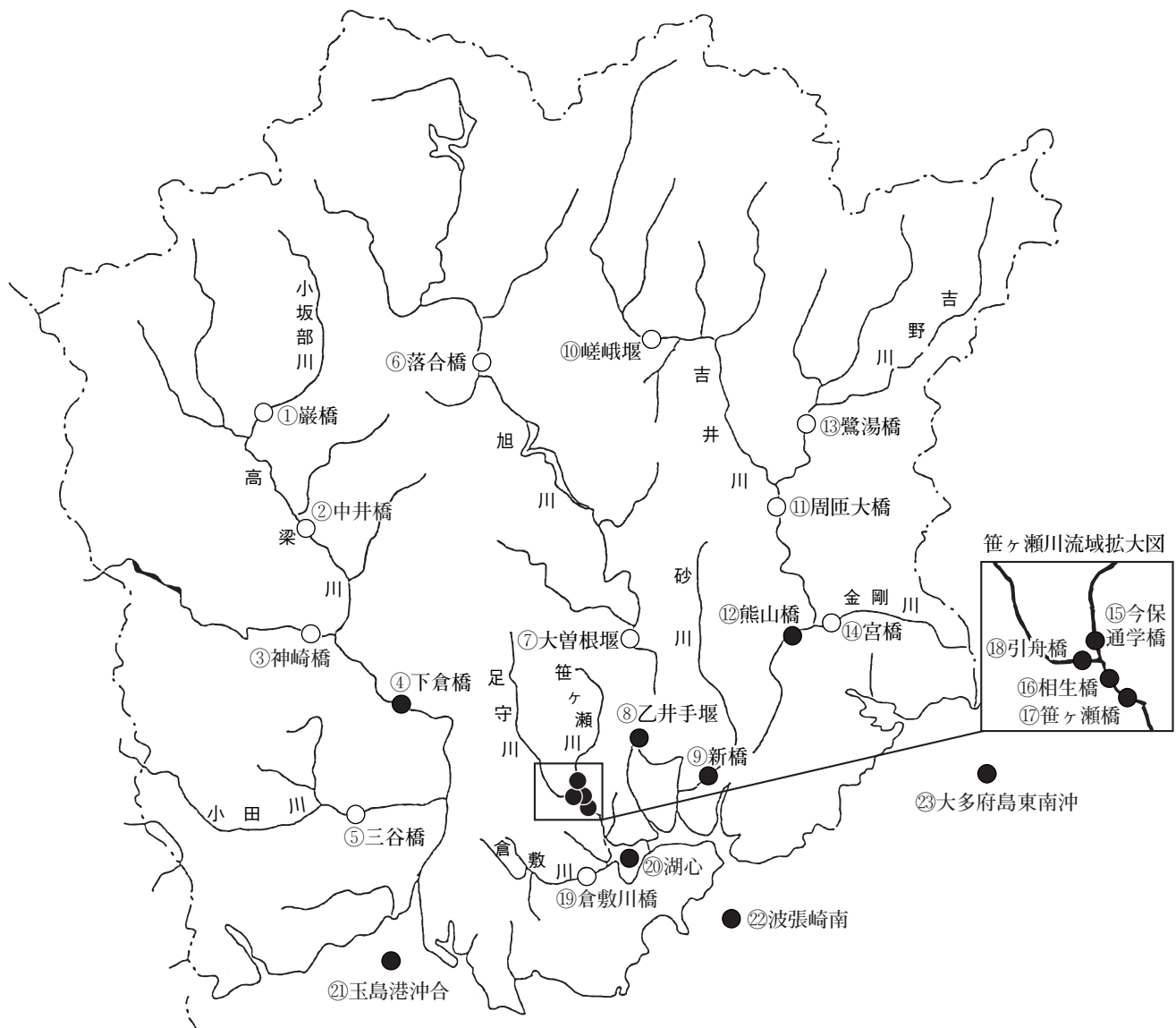
- ・分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月環境庁水質保全局水質規制課）
- ・ μg (マイクログラム)：100万分の1グラム、0.000001g

別表1 平成15年度環境ホルモン等実態調査対象物質

No.	SPEED '98	物質名	用途等
1	2	ポリ塩化ビフェニール類（PCB）	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	3	ポリ臭化ビフェニール類（PBB）	難燃剤
3	7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	除草剤
4	11	CAT（シマジン）	除草剤
5	13	NAC（カルバリル）	殺虫剤
6	27	マラチオン	殺虫剤
7	33	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
8	34	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
9	35	トリフルラリン	除草剤
10	36	アルキルフェノール類（C5～C9） 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
11	37	ビスフェノール A	樹脂の原料
12	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
13	39	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
14	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
15	41	フタル酸ジシクロヘキシル	プラスチックの可塑剤
16	42	フタル酸ジエチル	プラスチックの可塑剤
17	43	ベンゾ（a）ピレン	非意図的生成物
18	44	2,4-ジクロロフェノール	染料中間体
19	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
20	46	ベンゾフェノン	医薬品合成原料、保香剤等
21	47	4-ニトロトルエン	2,4-ジニトロトルエンなどの中間体
22	48	オクタクロロスチレン	有機塩素系化合物の副生成物
23	—	17 β -エストラジオール	人畜由来の女性ホルモン
24	—	エチニルエストラジオール	合成女性ホルモン（経口避妊薬）

（備考）「SPEED'98」とは、「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画 SPEED'98—（環境庁 1998 年 5 月、2000 年 11 月版）」の略称である。

別図 平成15年度環境ホルモン等実態調査地点図



備考 ○の地点は水質を測定、●の地点は水質及び底質を測定

①小坂部川	：巖橋	⑨砂川	：新橋	⑬笹ヶ瀬川	：笹ヶ瀬橋
②高梁川	：中井橋	⑩吉井川上流	：嵯峨堰	⑭足守川	：引舟橋
③成羽川	：神崎橋	⑪吉井川中流	：周匝大橋	⑮倉敷川	：倉敷川橋
④高梁川	：下倉橋	⑫吉井川下流	：熊山橋	⑯児島湖	：湖心
⑤小田川	：三谷橋	⑬吉野川	：鷺湯橋	⑰水島地先海域	：玉島港沖合
⑥旭川	：落合橋	⑭金剛川	：宮橋	⑱児島湾	：波張崎南
⑦旭川	：大曾根堰	⑮笹ヶ瀬川	：今保通学橋	⑳播磨灘北西部	：大多府島東南沖
⑧旭川	：乙井手堰	⑯笹ヶ瀬川	：相生橋		

別表 2 地点別の調査結果

水質 (平成15年度)																													
地点番号	測定地点	水域名	採年月日	天候	車位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					気温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					水温℃	0.0001	0.0001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.003	0.001	0.01	0.01	0.03	0.01	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0004	0.01	0.1	0.001	0.0004	0.0001	0.001	0.001
					物質名	ポリ塩化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニール類	2,4-ジクロロベンゾ酸	CAT(シマジン)	NAC(カルバリル)	アラチオン	トリブチルスズ	トリフェニルスズ	トリフルラリン	4-オクタフルエニール	ノニルフェニール	ビスフェノールA	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン	フタル酸-2-エチルキレン
					車位</																								

別表3 全国調査結果との比較

(1) 水 質

(単位: $\mu\text{g}/\ell$)

No.	化学物質名 (水質調査)	平成15年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	10/23	0.0006	0.0001	750/1,015	0.22	0.00001
2	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB)	0/23	N.D.	0.0001	0/ 951	N.D.	0.001
3	2,4ジクロロフェノキシ酢酸	1/23	0.01	0.01	68/ 847	1.56	0.02
4	CAT	1/23	0.03	0.01	7/ 772	0.21	0.02
5	NAC	1/23	0.08	0.01	11/ 772	0.39	0.01
6	マラチオン	1/23	0.06	0.01	9/ 797	0.32	0.01
7	トリブチルスズ	0/23	N.D.	0.003	69/1,015	0.09	0.001
8	トリフェニルスズ	0/23	N.D.	0.001	3/1,015	0.006	0.001
9	トリフルラリン	0/23	N.D.	0.01	1/ 797	0.05	0.01
10	アルキルフェノール類 (C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	0/23	N.D.	0.01	467/2,299	13	0.01
	ノニルフェノール	5/23	0.06	0.03	791/2,319	21	0.03
11	ビスフェノール A	8/23	0.22	0.01	1,151/2,301	19	0.01
12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	8/23	0.7	0.2	652/2,014	9.9	0.2
13	フタル酸ブチルベンジル	0/23	N.D.	0.2	9/1,915	3.1	0.1
14	フタル酸ジ-n-ブチル	1/23	0.5	0.2	228/2,245	16	0.2
15	フタル酸ジシクロヘキシル	0/23	N.D.	0.2	0/ 950	N.D.	0.1
16	フタル酸ジエチル	0/23	N.D.	0.2	34/1,047	1.1	0.1
17	ベンゾ (a) ピレン	5/23	0.0010	0.0004	12/1,062	0.07	0.01
18	2,4ジクロロフェノール	0/23	N.D.	0.01	91/1,042	0.88	0.01
19	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0/23	N.D.	0.1	288/2,015	1.8	0.01
20	ベンゾフェノン	6/23	0.28	0.001	161/1,171	0.84	0.01
21	4-ニトロトルエン	0/23	N.D.	0.0004	24/1,026	0.63	0.01
22	オクタクロロスチン	0/23	N.D.	0.0004	0/ 951	N.D.	0.01
23	17 β -エストラジオール	4/23	0.001	0.001	1,039/1,563	0.28	0.0001
24	エチニルエストラジオール	0/23	N.D.	0.001	18/ 587	0.0016	0.0001

(2) 底 質

(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

No.	化学物質名 (底質調査)	平成15年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	11/12	24	0.05	305/ 362	2,200	0.01
2	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB)	0/12	N.D.	0.05	0/ 323	N.D.	2
3	2,4ジクロロフェノキシ酢酸	0/12	N.D.	10	0/ 154	N.D.	5
4	CAT	0/12	N.D.	10	0/ 114	N.D.	0.7
5	NAC	0/12	N.D.	10	0/ 109	N.D.	1
6	マラチオン	0/12	N.D.	10	0/ 124	N.D.	1
7	トリブチルスズ	5/12	7.0	0.3	231/ 362	300	0.1
8	トリフェニルスズ	3/12	1.5	0.1	94/ 362	18	0.1
9	トリフルラリン	0/12	N.D.	10	0/ 129	N.D.	0.7
10	アルキルフェノール類 (C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	2/12	32	2	139/ 437	170	1
	ノニルフェノール	4/12	1,600	20	254/ 440	12,000	3
11	ビスフェノール A	4/12	51	2	239/ 440	270	0.2
12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	12/12	11,000	20	355/ 413	210,000	25
13	フタル酸ブチルベンジル	2/12	78	10	69/ 389	1,400	10
14	フタル酸ジ-n-ブチル	5/12	620	20	155/ 426	2,000	25
15	フタル酸ジシクロヘキシル	0/12	N.D.	10	10/ 323	170	10
16	フタル酸ジエチル	0/12	N.D.	10	6/ 362	32	10
17	ベンゾ (a) ピレン	11/12	87	0.2	407/ 531	3,800	1
18	2,4ジクロロフェノール	0/12	N.D.	2	4/ 347	230	1
19	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	1/12	14	10	22/ 413	66	10
20	ベンゾフェノン	4/12	5.1	0.4	78/ 374	29	1
21	4-ニトロトルエン	0/12	N.D.	2	3/ 347	4	1
22	オクタクロロスチン	0/12	N.D.	0.05	0/ 323	N.D.	1
23	17 β -エストラジオール	11/12	0.20	0.005	308/ 360	16	0.0048
24	エチニルエストラジオール	0/12	N.D.	0.005	1/ 168	0.01	0.01

(備考) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

3 「全国調査結果」とは、平成10年度から平成14年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。

4 調査年度等によって検出限界値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

5 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示（平成11年 4 月から適用）

区 分		類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C
環境基準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
	道路に面する地域	区分	2 車線以上の車線を有する道路	2 車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間	—	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	—	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

(2) 騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域と時間の区分

指 定 市 町 村		【用途地域以外の地域も指定している市町村】 岡山市、倉敷市、玉野市、瀬崎町、早島町、★笠岡市、井原市、総社市 【用途地域のみ指定している市町村】 津山市、高梁市、新見市、備前市、加茂川町、瀬戸町、山陽町、熊山町、和気町、山手村、清音村、船穂町、金光町、矢掛町、真備町、賀陽町、勝山町、落合町、久世町、勝央町、美作町
指 定 地 域	類型A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	類型B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外
	類型C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
時 間 区 分	昼 間	6：00～22：00
	夜 間	22：00～6：00

★印は、島しょ部を除く

（3）新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等11市町村の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

（4）航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	備考
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

（注）基準値の単位はWECPNL

WECPNLとは

加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「（航空機騒音の）うるささ指数」と呼ばれるもので、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市及び御津町のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km，西へ約3.5km，滑走路中心線から左右それぞれ約400m

(5) 一般地域における騒音測定結果 (平成15年度)

No	測 定 場 所	用 途 域	類 型	区 域	騒音レベル(dB: Leq)		環境基準との比較	
					昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	岡山市福泊246-1	1	A	1	47	41	○	○
2	岡山市伊島町2-9-38	3	A	2	53	48	○	×
3	岡山市大元上町10-31	4	B	2	51	47	○	×
4	岡山市栢谷1677	12	B	2	53	48	○	×
5	岡山市幸町10-8	9	C	3	57	52	○	×
6	岡山市江並428-73	11	C	4	49	45	○	○
7	倉敷市酒津2408	1	A	1	45	41	○	○
8	倉敷市大島238-1	1	A	1	48	40	○	○
9	倉敷市中島534	1	A	1	41	37	○	○
10	笠岡市茂平1919-1	6	B	2	60	55	×	×
11	笠岡市富岡283-9	4	A	2	47	41	○	○
12	笠岡市笠岡2580	8	C	3	50	40	○	○
13	笠岡市横島1946-2	5	B	2	49	45	○	○
14	笠岡市旭ヶ丘145	3	A	2	49	42	○	○
15	笠岡市六番町1-15	9	C	3	52	42	○	○
16	津山市山北757	4	A	2	47	39	○	○
17	津山市林田1907	1	A	1	56	46	×	×
18	津山市高野本郷955-1	12	B	2	45	34	○	○
19	津山市橋本町14	8	C	3	43	38	○	○
20	津山市平福549	12	B	2	48	41	○	○
21	津山市神戸399	1	A	3	59	42	×	○
22	井原市井原町1133	7	B	2	48	40	○	○
23	井原市七日市町489-1	7	B	2	61	—	×	×
24	井原市笹賀町1124	7	B	2	51	43	○	○
25	井原市高屋町114-1	10	C	3	52	45	○	○
26	井原市東江原町172	10	C	3	55	53	○	×
27	井原市高屋町893	8	C	3	49	39	○	○
28	井原市上出部町150	10	C	3	59	48	○	○
29	井原市井原町812	9	C	3	59	54	○	×
30	井原市大江町3499	12	B	2	52	44	○	○
31	井原市門田町1616	12	B	2	56	38	×	○
32	井原市下稲木町322	12	B	2	46	37	○	○
33	井原市西方町1395	12	B	2	52	47	○	×

備考) 類型: 騒音に係る環境基準の類型

区域: 騒音規制法に基づく区域の区分

用途地域の区分:

- | | | |
|-----------------|------------|---------------|
| 1: 第一種低層住居専用地域 | 5: 第一種住居地域 | 9: 商業地域 |
| 2: 第二種低層住居専用地域 | 6: 第二種住居地域 | 10: 準工業地域 |
| 3: 第一種中高層住居専用地域 | 7: 準住居地域 | 11: 工業地域 |
| 4: 第二種中高層住居専用地域 | 8: 近隣商業地域 | 12: 用途地域以外の地域 |

(6) 道路に面する地域における騒音測定結果 (平成15年度)

番号	測定場所	対象道路名	用地 地域	類型	車線数	近接 空間	騒音レベル(dB)		環境基準との比較	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市一宮1195-1	国道180号	3	B	2	1	66	64	○	○
2	岡山市海吉329	県道西大寺牛窓線	3	B	2	1	69	66	○	×
3	岡山市佐山2223-4	県道上芳賀岡山線	1	A	2	1	66	57	○	○
4	岡山市福富中1-9-19	市道福富中5号	5	C	1	1	58	50	○	○
5	倉敷市安江194-5	県道倉敷笠岡線	3	B	4	1	69	64	○	○
6	倉敷市玉島長尾1027-1	県道倉敷美袋線	7	B	2	0	64	60	○	○
7	倉敷市西坂1480-125	国道429号	7	B	4	1	70	65	○	○
8	倉敷市西田554-1	瀬戸中央自動車道	7	B	4	1	57	53	○	○
9	津山市高野本郷2174-12	市道1002号	3	C	2	1	66	60	○	○
10	津山市Ⅲ512	国道53号	2	B	2	1	77	73	×	×
11	津山市山北548	県道小原船頭線	2	C	2	1	68	63	○	○
12	津山市志戸部315	県道大篠津山停車場線	2	B	2	1	61	55	○	○
13	津山市小田中741-1	中国自動車道	3	B	4	1	69	66	○	×
14	津山市西吉田479-4	国道179号	2	B	2	1	74	70	×	×
15	津山市川崎176-1	国道53号	4	C	4	1	74	71	×	×
16	津山市二宮2170	国道53号バイパス	3	C	4	1	56	49	○	○
17	津山市二宮81-2	国道53号	4	C	4	1	63	60	○	○
18	玉野市宇野2-1-12	国道30号	4	C	4	1	61	49	○	○
19	玉野市渋川1-10-3	国道430号	4	C	2	1	77	68	×	×
20	玉野市迫間2302-4	県道槌ヶ原日比線	5	C	2	1	77	70	×	×
21	玉野市八浜町八浜165	県道岡山玉野線	3	B	2	1	80	78	×	×
22	玉野市用吉1658-10	国道30号	4	C	2	1	69	65	○	○
23	笠岡市園井604-4	山陽自動車道	7	B	4	1	57	57	○	○
24	笠岡市笠岡字大磯272-1	国道2号	5	C	2	1	69	70	○	×
25	笠岡市茂平1637-6	県道井原福山港線	5	C	4	1	66	60	○	○
26	笠岡市用之江429-1	県道井原福山港線	3	B	4	1	68	60	○	○
27	井原市井原町1228-1	国道313号	5	C	2	1	66	58	○	○
28	井原市岩倉町634	県道笠岡井原線	3	B	2	1	67	61	○	○
29	井原市高屋町1-3-2	国道313号	5	C	2	1	70	69	○	×
30	井原市東江原町859	国道486号	3	B	2	1	70	69	○	×
31	総社市三輪1004	県道倉敷総社線	3	B	2	1	62	55	○	○
32	総社市総社2-18-2	国道180号	4	C	2	1	67	66	○	×
33	総社市美袋1260	国道180号	7	B	2	1	64	61	○	○
34	総社市北溝手211-1	岡山自動車道	7	B	2	0	53	47	○	○
35	高梁市鉄砲町1175-2	国道180号	4	C	4	1	68	63	○	○
36	新見市新見1257	国道180号	3	B	2	1	71	65	×	○
37	備前市伊部1415-2	国道2号	3	B	2	1	73	74	×	×
38	灘崎町植松87-30	県道岡山児島	3	B	4	1	74	71	×	×
39	灘崎町西紅陽台3-1-130	国道30号	4	C	4	1	65	60	○	○
40	早島町早島4993	山陽自動車道	7	B	2	1	52	57	○	○
41	早島町早島3101-7		5	C	6	1	74	73	×	×
42	清音村柿木887-1	県道清音真金線	3	B	2	1	71	67	×	×
43	金光町大谷441-1	国道2号	5	C	2	1	69	70	○	×
44	勝央町勝間田692-1	国道179号	4	C	2	1	72	68	×	×
45	美作町明見52	県道美作奈義線	3	B	2	1	67	62	○	○

備考 類型) 用途地域の区分:

- 1: 第一種・第二種低層住居専用地域
2: 第一種・第二種中高層住居専用地域
3: 第一種・第二種住居地域、準住居地域
4: 近隣商業地域、商業地域
5: 準工業地域、工業地域
6: 工業専用地域
7: 用途地域以外の地域

近接空間の区分: 幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 1 該当しない 0
幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道
近接する空間の範囲: 2車線以下は15m、2車線超は20m
環境基準との比較: 適合 ○ 不適合 ×

(7) 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成15年度)

測 定 場 所	測定年月日	地域の 類 型	路 線 構 造	防音壁 の種類	騒音測定結果 (dB) 25m地点	振動測定結果 (dB) 25m地点
岡山市東平島458	平成15年12月1日	I	高架	直 型	73	59
岡山市西花尻1150	平成15年12月1日	I	高架	直 型	72	55
倉敷市上東1384-4	平成15年5月12日	I	高架	逆 L	72	55
倉敷市玉島道越391	平成15年10月10日	I	高架	逆 L	71	61
笠岡市有田3550-2	平成15年12月2日	I	高架	逆 L	74	45
備前市伊部756-2	平成15年12月1日	I	盛土	直 型	74	59
備前市香登本592-3	平成15年12月1日	II	高架	ラムダ	71	55
船穂町船穂1861-1	平成15年12月3日	I	高架	直 型	73	67
鴨方町地頭上144-1	平成15年11月27日	I	高架	逆 L	76	54

(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S 63. 4. 25～26	83 ～ 85	供用開始直後
2	S 63. 6. 21～22	82	深夜・早朝 4 本の列車減速効果の確認
3	S 63. 7. 1～2	80 ～ 83	ディーゼル特急 4 本の車両変更効果の確認
4	S 63. 10. 11～12	78 ～ 83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1. 7. 24～25	77 ～ 80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1. 11. 29～30	76 ～ 80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2. 3. 13～14	78 ～ 81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2. 4. 23～24	77 ～ 82	車輪削正効果の確認
9	H 2. 12. 17～18	78 ～ 80	諸対策効果の確認
10	H 3. 6. 20～22	76 ～ 78	試験走行の監視
11	H 3. 7. 24～25	75 ～ 76	諸対策効果の再確認
12	H 3. 8. 26～27	75 ～ 76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3. 12. 16～17	77 ～ 79	速度復元後の監視
14	H 4. 7. 22～23	75 ～ 77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5. 4. 22～23	77 ～ 78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7. 5. 15～16	76 ～ 78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9. 1. 21～22	75 ～ 76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9. 12. 4～5	75 ～ 78	努力目標遵守状況の確認
19	H10. 11. 2～3	74 ～ 76	努力目標遵守状況の確認
20	H11. 10. 21～22	74 ～ 75	努力目標遵守状況の確認
21	H12. 10. 27～28	75 ～ 77	努力目標遵守状況の確認
22	H13. 11. 16～17	75 ～ 78	努力目標遵守状況の確認
23	H14. 10. 25～26	73 ～ 75	努力目標遵守状況の確認
24	H15. 10. 17～18	73 ～ 75	努力目標遵守状況の確認 新型マリンライナー導入の影響把握

(9) 航空機騒音の測定結果

ア 環境基準達成状況調査

(平成15年度)

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点	内	64	75
西側固定測定点		64	

イ 空港周辺の騒音調査

(平成15年度)

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場	外	68
E 氏 宅		62
岡山市少年自然の家		72

(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域の区分(自動車騒音に係るものを除く)

(平成16年4月1日現在)

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, ★用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, ★用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住,	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1住, 2住,	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	大字河内, 大字宇垣, 大字高津, 大字宇甘, 大字紙工, 大字伊田及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	大字新庄及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
加茂川町	1低	1中高	準工		1低, 1中高	準工
瀬戸町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		第3種区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部(別図のとおり)
熊山町	1低	1住, ★用途以外	近商, 準工		1低, 1住, ★用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部(別図のとおり)	大字周匝及び大字福田のうち第2種区域以外		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部(別図のとおり)	大字周匝及び大字福田のうち第1種区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)	大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)
吉永町			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田			大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外
邑久町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	福山, 福元, 豆田, 上笠加及び下笠加の各一部(別図のとおり)	尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
灘崎町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外			1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工	工業	1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町		2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工	工業	2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	大字六条院西の一部(別図のとおり)	みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
矢掛町		1中高, 2中高, 1住	近商, 準工	工業	1中高, 2中高, 1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字梶江及び大字吉井の各一部(別図のとおり)			
真備町		1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名			
賀陽町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部(別図のとおり)			大字下神代の一部(別図のとおり)	
勝山町		1中高, 1住	近商, 準工		1中高, 1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工	工業	1低, 1住, 2住	近商, 準工, 工業
湯原町		都市計画区域			都市計画区域	
久世町	1低	1住	近商, 準工	工業	1低, 1住	近商, 準工, 工業
勝田町		第3種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)
勝央町	1低	2中高, 1住, 準住	近商, 準工		1低, 2中高, 1住, 準住	近商, 準工
勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
美作町	1低	1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		第3種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)
久米南町			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)
久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)

備考 1 「用途」, 「1低」, 「2低」, 「1中高」, 「2中高」, 「1住」, 「2住」, 「準住」, 「近商」, 「商業」, 「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域, 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 ★印は、都市計画区域内に限る。

4 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

(11) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る区域区分

(平成16年4月1日現在)

市町村名	騒音規制法		
	a 区域	b 区域	c 区域
岡山市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, ★用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部(別図のとおり)	b区域以外
加茂川町	1低, 1中高		準工
瀬戸町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		c区域以外	町茹田, 東軽部及び山口の各一部(別図のとおり)
熊山町	1低	1住, ★用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部(別図のとおり)	大字周匝及び大字福田のうちb区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部(別図のとおり)	大字日生及び大字寒河の各一部(別図のとおり)
吉永町			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	
和気町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	商業, 準工
邑久町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	b区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	b区域以外
灘崎町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町	2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	b区域以外
矢掛町	1中高, 2中高	1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字梶江及び大字吉井の各一部(別図のとおり)
真備町	1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名
賀陽町	1低, 1中高	1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部(別図のとおり)	
勝山町	1中高	1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工, 工業
湯原町			都市計画区域
久世町	1低	1住	近商, 準工, 工業
勝田町		c区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)
勝央町	1低, 2中高	1住, 準住	近商, 準工
勝北町		c区域以外	都市計画区域
美作町	1低, 1中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		c区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)
久米南町			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)
久米町			すべての地域
柵原町		c区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)

- 備考 1 「用途」、「1低」、「2低」、「1中高」、「2中高」、「1住」、「2住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
- 2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
- 3 ★印は、都市計画区域内に限る。
- 4 別図は省略し関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

(12) 平成15年度騒音規制法施行状況調査 (工場数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機 械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	174	638	28	15	33	4	96	4	124	17	16	1,149
倉 敷 市	127	243	17	57	21	1	45	0	41	9	8	569
津 山 市	39	83	10	5	8	0	45	1	37	4	2	234
玉 野 市	37	45	3	11	5	2	16	0	9	1	0	129
笠 岡 市	18	33	8	14	3	1	10	0	8	2	0	97
井 原 市	23	21	1	149	1	0	11	1	2	1	0	210
総 社 市	43	48	15	12	13	1	12	0	8	4	4	160
高 梁 市	1	3	0	0	2	0	2	0	0	1	0	9
新 見 市	10	6	6	0	2	0	18	10	0	0	0	52
備 前 市	15	30	33	0	5	0	7	0	2	0	0	92
御 津 町	6	22	9	1	3	0	5	0	2	1	0	49
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	5	0	1	3	0	0	0	0	1	1	12
山 陽 町	7	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	15
赤 坂 町	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 生 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 永 町	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
佐 伯 町	1	2	1	0	1	0	1	0	0	2	0	8
和 気 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑 久 町	3	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11
長 船 町	0	7	1	1	1	0	0	0	3	0	0	13
灘 崎 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早 島 町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山 手 村	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6
清 音 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船 穂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨 方 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芳 井 町	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
真 備 町	10	2	0	7	0	0	0	0	5	3	0	27
北 房 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落 合 町	1	3	0	0	2	0	1	0	0	1	1	9
湯 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 世 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	5
勝 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 作 町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
作 東 町	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 米 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
柵 原 町	1	6	1	0	1	0	0	0	0	1	0	10
合 計	533	1,221	138	273	104	9	272	16	244	52	34	2,896

(13) 平成15年度騒音規制法施行状況調査(施設数)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機 械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	878	3,942	148	1,300	41	70	323	16	734	183	59	7,694
倉 敷 市	561	1,921	90	3,645	25	3	123	0	168	53	30	6,619
津 山 市	370	562	28	112	19	0	157	9	103	161	7	1,528
玉 野 市	113	343	23	245	5	12	72	0	26	8	0	847
笠 岡 市	118	328	43	194	10	5	24	0	39	5	10	776
井 原 市	441	245	1	2,523	1	0	36	2	12	49	0	3,310
総 社 市	340	377	68	315	17	1	29	0	31	27	20	1,225
高 梁 市	2	31	0	0	3	0	7	0	0	5	0	48
新 見 市	29	75	104	0	3	0	39	0	28	0	0	278
備 前 市	88	1,034	436	0	7	0	82	2	4	15	0	1,668
御 津 町	34	382	87	2	5	0	8	0	75	3	0	596
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	4	172	0	48	3	0	0	0	7	4	6	244
山 陽 町	87	40	0	0	0	0	0	0	1	46	0	174
赤 坂 町	68	31	0	0	0	0	0	0	29	0	0	128
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 生 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 永 町	0	33	14	0	0	0	0	0	0	0	0	47
佐 伯 町	7	12	1	0	1	0	4	0	0	7	0	32
和 気 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑 久 町	11	134	0	0	0	0	0	0	20	0	0	165
長 船 町	0	38	2	4	2	0	0	0	28	0	0	74
灘 崎 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早 島 町	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山 手 村	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6
清 音 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船 穂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨 方 町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芳 井 町	5	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	39
真 備 町	85	21	0	26	0	0	0	0	11	13	0	156
北 房 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落 合 町	4	30	0	0	3	0	2	0	0	25	12	76
湯 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 世 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	4	15	5	0	1	0	3	0	5	0	16	49
勝 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 作 町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
作 東 町	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 米 町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
柵 原 町	5	46	18	0	5	0	0	0	0	13	0	87
合 計	3,322	9,826	1,098	8,414	151	91	910	29	1,322	618	161	25,942

(14) 平成15年度振動規制法施行状況調査 (工場数)

	金 属 加工機械	圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリ ブロック	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	173	248	31	11	13	5	88	13	12	9	603
倉 敷 市	124	169	20	47	8	7	15	5	7	8	410
津 山 市	34	52	8	6	6	9	13	0	2	1	131
玉 野 市	37	27	3	11	5	5	1	0	2	0	91
笠 岡 市	12	19	10	19	1	2	6	0	2	1	72
井 原 市	26	21	1	177	0	4	1	0	1	0	231
総 社 市	35	15	13	5	4	0	3	0	4	3	82
高 梁 市	2	4	0	0	1	0	0	0	1	0	8
新 見 市	10	4	6	0	1	2	3	0	0	0	26
備 前 市	14	16	41	0	2	1	2	0	0	0	76
御 津 町	7	5	10	1	1	0	2	2	2	0	30
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	7	0	1	0	0	0	1	1	0	11
山 陽 町	2	5	0	0	0	0	0	0	2	0	9
赤 坂 町	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 生 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 永 町	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
佐 伯 町	3	2	1	0	1	1	0	0	2	0	10
和 気 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑 久 町	1	5	0	0	0	0	1	0	0	0	7
長 船 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灘 崎 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早 島 町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山 手 村	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	6
清 音 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船 穂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨 方 町	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真 備 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落 合 町	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4
湯 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 世 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
勝 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 米 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柵 原 町	2	6	1	0	1	0	0	0	1	0	11
合 計	492	619	148	278	45	37	136	23	41	23	1,842

（15）平成15年度振動規制法施行状況調査（施設数）

	金 属 加工機械	圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリ ブロック	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	994	1,000	184	1,153	20	5	374	63	274	39	4,106
倉 敷 市	509	767	87	3,151	13	8	88	28	49	21	4,721
津 山 市	327	168	19	109	11	15	44	0	72	3	768
玉 野 市	112	125	23	230	5	8	2	0	10	0	515
笠 岡 市	108	258	62	224	5	2	14	0	41	9	723
井 原 市	462	160	1	2,785	0	5	12	0	57	0	3,482
総 社 市	324	114	71	238	10	0	7	0	27	15	806
高 梁 市	20	11	0	0	2	0	0	0	5	0	38
新 見 市	27	10	175	0	5	2	4	0	0	0	223
備 前 市	69	177	434	0	2	1	2	0	15	0	700
御 津 町	44	145	81	2	0	4	83	6	22	0	387
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	27	43	0	48	0	0	0	7	4	6	135
山 陽 町	20	52	0	0	0	0	0	0	45	0	117
赤 坂 町	65	28	0	0	0	0	29	1	0	0	123
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 生 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 永 町	0	4	14	0	0	0	0	10	0	0	28
佐 伯 町	45	7	1	0	3	1	0	0	7	0	64
和 気 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑 久 町	5	19	0	0	0	0	4	0	0	0	28
長 船 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灘 崎 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早 島 町	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山 手 村	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	6
清 音 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船 穂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨 方 町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真 備 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落 合 町	3	80	0	0	2	0	0	0	23	0	108
湯 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 世 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	16	33
勝 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 米 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柵 原 町	6	44	19	0	3	0	0	0	13	0	85
合 計	3,205	3,233	1,177	7,940	81	52	664	116	665	109	17,242

（16）工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7：00～20：00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	5：00～7：00 20：00～22：00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜 間	22：00～5：00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
振動	区 分		第1種区域		第2種区域	
	昼 間	7：00～20：00	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20：00～7：00	55デシベル		60デシベル	

（注）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

（17）特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

規制種別	区域の区分	騒 音	振 動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- （注）1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
- 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

（18）要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）

騒音	区 分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
	昼 間	6：00～22：00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
	夜 間	22：00～6：00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
音	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。						
	昼間：75デシベル						
	夜間：70デシベル						

- （注）騒音の評価手法は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）によるものとする。
- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
- 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、次の範囲とする。
- 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m
- 3車線以上の車線を有する道路の場合：〃 20m

振動	区 分		第1種区域	第2種区域
	昼 間	7：00～20：00	65デシベル	70デシベル
	夜 間	20：00～7：00	60デシベル	65デシベル

6 廃棄物・リサイクル関係

(1) グリーン調達ガイドラインに係る平成15年度調達実績について

区 分	特 定 調 達 品 目	調達目標	単位	全調達量	特定調達品目量	実績 (%)	差 (%)
紙類	紙類 (用品を対象)	100%	千円	25,025	25,025	100	—
文具類	文具類 (用品を対象)			43,764	43,764	100	—
機器類	机		件	2,116	2,109	99.7	- 0.3
	椅子			3,834	3,822	99.7	- 0.3
	棚			1,127	1,001	88.8	-11.2
制服等	制服			56	56	100	—
	作業服			8,533	7,674	89.9	-10.1
資材	再生アスファルト合材			1,030	1,030	100	—
	再生骨材等			1,783	1,783	100	—
OA 機器	パソコン			1,075	1,075	100	—
家電製品	冷蔵庫、テレビ、ビデオ、エアコン			263	240	91.3	- 8.7
自動車	軽自動車、小型車			57	57	100	—
役務	印刷			5,107	4,119	80.7	-19.3
	OA 機器のリース			168	163	97.0	- 3.0
	イベント			16	15	93.8	- 6.2

(2) 岡山県エコ製品品目別認定件数

品 目		認定件数	備 考
文具類		1	紙ひも
制服等	制服・作業服	97	再生ベット樹脂を使用した製品
	ブルーシート	1	再生ポリエチレンを使用した製品
資 材	再生加熱アスファルト混合物	30	道路の舗装用資材
	再生骨材等	56	再生砕石（路盤用材、裏込用、基礎用）、再生砂（埋戻用、裏込用）、再生割栗石
	レディーミクストコンクリート	3	高炉スラグを使用した資材
	コンクリート 2 次製品	129	高炉スラグや木材（檜材）等を使用した資材
	改良土	14	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	3	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	高炉スラグ混入路盤材	1	上層路盤材
	景観用資材	5	廃ガラス再生品
	植生シート・マット	10	古紙、間伐材、再生ポリエチレンの再生品
	レンガ、ブロック等	7	焼成品 1 件：溶融スラグ、児島湖底泥等を使用したブロック 常温生成品 6 件（廃タイヤ再生品）：車止め、視線誘導標、防草マット、透水性舗装材等
	浄水ケーキ	1	工業用水浄水スラッジ再生品
	擬木	4	再生プラスチック等の再生品
	土壌改良材	1	高炉スラグを使用した製品
	有機質被覆材	1	樹皮、伐採木等を使用したマルチング材
	木材：建築用等資材	1	台形集成材（間伐材使用）
	その他資材	1	フライアッシュ（石炭灰）を使用した浸食防止材
その他	その他紙製品	5	古紙を使用した家畜用敷料、吸液材、充填材（枕の中身）等
	食品トレー	1	食品トレーの再生品
	測量、境界杭	1	再生プラスチック再生品
	梱包材	1	ひも（再生プラスチック再生品）
	防球ネット	1	再生ベット樹脂を使用した製品
	炭化製品	1	RDF（一般廃棄物固形燃料）を使用した製品
	分別回収容器等	3	再生ベット樹脂を使用した分別回収容器等
	畳縁	2	再生ベット樹脂を使用した畳縁
	魚礁	1	餌料培養基質にかき殻を使用した魚礁
	畳	1	畳床に古紙、廃木材を使用した畳
	ゴミ袋	2	再生プラスチックを使用したゴミ袋
計	135 事業所	386	

(3) 岡山県エコ製品事業所別一覧

区 分	申 請 者	件数	住 所	製 品	循環資源	認定年月日
文具類 1件	早瀬工業(株)	1	津山市	紙ひも	古紙	平成15年 3 月20日
制 服 等	制服・作業服 明石被服興業(株)	29	倉敷市	学生服等	再生ペット樹脂	平成15年 3 月20日
	大川被服(株)	9	倉敷市	作業服	〃	
	ヤマメン(株)	5	井原市	作業服	〃	
	倉敷製帽(株)	2	倉敷市	帽子	〃	
	興和商事(株)	6	岡山市	事務用制服	〃	
	(株)サンアミ	4	倉敷市	学生服等	〃	
	ティコク(株)	11	岡山市	事務用制服等	〃	
	備前商工(株)	3	岡山市	事務用制服	〃	
	富士ダルマ(株)	6	倉敷市	作業服	〃	
	明石被服興業(株)	16	倉敷市	学生用長袖シャツ等	〃	
	小郷産業(株)	4	倉敷市	スラックス等	〃	
	97件 小郷産業(株)	2	倉敷市	学生服等（女子用）	〃	
	ブルーシート 1件 萩原工業(株)	1	倉敷市	ブルーシート	再生ポリエチレン	平成15年 8 月26日
各 種 資 材	再生加熱 アスファルト 混合物 大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊	平成15年 3 月20日
	(株)吉田組・大林道路(株)・蜂谷工業(株)JV真庭アスコン	1	勝山町	〃	〃	
	(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	〃	〃	
	(株)吉田組・蜂谷工業(株)JV	1	久世町	〃	〃	
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	〃	
	日本道路(株)岡山中央合材センター	1	建部町	〃	〃	
	前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	〃	〃	
	世紀東急工業(株)倉敷混合所	1	倉敷市	〃	〃	
	(株)NIPPO コーポレーション	3	岡山市	〃	〃	
	(株)西山組	1	吉井町	〃	〃	
	岡山舗道(株)・(株)NIPPO コーポレーションJV	1	牛窓町	〃	〃	
	ニューロード(株)	1	倉敷市	〃	〃	
	杉岡建設(株)	1	新見市	〃	〃	
	大成ロテック(株)久米合材工場	1	久米町	〃	〃	
	山陽道路(株)	1	倉敷市	〃	〃	
	(株)ガイアートクマガイ岡山営業所	1	岡山市	〃	〃	
	鹿島道路(株)倉敷合材製造所	1	倉敷市	〃	〃	
	東亜道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株)共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃	
	(株)まつもとコーポレーション美作合材所	1	美作町	〃	〃	
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃	
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	アスファルト・コンクリート塊、 一般廃棄物溶融スラグ	
	東亜道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株)共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃	
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃	
	(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	〃	〃	
	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	〃	〃	
	岡山舗道(株)・(株)NIPPO コーポレーションJV	1	牛窓町	〃	〃	
	再生骨材等 30件 木林勉	1	玉野市	再生碎石等	アスファルト・コンクリート塊等	平成15年 8 月26日
	田村碎石工業(株)	1	御津町	〃	〃	
	(有)御津碎石工業所	1	御津町	〃	〃	
	第一建設(株)	1	御津町	〃	〃	
	(株)石原工務店	1	岡山市	〃	〃	
	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	〃	〃	
	(株)ヒオカ碎石磁業所	1	岡山市	〃	〃	
	(株)岡建設	1	佐伯町	〃	〃	
	丸紅産業(有)	1	吉井町	〃	〃	
	(有)シバタ組	1	和気町	〃	〃	
	(株)金池産業	1	総社市	〃	〃	
	新成建材(株)	1	総社市	〃	〃	
	吉田建材(株)	1	真備町	〃	〃	
	(株)松浦組	1	福山市	〃	〃	
	井原碎石(株)	1	井原市	〃	〃	
	(有)藤充建設工業	1	井原市	〃	〃	
	(株)三好組	1	矢掛町	〃	〃	
	坂川建設鋳業(株)	1	美星町	〃	〃	
	落合碎石(株)	1	北房町	〃	〃	

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

区 分	申 請 者	件数	住 所	製 品	循環資源	認定年月日
各 種 資 材	再生骨材等	杉岡建設(株)	1 新見市	再生砕石等	アスファルト・コンクリート塊等	平成15年 8 月26日
		(株)ガイアートクマガイ新見再生骨材工場	1 新見市	〃	〃	
		(有)真庭環境クリエート	1 勝山町	〃	〃	
		大林道路(株)真庭アスファルト混合所	1 勝山町	〃	〃	
		竹藤建設(株)	1 久世町	〃	〃	
		(株)ツヤマ殖産	1 中和村	〃	〃	
		(有)三谷建設	1 津山市	〃	〃	
		(株)近藤組	1 津山市	〃	〃	
		(有)ブルーワールド	1 津山市	〃	〃	
		(有)森本建設	1 奥津町	〃	〃	
		(株)森脇興業	1 旭町	〃	〃	
		坂田砕石工業(株)	2 津山市	〃	〃	
		杉山砕石工業(株)	1 久米南町	〃	〃	
		(株)加藤興業	1 津山市	〃	〃	
		海邊建設(株)	1 久米町	〃	〃	
		佐藤砕石販売(株)	1 勝央町	〃	〃	
		中野開発(株)	1 岡山市	〃	〃	
		(株)誠実興業	1 岡山市	〃	〃	
		エヌエス日進(株)	1 岡山市	〃	〃	
		シー・シー・エス岡山(株)	1 岡山市	〃	〃	
		(株)ヨシハラ機工	1 岡山市	〃	〃	
		南備建設(有)	1 岡山市	〃	〃	
		(有)片岡久工務店	1 岡山市	〃	〃	
		藤クリーン(株)	1 岡山市	〃	〃	
		川鉄鉱業(株)水島製造所	1 倉敷市	〃	〃	
		倉敷企業合資会社	1 倉敷市	〃	〃	
		(株)トーヨー商事	1 倉敷市	〃	〃	
		瀬戸興業(株)	1 瀬崎町	〃	〃	
		瀬戸内工業(株)	1 倉敷市	〃	〃	
		前田道路(株)倉敷合材工場	1 倉敷市	〃	〃	
		橋本産業(株)	1 岡山市	〃	〃	
		楠建設工業(株)	1 津山市	〃	〃	平成16年 2 月20日
		(有)第一砂利	1 岡山市	〃	〃	
		山陽興産(株)	1 高梁市	〃	〃	
		(株)石部商店	1 総社市	〃	〃	
	56件	(株)西日本アチューマツトクリーン	1 岡山市	〃	建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等	
	レディーミクスト コンクリート 3件	ヒカリコンクリート(株)	3 岡山市	レディーミクストコンクリート	高炉スラグ細骨材	平成16年 2 月20日
	コンクリート 2 次製品	ランデス(株)	6 落合町	コンクリート 2 次製品	高炉スラグ細骨材等	平成15年 3 月20日
		岡山県ブロック工業(株)	6 落合町	〃	高炉スラグ細骨材	平成15年 8 月26日
		岡山コンクリート工業(株)	28 岡山市	〃	〃	
		光陽コンクリート工業(株)	6 北房町	〃	〃	
		(株)サイコン	9 岡山市	〃	〃	
		(有)笹岡コンクリート	1 津山市	〃	〃	
		山陽コンクリート工業(株)	5 備前市	〃	〃	
		大一コンクリート(株)	6 岡山市	〃	〃	
		大和クレス(株)	13 岡山市	〃	〃	
		日本興業(株)	7 総社市	〃	〃	
		丸栄西部コンクリート(株)	3 羽島市	〃	〃	
		三星コンクリート(株)	5 岡山市	〃	〃	
		(株)光田建材店	5 岡山市	〃	〃	
		ランデス(株)	13 落合町	〃	〃	
		大和クレス(株)	4 岡山市	〃	〃	平成16年 2 月20日
		(有)吉井ブロック工業	1 吉井町	〃	〃	
		(有)豊和コンクリート	3 和気町	〃	〃	
		丸栄西部コンクリート(株)	2 羽島市	〃	〃	
		ランデス(株)	1 落合町	〃	〃	
		(有)興和コンクリート	1 笠岡市	〃	〃	
		三星コンクリート(株)	1 岡山市	〃	〃	
		(有)長瀬ブロック工業所	1 作東町	〃	〃	
		松本興業(有)	1 高梁市	〃	〃	
	129件	八王子工業(株)	1 倉敷市	〃	戻り生コン	

区 分	申 請 者	件数	住所	製 品	循環資源	認定年月日
各 種 資 材	改良土	南備建設(有)	1 岡山市	改良土	建設発生土	平成15年 8 月26日
		(株)暁工業	1 岡山市	〃	〃	
		中野開発(株)	1 岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(有)片岡久工務店	1 岡山市	〃	建設発生土	
		(有)東部リサイクルセンター	1 岡山市	〃	〃	
		(株)ヨシハラ機工	1 岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(株)ヒオカ砕石鉱業所	1 岡山市	〃	建設発生土	
		(株)竹内組	1 岡山市	〃	〃	
		(株)トーヨー商事	1 倉敷市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(有)ワールド吉備路	1 山手村	〃	建設発生土	
		(株)松浦組	2 福山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(株)アートコーポレーション	1 倉敷市	〃	建設発生土	
		14件 新力(株)	1 岡山市	〃	〃	平成16年 2 月20日
	再生処理土	(株)太陽マテリアル	1 岡山市	再生処理土	建設汚泥	平成16年 2 月20日
		(株)アートコーポレーション	1 倉敷市	〃	〃	
		3件 藤クリーン(株)	1 岡山市	〃	〃	
	流動化処理土 1件	(株)西日本アチューマツククリーン	1 岡山市	流動化処理土	建設汚泥	平成16年 2 月20日
	その他資材	JFE ミネラル(株)倉敷製造所	1 倉敷市	鉄鋼スラグ混入路盤材	高炉スラグ細骨材	平成15年 3 月20日
		(株)大同テック	1 津山市	景観用資材	廃ガラス	
		日本植生(株)	5 津山市	植生シート	木くず等	
		(株)セラテクノ備前工場	1 備前市	ブロック	児島湖底泥等	
		日進ゴム(株)	3 岡山市	防草マット等	タイヤ	
		倉敷化工(株)	1 倉敷市	透水性舗装材	タイヤ等	
		岡山弁柄工業(株)	1 佐伯町	透水性舗装材	タイヤ等	
		(株)八紘	1 倉敷市	視線誘導標	タイヤ	
		東快産業(株)	3 岡山市	擬木等	再生プラスチック	
		津山国産材加工協同組合	1 津山市	台形集成材	間伐材	
		岡山県企業局	1 岡山市	浄水ケーキ	工業用水道の浄水スラッジ	
		(株)大同テック	4 津山市	景観用資材	廃ガラス	
		日本植生(株)	5 津山市	植生シート等	再生プラスチック等	
		東快産業(株)	1 岡山市	擬木	再生プラスチック、木くず	
		(株)日本資源開発社	1 岡山市	有機質被覆材	樹皮等	
		米田産業(株)	1 備前市	土壌改良材	高炉スラグ細骨材等	
		32件 (株)富士テック	1 岡山市	浸食防止材	フライアッシュ（石炭灰）	平成16年 2 月20日
	その他	明和製紙原料(株)	3 岡山市	家畜用敷料等	古紙	平成15年 3 月20日
		(株)城南エコテック	1 京都府	吸液材	古紙	
		(株)エフピコ	1 福山市	食品トレー	トレー	
		(株)リプロ	1 岡山市	境界杭	再生プラスチック	
		丸三化学工業(株)	1 倉敷市	PPバンド	再生プラスチック	
		森下(株)	1 日生町	防球ネット	再生ペット樹脂	
		(有)藤商	1 岡山市	充填材（枕の中身）	古紙	
		(株)日本リサイクルマネジメント	1 東京都	炭化製品	RDF（一般廃棄物固形燃料）	
		森下(株)	3 日生町	分別回収容器等	再生ペット樹脂	
		高田織物(株)	2 倉敷市	畳縁	〃	
		海洋建設(株)	1 倉敷市	魚礁	かき殻	
		(株)ライフネット難波	1 岡山市	畳	古紙、廃木材	
		19件 (株)猿川	2 岡山市	ゴミ袋	再生プラスチック	平成16年 2 月20日
	計	135事業所	386			

(4) 岡山エコ事業所 認定事業所一覧

取組み	区 分	事 業 所 名	所 在 地	認 定 日
再生品の使用に 関する取組み	一般事業所 （3 事業所）	明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	平成16年 3 月31日
		生活協同組合おかやまコープ 本部（オルガ）	岡山市奉還町	平成16年 3 月31日
		生活協同組合おかやまコープ 藤田本部	岡山市藤田	平成16年 3 月31日
	小 売 店 （3 事業所）	イオン(株) ジャスコ岡山店	岡山市青江	平成16年 3 月29日
		イオン(株) ジャスコイオン倉敷店	倉敷市水江	平成16年 3 月31日
		イオン(株) ジャスコ倉敷店	倉敷市笹沖	平成16年 3 月31日
計	6 事業所			

(5) ごみ処理の推移

年度		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
区分											
総人口 (人)		1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676
計画処理区域内人口 (人)		1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676
	計画収集人口 (人)	1,927,722	1,936,150	1,941,350	1,944,078	1,949,754	1,947,935	1,957,152	1,956,698	1,959,829	1,954,395
	自家処理人口 (人)	19,232	14,543	13,939	13,572	11,204	14,529	5,818	6,480	3,038	8,281
計画処理外域内人口 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量 (t/年)		586,048	594,879	598,831	607,697	609,677	619,769	628,115	652,094	631,961	646,339
直接搬入量 (t/年)		52,890	47,635	51,880	58,893	56,741	59,268	60,288	82,269	66,499	71,192
自家処理量 (t/年)		31,681	26,630	32,064	31,955	22,323	9,270	6,061	3,129	3,486	5,213
ごみ総排出量 (t/年)		670,619	669,144	682,775	698,545	688,741	688,307	694,464	737,492	701,946	722,744
計画処理量	直接焼却 (t/年)	481,802	491,390	511,400	526,433	529,182	541,549	558,580	580,752	592,157	606,508
	コンポスト (t/年)	2,039	1,976	2,306	1,505						
	中間処理 (t/年)	58,989	57,169	64,747	69,284	76,054	56,127	52,651	53,840	47,666	51,235
	直接資源 (t/年)						18,406	23,347	34,871	25,307	29,115
	直接埋立 (t/年)	96,108	91,954	72,258	69,368	61,182	62,955	53,825	64,900	33,330	30,673
	計	638,938	642,489	650,711	666,590	666,418	679,037	688,403	734,363	698,460	717,531
焼却量 (t/年)		491,609	499,829	519,139	534,069	536,056	547,970	565,135	589,296	600,271	608,019
最終処分量 (t/年)		199,535	195,292	173,480	168,985	156,325	151,904	141,988	158,323	117,903	107,982
資源化量 (t/年)		25,006	25,341	33,703	37,876	45,344	50,604	54,780	64,970	55,177	67,838
集団回収量 (t/年)		42,000	43,608	46,807	50,462	53,645	55,757	58,659	61,037	62,931	62,840
リサイクル率 (t/年)		9.8	10.0	11.5	12.3	13.7	14.5	15.2	15.9	15.5	16.7

※中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう

※焼却量＝直接焼却量＋中間処理残さの焼却量

※最終処分量＝直接埋立量＋焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

※直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう

※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（計画処理量＋集団回収量） なお、計画処理量＝計画収集量＋直接搬入量

(6) し尿処理の推移

年 度		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
区 分											
総人口 (人)		1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676
計画処理区域内人口 (人)		1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676
水洗化人口	公共下水道 (人)	413,794	454,730	485,655	518,607	570,979	523,220	563,992	740,498	760,692	816,843
	し尿浄化槽 (人)	598,432	610,024	630,842	654,137	697,286	718,768	722,764	648,459	689,253	660,194
	コミュニティプラント (人)	3,776	3,990	4,042	4,005	3,998	3,957	3,989	2,974	2,919	2,938
	小 計 (人)	1,016,002	1,068,744	1,120,539	1,176,749	1,272,263	1,245,945	1,290,745	1,391,931	1,452,864	1,479,975
	計画収集人口 (人)	851,594	805,573	767,045	720,703	639,184	672,507	632,005	535,373	481,143	461,198
自家処理人口 (人)		79,358	76,376	67,705	60,198	49,563	44,012	40,220	35,874	28,860	21,503
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量 (kl/年)		810,675	804,376	831,831	845,405	851,724	846,814	842,180	823,404	826,233	815,691
し尿処理施設	し尿処理施設 (kl/年)	701,211	694,754	717,037	733,525	760,387	755,421	757,566	739,576	724,218	718,385
	下水道投入 (kl/年)	99,037	97,850	102,051	99,898	82,224	82,381	75,763	75,026	92,550	94,656
	農村還元 (kl/年)	2,884	4,590	4,732	2,982	1,544	0	0	0	0	0
	その他 (kl/年)	7,543	7,182	8,011	9,000	7,569	9,012	8,851	8,802	9,465	2,650
自家処理量 (kl/年)		47,118	43,502	38,543	35,638	32,572	28,023	27,420	22,456	21,367	16,697
計 (kl/年)		857,793	847,878	870,374	882,755	884,296	874,837	869,600	845,860	847,600	832,388

(7) ごみ処理の状況

(平成14年度) 1 / 2

市町村名	計 収 集 人 口 ①	自家処理 人 口 ②	ごみ排出量 t/年					集 回 収 量 t/年 ⑧	収 集 量 (内訳) t/年					
			収 集 量 ③	直接搬入 量 ④	搬入総量 ⑤=③+④	自家処理 量 ⑥	総 量 ⑦=⑤+⑥		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	そ の 他	粗大ごみ
岡 山 市	626,007	0	244,976	10,611	255,587	0	255,587	18,819	0	219,077	12,877	11,851	154	1,017
玉 野 市	70,409	0	23,554	2,785	26,339	0	26,339	2,521	0	19,591	2,594	1,261	0	108
御 津 町	10,494	0	1,712	164	1,876	0	1,876	0	0	990	157	446	1	118
建 部 町	7,064	0	992	163	1,155	0	1,155	0	0	712	195	74	0	11
加茂川町	6,281	0	633	51	684	0	684	0	0	322	49	242	0	20
牛 窓 町	7,849	12	1,955	877	2,832	3	2,835	264	0	1,748	76	81	0	50
邑 久 町	19,805	0	5,466	1,723	7,189	0	7,189	620	0	4,948	158	260	0	100
長 船 町	12,792	0	2,870	56	2,926	0	2,926	569	0	2,521	0	199	0	150
灘 崎 町	16,240	0	4,266	0	4,266	0	4,266	516	0	3,437	218	340	0	271
備 前 市	28,898	0	9,903	1,025	10,928	482	11,410	1,066	0	8,828	362	683	0	30
瀬 戸 町	15,059	0	5,523	360	5,883	0	5,883	321	0	4,770	0	750	3	0
山 陽 町	25,678	0	6,489	219	6,708	303	7,011	810	0	5,155	48	1,079	35	172
赤 坂 町	5,234	0	1,649	98	1,747	0	1,747	0	0	1,472	45	85	0	47
熊 山 町	8,318	357	1,433	403	1,836	83	1,919	349	0	1,320	0	100	0	13
吉 井 町	5,440	204	854	227	1,081	27	1,108	207	0	764	0	81	0	9
日 生 町	8,802	0	3,005	656	3,661	0	3,661	119	0	2,139	129	544	0	193
吉 永 町	5,206	196	836	301	1,137	52	1,189	250	0	754	0	72	0	10
佐 伯 町	4,248	0	514	251	765	34	799	99	0	457	0	52	0	5
和 気 町	12,332	465	2,304	1,789	4,093	195	4,288	499	0	2,151	0	133	0	20
倉敷市	434,816	20	155,319	19,578	174,897	7	174,904	18,810	0	143,105	3,126	8,616	100	372
総 社 市	56,436	276	19,107	6,191	25,298	20	25,318	1,490	0	17,027	642	1,194	14	230
早 島 町	11,936	0	4,400	741	5,141	0	5,141	165	0	3,589	245	448	0	118
山 手 村	4,193	0	1,128	99	1,227	0	1,227	179	0	993	45	73	0	17
清 音 村	5,676	0	1,421	254	1,675	0	1,675	118	0	1,181	55	150	1	34
船 穂 町	7,656	0	2,138	470	2,608	0	2,608	30	0	1,405	130	603	0	0
真 備 町	23,433	0	6,853	1,469	8,322	0	8,322	797	0	6,182	265	401	5	0
笠 岡 市	59,106	0	16,823	1,210	18,033	0	18,033	2,456	0	13,064	934	2,615	0	210
井 原 市	29,638	5,991	9,349	1,516	10,865	2,187	13,052	1,197	0	7,445	291	1,611	0	2
金 光 町	12,501	0	2,588	459	3,047	0	3,047	583	0	2,257	165	154	0	12
鴨 方 町	19,302	0	8,102	1,609	9,711	0	9,711	677	0	6,614	1,067	375	4	42
寄 島 町	6,763	0	1,960	126	2,086	0	2,086	226	0	1,638	116	184	0	22
里 庄 町	11,063	0	2,708	1,071	3,779	0	3,779	302	0	2,206	288	197	0	17
矢 掛 町	16,621	0	3,230	420	3,650	0	3,650	583	0	2,527	176	484	0	43
美 星 町	5,771	0	552	30	582	0	582	179	0	405	89	55	0	3
芳 井 町	6,173	0	781	15	796	0	796	201	0	645	32	100	0	4
高 梁 市	23,204	0	8,610	487	9,097	0	9,097	584	0	7,266	923	345	0	76
有 漢 町	2,800	0	354	55	409	0	409	0	0	250	38	28	0	38
北 房 町	6,553	0	977	708	1,685	0	1,685	299	0	791	66	76	0	44
賀 陽 町	8,520	10	1,556	0	1,556	1,538	3,094	298	0	1,230	151	62	0	113
成 羽 町	5,855	0	1,306	138	1,444	0	1,444	113	0	1,054	97	59	0	96
川 上 町	3,550	530	342	60	402	51	453	0	0	245	33	31	0	33
備 中 町	2,845	150	278	21	299	52	351	26	0	193	26	33	0	26
新 見 市	24,072	0	8,834	349	9,183	0	9,183	487	0	7,449	310	1,015	0	60
大 佐 町	3,979	0	827	44	871	0	871	0	0	698	19	96	0	14
神 郷 町	2,645	0	382	0	382	0	382	114	0	338	0	39	0	5
哲 多 町	4,046	0	816	5	821	0	821	0	0	591	60	157	0	8
哲 西 町	3,267	0	614	0	614	52	666	0	0	393	12	203	0	6
勝 山 町	9,338	0	1,549	765	2,314	0	2,314	443	0	1,358	69	122	0	0
落 合 町	15,913	0	2,471	1,752	4,223	0	4,223	0	0	2,005	176	191	0	99
湯 原 町	3,627	0	1,071	92	1,163	26	1,189	0	0	943	97	0	0	31
久 世 町	11,696	0	2,418	2,116	4,534	0	4,534	531	0	2,115	144	159	0	0
美 甘 村	1,787	0	212	90	302	20	322	0	0	198	3	11	0	0
新 庄 村	1,148	0	155	71	226	15	241	0	0	143	3	9	0	0
川 上 村	2,562	0	962	89	1,051	24	1,075	0	0	872	72	0	0	18
八 束 村	3,156	0	797	174	971	21	992	0	0	710	69	0	0	18
中 和 村	870	0	184	18	202	5	207	0	0	155	23	0	0	6
津 山 市	89,248	0	35,219	1,040	36,259	0	36,259	4,455	0	25,181	2,380	6,338	1,001	319
加 茂 町	5,569	0	903	21	924	0	924	0	0	596	30	225	0	52
富 村	905	0	160	0	160	0	160	0	0	130	23	7	0	0
奥 津 町	1,836	0	295	155	450	0	450	32	0	247	25	23	0	0
上 斎 原 村	936	0	229	4	233	0	233	0	0	193	13	23	0	0
阿 波 村	713	0	89	0	89	0	89	0	0	65	0	24	0	0
鏡 野 町	11,766	0	2,160	39	2,199	0	2,199	0	0	1,587	376	85	0	112
中 央 町	7,419	0	1,107	9	1,116	0	1,116	0	0	786	209	46	0	66
旭 町	3,557	0	366	23	389	0	389	0	0	287	43	19	0	17
久米南町	6,242	0	736	124	860	0	860	0	0	539	138	51	0	8
久 米 町	7,930	0	1,218	32	1,250	0	1,250	0	0	849	229	67	0	73
柵 原 町	6,985	0	1,372	129	1,501	0	1,501	0	0	993	154	225	0	0
勝 田 町	3,889	70	712	285	997	14	1,011	0	0	559	61	92	0	0
勝 央 町	11,617	0	1,935	115	2,050	0	2,050	0	0	1,559	5	371	0	0
奈 義 町	6,857	0	1,209	156	1,365	0	1,365	0	0	1,006	4	199	0	0
勝 北 町	7,539	0	1,474	372	1,846	0	1,846	0	0	1,268	4	202	0	0
大 原 町	4,903	0	1,126	480	1,606	0	1,606	0	0	840	26	260	0	0
東 栗 倉 村	1,500	0	296	86	382	0	382	0	0	226	7	63	0	0
西 栗 倉 村	1,793	0	367	297	664	0	664	0	0	267	7	93	0	0
美 作 町	13,171	0	3,410	3,003	6,413	0	6,413	202	0	2,880	252	278	0	0
作 東 町	7,768	0	1,219	439	1,658	0	1,658	234	0	1,014	37	168	0	0
英 田 町	3,579	0	629	332	961	2	963	0	0	502	74	53	0	0
岡 山 県	1,954,395	8,281	646,339	71,192	717,531	5,213	722,744	62,840	0	562,010	31,062	47,141	1,318	4,808

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

(平成14年度) 2 / 2

市町村名	直 接 埋 立 量 ⑨	ご み 処 理 量 t/年						直 接 資 源 化 量 ⑩	合 計 ⑪	中間処理 に 伴 う 資 源 化 量 t/年 ⑫	1 人 1 日 当 たり 排 出 量 g/人・日 =⑦/(①+ ②)*365	減 処 理 容 率 =(⑩-⑨)/⑩	リサイクル率 =(⑧+⑩+ ⑫)/(⑧+⑪)
		直接焼却	粗大処理	資 源 化	堆 肥 化	燃 料 化	そ の 他						
岡 山 市	10,938	225,183	6,972	5,754	0	0	0	6,740	255,587	13,034	1,119	95.7%	14.1%
玉 野 市	2,431	21,986	1,001	0	0	0	0	921	26,339	620	1,025	90.8%	14.1%
御 津 町	0	1,129	0	105	0	0	183	459	1,876	218	490	100.0%	36.1%
建 部 町	283	800	0	72	0	0	0	0	1,155	72	448	75.5%	6.2%
加茂川町	0	360	0	242	0	0	82	0	684	278	298	100.0%	40.6%
牛 窓 町	439	2,220	0	142	0	0	0	31	2,832	350	988	84.5%	20.8%
邑 久 町	852	5,961	0	306	0	0	0	70	7,189	877	994	88.1%	20.1%
長 船 町	0	2,548	0	199	0	0	0	179	2,926	199	627	100.0%	27.1%
灘 崎 町	104	3,437	0	0	0	0	0	725	4,266	0	720	97.6%	26.0%
備 前 市	1,380	8,828	98	620	0	0	0	2	10,928	331	1,082	87.4%	11.7%
瀬 戸 町	0	4,892	0	585	0	0	0	406	5,883	508	1,070	100.0%	19.9%
山 陽 町	0	5,374	0	144	0	0	0	1,190	6,708	96	748	100.0%	27.9%
赤 坂 町	12	1,477	0	170	0	0	0	88	1,747	92	914	99.3%	10.3%
熊 山 町	0	1,624	113	0	0	0	0	99	1,836	58	606	100.0%	23.2%
吉 井 町	0	947	65	0	0	0	0	69	1,081	41	538	100.0%	24.6%
日 生 町	0	2,664	0	563	0	0	0	434	3,661	411	1,140	100.0%	25.5%
吉 永 町	0	993	73	0	0	0	0	71	1,137	34	603	100.0%	25.6%
佐 伯 町	0	648	63	0	0	0	0	54	765	35	515	100.0%	21.8%
和 気 町	0	3,718	194	0	0	0	0	181	4,093	88	918	100.0%	16.7%
倉敷市	4,880	156,028	4,387	3,168	0	0	0	6,434	174,897	4,673	1,102	97.2%	15.4%
総社市	3,480	18,843	1,716	1,178	0	0	0	81	25,298	1,872	1,223	86.2%	12.9%
早 島 町	245	4,054	0	501	0	0	0	341	5,141	125	1,180	95.2%	11.9%
山 手 村	2	1,057	101	67	0	0	0	0	1,227	116	802	99.8%	21.0%
清 音 村	20	1,352	152	151	0	0	0	0	1,675	216	808	98.8%	18.6%
船 穂 町	340	1,665	0	157	0	0	0	446	2,608	160	933	87.0%	24.1%
真 備 町	200	6,936	793	393	0	0	0	0	8,322	689	973	97.6%	16.3%
笠 岡 市	0	14,175	1,243	2,601	0	0	0	14	18,033	2,999	836	100.0%	26.7%
井 原 市	215	8,665	374	1,611	0	0	0	0	10,865	1,484	1,004	98.0%	22.2%
金 光 町	165	2,775	12	0	0	0	0	95	3,047	12	668	94.6%	19.0%
鴨 方 町	1,961	7,143	239	293	0	0	0	75	9,711	373	1,378	79.8%	10.8%
寄 島 町	0	1,764	138	184	0	0	0	0	2,086	232	845	100.0%	19.8%
里 庄 町	0	3,277	305	197	0	0	0	0	3,779	329	936	100.0%	15.5%
矢 掛 町	0	2,474	219	484	0	0	0	473	3,650	559	602	100.0%	38.2%
美 星 町	0	435	92	55	0	0	0	0	582	87	276	100.0%	35.0%
芳 井 町	0	660	36	47	0	0	0	53	796	60	353	100.0%	31.5%
高 梁 市	0	7,657	1,068	372	0	0	0	0	9,097	629	1,074	100.0%	12.5%
有 漢 町	0	302	79	28	0	0	0	0	409	43	400	100.0%	10.5%
北 房 町	0	1,347	229	58	0	0	0	51	1,685	195	704	100.0%	27.5%
賀 陽 町	0	1,230	264	62	0	0	0	0	1,556	119	994	100.0%	22.5%
成 羽 町	0	1,141	244	59	0	0	0	0	1,444	115	676	100.0%	14.6%
川 上 町	0	303	68	31	0	0	0	0	402	45	304	100.0%	11.2%
備 中 町	0	213	53	33	0	0	0	0	299	47	321	100.0%	22.5%
新 見 市	697	7,471	0	0	0	0	0	1,015	9,183	0	1,045	92.4%	15.5%
大 佐 町	19	742	0	0	0	0	0	110	871	0	600	97.8%	12.6%
神 郷 町	0	338	0	0	0	0	0	44	382	0	396	100.0%	31.9%
哲 多 町	60	596	0	0	0	0	0	165	821	0	556	92.7%	20.1%
哲 西 町	0	393	0	0	0	0	0	221	614	0	559	100.0%	36.0%
勝 山 町	0	2,005	185	121	0	0	0	3	2,314	252	679	100.0%	25.3%
落 合 町	0	3,449	531	116	0	0	0	127	4,223	421	727	100.0%	13.0%
湯 原 町	0	973	0	102	0	0	0	88	1,163	149	898	100.0%	20.4%
久 世 町	414	3,620	298	198	0	0	0	4	4,534	409	1,062	90.9%	18.6%
美 甘 村	0	254	0	5	0	0	0	43	302	112	494	100.0%	51.3%
新 庄 村	0	194	0	3	0	0	0	29	226	62	575	100.0%	40.3%
川 上 村	0	897	0	74	0	0	0	80	1,051	136	1,150	100.0%	20.6%
八 束 村	0	789	0	71	0	0	0	111	971	113	861	100.0%	23.1%
中 和 村	0	156	0	24	0	0	0	22	202	26	652	100.0%	23.8%
津 山 市	1,025	25,755	610	4,290	0	0	0	4,579	36,259	2,765	1,113	97.2%	29.0%
加 茂 町	30	617	0	10	0	0	0	267	924	10	455	96.8%	30.0%
富 村	11	130	0	18	0	0	0	1	160	6	484	93.1%	4.4%
奥 津 町	39	341	0	66	0	0	0	4	450	23	672	91.3%	12.2%
上斎原村	14	193	0	25	0	0	0	1	233	9	682	94.0%	4.3%
阿 波 村	0	65	0	24	0	0	0	0	89	24	342	100.0%	27.0%
鏡 野 町	0	1,616	297	0	0	0	0	286	2,199	0	512	100.0%	13.0%
中 央 町	0	791	164	0	0	0	0	161	1,116	0	412	100.0%	14.4%
旭 町	0	298	61	18	0	0	0	12	389	57	300	100.0%	17.7%
久米南町	243	561	0	56	0	0	0	0	860	56	377	71.7%	6.5%
久 米 町	0	872	194	0	0	0	0	184	1,250	0	432	100.0%	14.7%
柵 原 町	174	1,102	0	43	0	0	0	182	1,501	43	589	88.4%	15.0%
勝 田 町	0	717	0	280	0	0	0	0	997	230	700	100.0%	23.1%
勝 央 町	0	1,749	0	0	0	0	0	301	2,050	0	483	100.0%	14.7%
奈 義 町	0	1,164	0	0	0	0	0	201	1,365	0	545	100.0%	14.7%
勝 北 町	0	1,576	0	0	0	0	0	270	1,846	0	671	100.0%	14.6%
大 原 町	0	1,190	0	31	0	0	34	351	1,606	31	897	100.0%	23.8%
東栗倉村	0	298	0	0	0	0	9	75	382	0	698	100.0%	19.6%
西栗倉村	0	498	0	12	0	0	8	146	664	12	1,015	100.0%	23.8%
美 作 町	0	4,783	0	1,630	0	0	0	0	6,413	1,025	1,334	100.0%	18.5%
作 東 町	0	1,313	0	47	0	0	48	250	1,658	47	585	100.0%	28.1%
英 田 町	0	717	0	244	0	0	0	0	961	184	737	100.0%	19.1%
岡 山 県	30,673	606,508	22,731	28,140	0	0	364	29,115	717,531	38,723	1,009	95.7%	16.7%

(8) し尿処理の状況

(平成14年度)

市町村名	し尿 収集人口	自家処理 人口	コミュニ ティプラ ント人口	浄化槽人口			し尿処理施設処理量			KL/年	下水道投入等処理量			KL/年	合 計		
				合 併	単 独	(合計)	し 尿	浄化槽汚泥	(合計)		し 尿	浄化槽汚泥	(合計)		し 尿	浄化槽汚泥	(合計)
岡 山 市	100,603	0	0	85,434	161,601	247,035	60,489	122,593	183,082		19,359	22,837	42,196		79,848	145,430	225,278
玉 野 市	10,674	160	0	4,350	3,445	7,795	12,251	9,731	21,982		0	0	0		12,251	9,731	21,982
御 津 町	3,694	675	493	4,134	283	4,417	2,973	3,277	6,250		19	14	33		2,992	3,291	6,283
建 部 町	1,941	90	0	1,576	1,801	3,377	2,979	3,281	6,260		13	10	23		2,992	3,291	6,283
加茂川町	2,184	1,419	0	1,475	478	1,953	1,420	0	1,420		4	0	4		1,424	0	1,424
牛 窓 町	3,468	48	0	1,996	2,349	4,345	3,718	2,665	6,383		15	10	25		3,733	2,675	6,408
邑 久 町	10,423	0	0	7,544	1,838	9,382	9,231	4,204	13,435		36	16	52		9,267	4,220	13,487
長 船 町	3,224	30	0	5,978	1,927	7,905	2,414	5,261	7,675		12	28	40		2,426	5,289	7,715
灘 崎 町	1,376	0	0	469	0	469	1,926	956	2,882		7	2	9		1,933	958	2,891
備 前 市	9,248	272	0	3,271	3,877	7,148	7,715	6,761	14,476		0	0	0		7,715	6,761	14,476
瀬 戸 町	2,353	48	0	3,329	2,185	5,514	1,971	3,233	5,204		8	12	20		1,979	3,245	5,224
山 陽 町	7,031	63	0	11,588	375	11,963	6,832	0	6,832		84	3,023	3,107		6,916	3,023	9,939
赤 坂 町	3,444	0	0	1,540	250	1,790	2,059	0	2,059		25	2,146	2,171		2,084	2,146	4,230
熊 山 町	2,428	16	0	4,890	298	5,188	2,521	0	2,521		32	1,342	1,374		2,553	1,342	3,895
吉 井 町	2,392	0	0	690	474	1,164	2,297	0	2,297		24	1,753	1,777		2,321	1,753	4,074
日 生 町	112	25	0	657	14	671	367	161	528		0	0	0		367	161	528
吉 永 町	153	9	0	257	6	263	463	0	463		1	140	141		464	140	604
佐 伯 町	148	20	0	966	13	979	269	0	269		11	261	272		280	261	541
和 気 町	110	0	0	124	28	152	477	0	477		20	93	113		497	93	590
倉 敷 市	52,828	670	0	86,667	48,925	135,592	37,828	76,998	114,826		10,054	31,291	41,345		47,882	108,289	156,171
総 社 市	9,178	1,033	0	13,738	7,141	20,879	8,049	12,885	20,934		11	20	31		8,060	12,905	20,965
早 島 町	487	0	0	42	1,015	1,057	280	475	755		1	1	2		281	476	757
山 手 村	90	0	0	2,021	0	2,021	57	242	299		0	0	0		57	242	299
清 音 村	403	19	0	282	313	595	226	399	625		0	1	1		226	400	626
船 穂 町	2,769	107	0	2,112	2,668	4,780	1,422	2,482	3,904		0	0	0		1,422	2,482	3,904
真 備 町	9,101	1,254	0	10,107	2,971	13,078	9,224	10,718	19,942		12	16	28		9,236	10,734	19,970
笠 岡 市	17,340	2,748	0	12,437	11,359	23,796	15,087	12,781	27,868		29	21	50		15,116	12,802	27,918
井 原 市	13,286	58	0	4,053	6,522	10,575	11,567	9,933	21,500		22	16	38		11,589	9,949	21,538
金 光 町	8,012	47	0	1,641	524	2,165	7,422	0	7,422		0	2,808	2,808		7,422	2,808	10,230
鴨 方 町	9,028	942	2,445	1,919	1,858	3,777	7,144	5,229	12,373		13	10	23		7,157	5,239	12,396
寄 島 町	928	0	0	432	72	504	2,016	612	2,628		4	3	7		2,020	615	2,635
里 庄 町	6,667	14	0	3,531	851	4,382	5,811	1,663	7,474		11	8	19		5,822	1,671	7,493
矢 掛 町	7,246	0	0	3,996	1,431	5,427	5,059	3,507	8,566		10	7	17		5,069	3,514	8,583
美 星 町	3,757	387	0	1,010	617	1,627	2,049	1,212	3,261		4	3	7		2,053	1,215	3,268
芳 井 町	4,888	281	0	932	72	1,004	2,257	1,559	3,816		4	3	7		2,261	1,562	3,823
高 梁 市	6,202	1,238	0	2,498	143	2,641	3,737	2,230	5,967		9	7	16		3,746	2,237	5,983
有 漢 町	1,378	239	0	793	390	1,183	751	764	1,515		2	2	4		753	766	1,519
北 房 町	2,428	230	0	3,249	646	3,895	1,475	1,837	3,312		5	5	10		1,480	1,842	3,322
賀 陽 町	4,205	113	0	2,826	864	3,690	2,116	2,472	4,588		6	5	11		2,122	2,477	4,599
成 羽 町	3,324	49	0	1,691	791	2,482	1,394	1,961	3,355		5	4	9		1,399	1,965	3,364
川 上 町	2,910	326	0	541	303	844	1,536	794	2,330		3	3	6		1,539	797	2,336
備 中 町	1,991	496	0	385	123	508	807	502	1,309		2	2	4		809	504	1,313
新 見 市	12,132	0	0	3,395	1,490	4,885	12,206	2,956	15,162		22	15	37		12,228	2,971	15,199
大 佐 町	363	0	0	760	0	760	1,779	430	2,209		2	2	4		1,781	432	2,213
神 郷 町	1,789	0	0	856	0	856	987	726	1,713		2	2	4		989	728	1,717
哲 多 町	790	0	0	1,520	0	1,520	392	406	798		1	1	2		393	407	800
哲 西 町	562	0	0	625	0	625	332	558	890		1	1	2		333	559	892
勝 山 町	4,527	203	0	3,641	967	4,608	2,899	4,397	7,296		11	11	22		2,910	4,408	7,318
落 合 町	7,996	2,047	0	4,410	1,460	5,870	6,173	5,628	11,801		18	17	35		6,191	5,645	11,836
湯 原 町	2,376	42	0	813	396	1,209	1,384	1,554	2,938		4	5	9		1,388	1,559	2,947
久 世 町	6,691	17	0	3,927	1,061	4,988	5,849	5,056	10,905		17	16	33		5,866	5,072	10,938
美 甘 村	900	473	0	414	0	414	491	332	823		1	1	2		492	333	825
新 庄 村	677	236	0	212	23	235	421	309	730		1	1	2		422	310	732
川 上 村	526	203	0	24	111	135	796	881	1,677		2	3	5		798	884	1,682
八 束 村	1,295	38	0	170	414	584	1,055	440	1,495		2	3	5		1,057	443	1,500
中 和 村	25	0	0	168	0	168	55	102	157		0	0	0		55	102	157
津 山 市	36,741	0	0	17,407	11,146	28,553	26,474	15,313	41,787		256	148	404		26,730	15,461	42,191
加 茂 町	2,574	0	0	1,262	324	1,586	2,274	590	2,864		22	6	28		2,296	596	2,892
富 村	174	131	0	563	37	600	165	182	347		1	0	1		166	182	348
奥 津 町	318	31	0	1,400	87	1,487	611	361	972		6	3	9		617	364	981
上 斎 原 村	355	179	0	322	80	402	218	203	421		2	2	4		220	205	425
阿 波 村	0	0	0	713	0	713	27	44	71		0	1	1		27	45	72
鏡 野 町	5,477	2,139	0	3,639	511	4,150	4,335	2,095	6,430		38	20	58		4,373	2,115	6,488
中 央 町	2,018	655	0	1,319	1,327	2,646	2,360	1,465	3,825		23	14	37		2,383	1,479	3,862
旭 町	2,503	0	0	741	313	1,054	988	928	1,916		3	3	6		991	931	1,922
久 米 南 町	2,988	856	0	1,327	1,071	2,398	1,942	1,57									

(9) ごみ処理の有料化の状況

(平成15年度実績)

区 分		市町村数	実 施 市 町 村 名
一 般 ご み	指 定 袋	53	御津町、建部町、加茂川町、牛窓町、邑久町、長船町、山陽町、熊山町、吉井町、吉永町、佐伯町、和気町、早島町、清音村、真備町、笠岡市、鴨方町、寄島町、里庄町、有漢町、北房町、成羽町、川上町、備中町、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、津山市、加茂町、富村、奥津町、上斎原村、阿波村、鏡野町、中央町、旭町、久米南町、久米町、柵原町、大原町、東栗倉村、西栗倉村、作東町
	荷 札 等	34	岡山市、御津町、建部町、加茂川町、備前市、山陽町、熊山町、吉井町、吉永町、佐伯町、和気町、倉敷市、早島町、笠岡市、金光町、北房町、川上町、備中町、新見市、大佐町、神郷町、哲西町、落合町、湯原町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、鏡野町、中央町、旭町、久米南町、久米町
	他	8	玉野市、井原市、勝山町、久世町、津山市、加茂町、奥津町、柵原町 (振込等による徴収)

※一般ごみは粗大ごみ以外のごみ

(10) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村(平成16年度計画)

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ(白色トレイを含む)	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
倉 敷 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津 山 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉 野 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笠 岡 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井 原 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備 前 市	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
御 津 町	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○
加 茂 川 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
瀬 戸 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
山 陽 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤 坂 町	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○
日 生 町	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○
牛 窓 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
邑 久 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
長 船 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
灘 崎 町	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—
早 島 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船 穂 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金 光 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鴨 方 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寄 島 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里 庄 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢 掛 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美 星 町	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—
芳 井 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加 茂 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
阿 波 村	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
柵 原 町	—	—	—	—	○	—	○	○	—	○
和 気 北 部 衛 生 施 設 組 合 (熊山町, 吉井町, 吉永町, 佐伯町, 和気町)	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—
阿 新 広 域 事 務 組 合 (新見市, 大佐町, 神郷町, 哲多町, 哲西町)	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
建部町久米南町衛生施設組合 (建部町, 久米南町)	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○
岡山県中部環境施設組合 (北房町, 落合町, 旭町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
英 北 衛 生 施 設 組 合 (大原町, 東栗倉村, 西栗倉村, 大原町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津山圏域東部衛生施設組合 (勝央町, 奈義町, 勝北町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
津山圏域北部衛生施設組合 (富村, 奥津町, 上齋原村)	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—
津山圏域西部衛生施設組合 (鏡野町, 中央町, 久米町)	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
高 梁 広 域 事 務 組 合 (高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
美作勝田英田町衛生施設組合 (勝田町, 美作町, 英田町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
総 社 広 域 環 境 施 設 組 合 (総社市, 山手村, 清音村, 真備町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
まにわ中央環境施設組合 (勝山町, 久世町)	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—
真 庭 広 域 連 合 (湯原町, 美甘村, 新庄村, 川上村, 八束村, 中和村)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
岡 山 県 合 計	77	77	76	25	73	55	78	78	63	49

(11) 平成16年度の市町村別の分別収集見込み量 (計画)

(トン)

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市	1,829.0	1,440.0	623.0	93.0	818.0	—	1,206.0	517.0	1,365.0	62.0
倉 敷 市	1,529.0	1,433.0	1,594.0	1,288.0	278.0	32.0	1,030.0	177.0	419.0	97.0
津 山 市	500.0	570.0	155.0	2.0	170.0	700.0	620.0	160.0	63.0	1.0
玉 野 市	403.0	403.0	52.0	392.0	110.0	1,136.0	324.0	37.0	395.0	129.0
笠 岡 市	184.0	210.6	98.6	47.2	79.2	374.0	102.8	75.1	368.4	19.6
井 原 市	129.0	169.0	21.0	1.0	29.0	76.0	324.0	38.0	79.0	1.0
備 前 市	22.0	63.0	—	—	23.0	3.0	150.0	65.0	540.0	7.0
御 津 町	25.0	20.0	6.0	—	31.0	—	31.0	12.0	24.0	3.0
加 茂 川 町	20.0	25.0	9.0	—	6.0	2.0	35.0	11.0	31.0	2.0
瀬 戸 町	64.0	50.0	16.0	—	13.0	1.0	100.0	13.0	65.0	2.0
山 陽 町	132.0	90.0	56.0	224.0	32.0	242.0	62.0	16.0	42.0	4.0
赤 坂 町	9.0	9.0	4.5	—	3.3	0.6	44.0	6.6	—	1.2
日 生 町	36.0	52.0	13.0	—	—	—	60.0	10.0	62.0	2.0
牛 窓 町	30.0	39.0	17.0	4.0	5.0	1.0	18.0	13.0	4.0	—
邑 久 町	58.0	76.0	34.0	6.0	15.0	1.0	46.0	20.0	6.0	—
長 船 町	107.0	59.0	17.0	5.0	16.0	3.0	65.0	32.0	28.0	4.0
灘 崎 町	145.0	90.0	52.0	—	22.0	—	75.0	15.0	—	—
早 島 町	25.0	12.0	15.0	5.0	9.0	3.0	60.0	25.0	69.0	3.0
船 穂 町	40.0	40.0	7.0	6.0	2.0	1.0	41.0	11.0	34.0	1.0
金 光 町	18.0	16.0	9.0	13.0	3.0	25.0	29.0	10.0	60.0	7.0
鴨 方 町	72.0	67.0	30.0	1.0	22.0	17.0	76.0	50.0	105.0	2.0
寄 島 町	18.0	28.0	4.0	0.1	7.0	9.0	19.0	7.0	20.0	1.0
里 庄 町	18.0	21.0	6.0	6.0	12.0	17.0	14.0	12.0	43.0	2.0
矢 掛 町	70.0	73.0	16.0	22.0	23.0	24.0	32.0	38.0	85.0	28.0
美 星 町	6.0	9.0	2.0	—	4.0	11.0	4.0	3.0	—	—
芳 井 町	20.0	25.0	4.0	1.0	5.0	10.0	39.0	9.0	5.0	1.0
加 茂 町	11.0	11.0	9.0	—	6.0	84.0	24.0	8.0	36.0	—
阿 波 村	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	1.0	0.4	—	0.3
柵 原 町	—	—	—	—	17.0	—	36.0	10.0	—	12.0
和 気 北 部 衛 生 施 設 組 合 (熊山町, 吉井町, 吉永町, 佐伯町, 和気町)	128.0	135.0	37.0	—	13.0	—	150.0	16.0	134.0	—
阿 新 広 域 事 務 組 合 (新見市, 大佐町, 神郷町, 哲多町, 哲西町)	189.0	214.0	50.0	2.0	5.0	—	166.0	48.0	70.0	6.0
建部町久米南町衛生施設組合 (建部町, 久米南町)	40.0	35.0	9.0	—	23.0	—	23.0	15.0	30.0	3.0
岡山県中部環境施設組合 (北房町, 落合町, 旭町)	56.0	88.0	79.0	—	23.0	59.0	44.0	21.0	98.0	6.0
英 北 衛 生 施 設 組 合 (大原町, 東栗倉村, 西栗倉村, 作東町)	52.0	61.0	27.0	45.0	30.0	68.0	86.0	13.0	165.0	5.0
津山圏域東部衛生施設組合 (勝央町, 奈義町, 勝北町)	77.0	103.0	22.0	—	19.0	89.0	85.0	25.0	73.0	—
津山圏域北部衛生施設組合 (富村, 奥津町, 上齋原村)	2.0	4.0	6.0	—	4.0	—	31.0	11.0	—	—
津山圏域西部衛生施設組合 (鏡野町, 中央町, 久米町)	64.0	75.0	10.0	—	—	—	16.0	17.0	—	—
高 梁 広 域 事 務 組 合 (高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町)	134.0	90.0	31.0	—	56.0	905.0	52.0	29.0	152.0	70.0
美作勝田英田町衛生施設組合 (勝田町, 美作町, 英田町)	113.0	131.0	55.0	—	25.0	6.0	140.0	35.0	191.0	5.0
総 社 広 域 環 境 施 設 組 合 (総社市, 山手村, 清音村, 真備町)	388.0	388.0	167.0	—	140.0	28.0	277.0	83.0	277.0	28.0
まにわ中央環境施設組合 (勝山町, 久世町)	77.0	137.0	41.0	—	31.0	6.0	57.0	23.0	—	—
真 庭 広 域 連 合 (湯原町, 美甘村, 新庄村, 川上村, 八束村, 中和村)	89.0	116.0	23.0	—	12.0	12.0	96.0	28.0	440.0	—
岡 山 県 合 計	6,929.5	6,678.0	3,427.3	2,163.5	2,141.7	3,945.8	5,890.8	1,765.1	5,578.4	515.1

(12) 市町村（一部事務組合、広域連合）の一般廃棄物処理施設

ア 焼却施設

（平成16年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山山南環境センター	岡山市豊成1-4-1	220	S 53	岡山市
	岡山当新田環境センター	岡山市当新田486-1	300	H 6	岡山市
	岡山東部クリーンセンター	岡山市西大寺新地453-5	450	H 13	岡山市
	邑久牛窓清掃施設組合 クリーンセンターかもめ	牛窓町牛窓228	30	H 9	邑久町、牛窓町
	玉野市東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-1	150	S 53	玉野市（灘崎町）
備前	備前市備前クリーンセンター	備前市八木山859-4	34	H 10	備前市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H 6	熊山町、吉井町、和気町、 吉永町、佐伯町、日生町
	瀬戸市瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	24	H 11	瀬戸町
	山陽町山陽桜が丘清掃センター	山陽町中島357-1	30	S 57	山陽町
	赤坂町赤坂環境センター	赤坂町多賀2546-6	6	H 6	赤坂町
倉敷	倉敷市水島敷島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市（早島町）
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	120	H 10	倉敷市、金光町、船穂町
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	180	H 9	総社市、山手村、清音村、 真備町
井笠	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H 11	笠岡市、里庄町、寄島町、 鴨方町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町、美星町、 芳井町
高梁	高梁広域事務組合 清掃センター	高梁市段町748	56	H 10	高梁市、有漢町、賀陽町、 成羽町、川上町、備中町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	30	H 6	落合町、北房町、旭町
阿新	阿新広域事務組合 阿新クリーンセンター	新見市金谷253	46	H 11	新見市、大佐町、神郷町、 哲西町、哲多町
真庭	まにわ中央環境施設組合 クリーンセンターまにわ	久世町檜西290	30	H 11	勝山町、久世町
	真庭広域連合 北部環境センター	中和村初和592-1	20	H 3	川上村、八束村、中和村、 湯原町、美甘村、新庄村
津山	津山山崎山焼却市場	津山市小桁401-15	110	S 51	津山市
	柵原町柵原クリーンセンター	柵原町連石856-1	6	H 6	柵原町（休止中）
	津山圏域北部衛生施設組合 清掃センター	奥津町井坂523-3	10	H 4	奥津町、富村、上斎原村
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	久米町中北下365	14	S 58	中央町、久米町、鏡野町
	建部町久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	建部町、久米南町
勝英	英北衛生施設組合 ごみ処理施設	作東町瀬戸長坂151-4	15	S 63	作東町、大原町、東栗倉村、 西栗倉村
	美作勝田英田町衛生施設組合 環境美化センター	美作町三倉田93	40	H 2	美作町、勝田町、英田町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S 59	勝央町、勝北町、奈義町
合 計		28	2,489		

（備考）構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

イ 粗大ごみ処理施設

(平成16年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	玉野市 東清掃センター粗大ごみ処理場	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H 5	玉野市
東備	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H 6	熊山町, 吉井町, 和気町, 吉永町, 佐伯町, 日生町
倉敷	倉敷市 倉敷東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H 6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	34	H 9	総社市, 山手村, 清音村, 真備町
井笠	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H 7	笠岡市, 井原市, 矢掛町, 美星町, 芳井町, 寄島町, 里庄町, 鴨方町
高梁	高梁広域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S 55	高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	10	H 6	落合町, 北房町, 旭町
津山	津山市 津山粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S 63	津山市
	津山圏域西部衛生施設組合 粗大ごみ処理施設	久米町中北下365	15	S 63	中央町, 久米町, 鏡野町
勝英	津山圏域東部衛生施設組合 不燃物処理施設	奈義町上町川186	20	S 55	勝央町, 勝北町, 奈義町
合 計		10	299		

ウ 再生利用施設

(平成16年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山市 岡山東部リサイクルプラザ	岡山市西大寺新地453-5	85	H 13	岡山市
	玉野市 玉野東清掃センターリサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H 15	玉野市
東備	瀬戸町 瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	4	H 11	瀬戸町
井笠	鴨方町 鴨方リサイクルセンター	鴨方町深田930-1	3	H 9	鴨方町
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H 12	笠岡市, 井原市, 矢掛町, 美星町, 芳井町, 寄島町, 里庄町, 鴨方町
高梁	高梁市 高梁リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H 12	高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町
真庭	まにわ中央環境施設組合 リサイクルプラザ	久世町樫西290	11	H 11	勝山町, 久世町
津山	津山市 津山資源化センター	津山市横山648-1	30	S 62	津山市
	津山市 津山プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648-1	4.7	H 15	津山市
勝英	英北衛生施設組合 リサイクルセンター	作東町岩辺142-1	2.6	H 14	作東町, 大原町, 東栗倉村, 西栗倉村
合 計		10	188.9		

エ し尿処理施設

（平成16年3月31日現在稼働中）

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 kl/日	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山一宮浄化センター	岡山市一宮217	100	S 43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S 54	岡山市
	岡山当新田浄化センター	岡山市当新田488-4	70	S 60	岡山市
	岡山大島浄化センター	岡山市大島179	0.35	S 62	岡山市
	岡山市外3町衛生施設組合	岡山市神崎町2676	180	H 9	岡山市, 邑久町, 牛窓町, 瀬戸町
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	御津町鹿瀬650	42	H 4	御津町, 久米南町, 建部町, 加茂川町
	玉野西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	S 50	玉野市
	長船衛生センター	長船町福里589-1	18	S 62	長船町
東備	東備水道企業団 衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S 39	備前市, 日生町
	和気赤磐し尿処理施設 一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	50	H 14	和気町, 吉永町, 熊山町, 佐伯町, 山陽町, 赤坂町, 吉井町
倉敷	倉敷白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S 40	倉敷市 (船穂町)
	倉敷水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S 44	倉敷市 (船穂町)
	倉敷玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S 56	倉敷市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S 60	岡山市, 倉敷市, 早島町, 灘崎町
	総社広域環境施設組合 浄化園	総社市窪木1101-1	80	S 52	総社市, 山手村, 清音村, 真備町
井笠	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S 63	笠岡市, 井原市, 矢掛町, 美星町, 芳井町, 寄島町, 里庄町, 鴨方町
	金光浄化センター	金光町八重318-2	20	H 元	金光町
高梁	高梁広域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S 50	高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町
阿新	阿新広域事務組合 阿新衛生センター	新見市金谷252	50	S 52	新見市, 大佐町, 神郷町, 哲西町, 哲多町
真庭	真庭広域連合 し尿処理施設旭水苑	落合町野原9-1	100	H 6	落合町, 久世町, 勝山町, 八束村, 川上村, 美甘村, 新庄村, 中和村, 北房町, 湯原町, 富村, 旭町
津山	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S 59	津山市, 久米町, 勝北町, 中央町, 鏡野町, 奥津町, 上斎原村, 阿波村, 加茂町
勝英	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田東河原31	74	S 61	大原町, 美作町, 勝央町, 作東町, 英田町, 柵原町, 東粟倉村, 西粟倉村, 奈義町, 勝田町
合	計	22	2,077.35		

オ 最終処分地施設

(平成16年 3月31日現在埋立中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎥)	埋立物										埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
岡山	岡山市三手最終処分場	岡山市三手108－1	平地	○		12,600	59,700			○		○	○		○		1996	
	岡山市山上最終処分場	岡山市山上152	山間	○		56,900	500,000			○		○	○		○		1995	
	玉野市一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802－8	山間	○		42,000	333,200			○		○		○	○		1992	
	邑久牛窓清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	牛窓町牛窓1099－3	平地		○	20,000	50,000			○				○			1977	
	御津・加茂川環境施設組合最終処分場	御津町紙工3783外	山間	○		17,400	69,000			○							1973	
	建部町久米南町衛生施設組合太田最終処分場	建部町太田4204－5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○		1985	
東備	備前市一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952－1	山間	○		10,400	86,000			○		○		○	○		1983	
	山陽町桜が丘清掃センター最終処分場	山陽町中島357－1	山間	○		6,995	48,028			○		○		○	○		1982	
	日生町一般廃棄物最終処分場	日生町寒河853－2	山間	○		4,390	15,554							○	○		1996	
	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気町益原1512－3	山間	○		5,700	26,000							○	○	○	1994	
倉敷	倉敷市東部最終処分場（2期）	倉敷市二子1923－5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○	○		2003	
	総社市一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○		1982	
	早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○			○				1981	
	山手村ゴミ埋立地	山手村大字宿字立石1875－1	山間	○		200	600									○	1970	
	清音村大谷廃棄物捨場	清音村大字軽部999－3	山間	○		2,671	15,500							○		○	1970	
	船穂町不燃物処分場	船穂町大字船穂7040外	山間	○		7,924	56,124			○							1977	
	真備町不燃物投入場	真備町箭田2165－1	山間	○		4,850	13,580									○	1987	
井笠	井原市野々迫埋立処分場	井原市高屋町字野々迫509外	山間	○		7,095	30,000					○			○		1990	
	金光町一般廃棄物最終処分場	金光町大字下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○							2000	
	鴨方町不燃物処理センター	鴨方町大字益坂1880－1, 2	山間		○	7,000	95,000			○		○					1975	
	岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地	笠岡市神島144－44	山間	○		25,000	190,000							○	○		1978	
高梁	高梁広域事務組合一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5424外	山間	○		22,000	126,000			○				○	○		1980	

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡³)	埋立物										埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
阿 新	新見市 一般廃棄物最終処分場	新見市土橋2063－5	山間	○		5,377	26,700			○			○		○		1981	
	哲多町 荻尾埋立地	哲多町荻尾1820－1	山間		○	1,000	8,000			○			○				1974	
真 庭	久世町 ガレキ処分場	久世町檜東1379－18	山間	○		5,629	36,485									○	1996	
	真庭広域連 合最終処分場	湯原町大字小童谷3－1	山間		○	5,800	50,000			○			○	○			1970	
	まにわ中央環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	久世町目木772－107外	山間		○	4,500	27,000			○					○		1999	
津 山	津山市 不燃物専用新埋立場	津山市横山648－1	山間		○	10,000	56,000			○				○	○		1999	
	加茂町 最終処分場	加茂町塔中268－15	山間	○		11,106	25,000							○			1972	
	柵原町 クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	柵原町下谷連石856－1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		1991	
	柵原町 藤原一般廃棄物最終処分場	柵原町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993	
	津山圏域北部衛生施設組合 清掃センター	奥津町井坂524－1外	平地	○		5,100	18,785			○				○	○		1994	
	津山圏域西部衛生施設組合 最終処分場	中央町打穴西地内	山間		○	12,500	75,000			○							1978	
	津山圏域西部衛生施設組合 新最終処分場	中央町打穴西地内	山間		○	1,680	3,900									○	1999	
	岡山県中部環境施設組合 最終処分場	旭町江与味3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○		2001	
勝 英	英北衛生施設組合 埋立処分地施設	作東町瀬戸151－4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		1988	
	美作勝田英田町衛生施設組合 皆木最終処分場	奈義町皆木376、377	山間		○	3,500	4,400							○	○		1989	
合 計		37				447,469	2,904,468											

(13) 市町村（一部事務組合、広域連合）の一般廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

設 置 主 体 名	施 設 名 称	炉の構造	排ガス処理方式	炉 番 号	処理 能力 (t/日)	測定年月日	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)
岡山市	岡南環境センター	全連続	バグフィルタ	2	110	H15. 7. 8	0.030
				3	110	H15. 6.26	0.043
	当新田環境センター	全連続	バグフィルタ	1	150	H15. 6.12	0.096
				2	150	H15. 6.13	0.13
	東部クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	150	H15.11. 5	0.0031
				2	150	H15.11. 6	0.00049
				3	150	H15.11. 7	0.0052
倉敷市	水島清掃工場	全連続	バグフィルタ	1	150	H15. 7. 2	0.046
				2	150	H15. 7. 3	0.035
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	H15.10. 9	0.085
				2	55		
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	H15. 9.10	0.20
				2	75	H15. 1.17	0.38
備前市	クリーンセンター備前	機械化バッチ	バグフィルタ	1	17	H15.10.30	0.069
				2	17	H15.10.30	0.23
瀬戸町	瀬戸クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	12	H15.10.15	0.00021
				2	12	H15.10.14	0.043
山陽町	桜が丘清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H15.11.27	0.013
				2	15	H15.11.27	0.032
赤坂町	環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	6	H15.10.29	0.96
柵原町	柵原クリーンセンター	機械化バッチ	電器集じん器	1	6		
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	機械化バッチ	バグフィルタ	1	50	H15. 5.30	0.36
				2	50	H15. 5.29	0.37
和気北部衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H15. 3.12	0.44
				2	15		
倉敷西部清掃施設組合	清掃工場	准連続	バグフィルタ	1	60	H15. 8. 5	1.3
				2	60	H15. 8.26	0.54
阿新広域事務組合	阿新クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	H15. 6.27	0.18
				2	23	H15. 6.27	0.20
邑久牛窓清掃施設組合	クリーンセンターかもめ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H15.10. 8	0.15
				2	15	H15.10. 8	0.065
建部町久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	H15. 5.20	0.042
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H15. 7.11	0.21
				2	15	H15. 9.12	0.58
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	H15. 8.29	0.13
				2	45	H15. 9.30	0.24
英北衛生施設組合	ごみ処理施設	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7.5	H15. 7.24	0.75
				2	7.5	H15. 7.24	0.0000033
津山圏域東部衛生施設組合		機械化バッチ	バグフィルタ	1	12.5	H15.12. 3	0.014
				2	12.5	H15.12. 3	0.063
津山圏域北部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	H15. 5.14	0.11
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7	H15.10.30	0.023
				2	7	H15.10.30	0.0071
高梁広域事務組合	清掃センター	准連続	バグフィルタ	1	28	H15. 7.11	0.014
				2	28	H15. 7.15	0.035
美作勝田英田町衛生施設組合	環境美化センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	H15. 9.25	0.040
				2	20	H15. 9.26	0.083
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	H14.12. 4	0.044
				2	90	H15. 8. 7	0.090
まにわ中央環境施設組合	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H15. 6.25	0.000086
				2	15	H15. 6.26	0.00012
真庭広域連合	北部環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	H15. 9. 4	0.017
				2	10	H15. 9. 4	0.90

(備考) 対象期間は、平成14年12月1日から平成15年11月30日である。

(14) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類測定状況（平成15年度）

ア ダイオキシン類測定実施状況（施設数：岡山市、倉敷市分を除く。）

平成14年12月1日	平成14年12月2日～平成15年11月30日			平成15年12月1日	
供 用 中	新規供用	計	廃 止	休 止 中	稼 働 中
20	0	20	3	4	13

イ ダイオキシン類排出濃度測定結果

測 定 結 果 施 設 数	ダ イ オ キ シ ン 濃 度 (ng-TEQ/m ³)	
	平 均 値	最小値 ～ 最大値
13	3.02	0.025 ～ 9.9

ウ ダイオキシン類排出濃度分布

ダ イ オ キ シ ン 類 濃 度 (ng-TEQ/m ³)					
0.1以下	0.1超～1以下	1超～5以下	5超～10以下	10超	合 計
3	5	1	4	0	13

(15) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(平成16年4月1日現在)

登録番号	業 者 名	住 所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(株)	岡山市箕島1306番地の26	H16. 4. 1～H19. 3.31	灘崎町、早島町、(岡山市)
2-2	牛窓環境開発(有)	邑久郡牛窓町牛窓2800	H16. 4. 1～H19. 3.31	牛窓町
2-3	東備環境(有)	邑久郡長船町福里817	H16. 4. 1～H19. 3.31	邑久町、長船町
2-4	(株)邑久環境整備事業所	邑久郡邑久町尻海2855の45	H16. 4. 1～H19. 3.31	邑久町、牛窓町
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3丁目20番1号	H16. 4. 1～H19. 3.31	玉野市
3-2	迫川清掃(有)	児島郡灘崎町迫川1269	H16. 4. 1～H19. 3.31	灘崎町
4-1	(有)日生環境	和気郡日生町寒河344番地	H16. 4. 1～H19. 3.31	日生町
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139番地	H14. 3.15～H17. 3.14	吉永町、和気町
4-5	(有)瀬戸内浄化槽管理センター	備前市東片上633-4	H16. 4. 1～H19. 3.31	備前市
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H16. 4. 1～H19. 3.31	備前市
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	備前市、長船町
4-9	(株)オーデックス	大阪市淀川区宮原3丁目4番30号	H16. 4. 1～H19. 3.31	備前市
4-10	(有)金中衛生社	備前市東片上1776-2	H16. 3.17～H19. 3.16	備前市
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280番地の3	H15. 3.27～H18. 3.26	備前市
5-1	キョクトウ(有)	赤磐郡瀬戸町瀬戸646	H16. 4. 1～H19. 3.31	瀬戸町、山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町、佐伯町、(岡山市)
6-4	(有)シーエフ三圭	倉敷市亀山708の4	H13.11. 1～H16.10.31	船穂町
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783の2	H13. 6. 3～H16. 6. 2	金光町、鴨方町、寄島町、里庄町、(倉敷市)
9-1	(有)中央クリーン	吉備郡真備町辻田149の5	H16. 4. 1～H19. 3.31	山手村、清音村、真備町
9-2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	H16. 4. 1～H19. 3.31	総社市
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H16. 4. 1～H19. 3.31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市笹賀町2-1-10	H16. 4. 1～H19. 3.31	井原市、里庄町、芳井町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H16. 4. 1～H19. 3.31	井原市、芳井町
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(有)	小田郡矢掛町中47番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	H16. 4. 1～H19. 3.31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市山田291の2	H15. 2.17～H18. 2.16	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸町、山陽町、備前市、鴨方町、北房町、大佐町、神郷町、落合町、湯原町、久世町、川上村、美作町、有漢町、賀陽町、(岡山市、倉敷市)
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H15. 1.17～H18. 1.16	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	高梁市、有漢町、賀陽町、成羽町
12-1	(株)三美産業	川上郡川上町三沢4342番地の2	H16. 4. 1～H19. 3.31	総社市、美星町、川上町、備中町
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518番地	H16. 4. 1～H19. 3.31	新見市、神郷町、哲多町、哲西町
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭郡落合町下河内328番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、富村、加茂川町、北房町、大佐町、旭町
14-3	(有)天領	真庭郡久世町惣84番地の7	H14. 3.10～H17. 3. 9	久世町
15-1	(株)大環	津山市東一宮73番地の1	H16. 4. 1～H19. 3.31	津山市、加茂町、奥津町、上斎原村、阿波村、鏡野町、中央町、久米町
16-2	(有)旭川環境	御津郡建部町宮地406番地の3	H16. 2.16～H19. 2.15	建部町、久米南町
16-3	(有)御津衛生センター	御津郡御津町宇垣1762番地の2	H13.11.24～H16.11.23	御津町、建部町
17-2	(有)アイビー産業	英田郡美作町三倉田572番地の1	H13. 9. 5～H16. 9. 4	作東町、英田町、柵原町
17-3	(有)近藤清掃	英田郡美作町林野224	H14. 4. 1～H17. 3.31	大原町、東栗倉村、西栗倉村、美作町
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24番地の3	H16. 4. 1～H19. 3.31	勝央町、勝北町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554番地の5	H16. 4. 1～H19. 3.31	奈義町
18-3	宮元修 (作州清掃)	勝田郡勝田町真加部1756-3	H15. 4. 1～H18. 3.31	勝田町、作東町

(16) 岡山県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の主旨 ー廃棄物処理のための5カ年計画（平成13年度から平成17年度）ー

本計画は、第四次産業廃棄物処理計画を見直すとともに、一般廃棄物を含めた県内の廃棄物全般に係る計画とするもので、今後の循環型社会形成に向けた廃棄物・リサイクル対策に関する行政の基本的方向を定め、行政はもとより、県民、事業者、処理業者など関係者の指針とするものです。

2 計画の基本理念と基本方針 ー「廃棄物を減らします」ー

基 本 理 念
◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築 ◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減
基 本 方 針
1 排出者（事業者）責任の徹底・強化 2 発生（排出）抑制と再使用・再生利用の徹底 3 適正処理の推進 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

3 一般廃棄物の現状 ー一般廃棄物の排出、処理状況ー

- ・平成11年度に家庭から排出されたごみは、694千トン
- ・県民1人の1日当たり排出量に直すと969グラム
- ・岡山県のリサイクル率は15.2%、最終処分率は20.6%
- ・県内で発生したごみ694千トンのうち、81.1%は焼却により減量化
- ・平成11年度で、ごみを1トン処理するのに29,800円が必要

4 一般廃棄物の処理目標 ー計画目標年次（平成17年度）を目指してー

(単位：トン／日)

年 度 項 目	平成11年度	平成17年度 予 測 値	平成17年度 処 理 目 標
排 出 量	1,903(100.0%)	2,058(100.0%)	1,862(100.0%)
資源化・減量化量	1,514(79.6%)	1,682(81.7%)	1,579(84.8%)
資源化量	150(7.9%)	209(10.2%)	343(18.4%)
減量化量	1,364(71.7%)	1,473(71.5%)	1,236(66.4%)
最 終 処 分 量	389(20.4%)	376(18.3%)	283(15.2%)
リ サ イ ク ル 率	15.2%	17.2%	25.5%
集 団 回 収 量	161	176	176

5 一般廃棄物の目標達成のための具体的施策 ー一般廃棄物を取り巻く課題の克服に向けてー

一般廃棄物を取り巻く課題を克服し、処理目標を達成するため、4つの基本方針に基づいて、各種施策を実施します。

1 排出事業者責任の徹底・強化 ◎排出者の自主的な取組の推進 ◎容器包装廃棄物の分別排出の適正化 ◎再生、処理費用に対する理解と協力	2 発生(排出)抑制と再使用・再生利用の推進 ◎目標値設定による発生抑制等の推進 ◎総合的な推進体制の強化 ◎経済的手法の導入検討 ◎容器包装リサイクル法の一層の推進 ◎再使用品・再生品の利用促進 ◎事業者の取組推進 ◎グリーン購入の推進 ◎普及・啓発、環境教育の推進 ◎循環資源総合情報支援センターの整備
3 適正処理の推進 ◎再生・処理システムの見直し ◎ダイオキシン類排出の削減及び暴露防止 ◎新処理技術等の導入促進 ◎埋立対象物の自区内処理 ◎産業廃棄物との併せ処理の検討 ◎不法投棄等の防止対策 ◎災害時の市町村相互応援体制の整備	4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 ◎基盤的施設の整備促進 ◎リサイクル施設の整備促進 ◎エネルギーが有効利用できる施設の整備促進 ◎汚水処理施設の整備促進 ◎し尿処理施設、汚泥再生処理センターの整備促進 ◎事業形態の最適な選択 ◎循環資源処理センターの整備促進

6 産業廃棄物の現状 ー産業廃棄物の発生、処理状況ー

- ・平成12年度に県内で発生した産業廃棄物は、11,734千トン
- ・種類別にみると、汚泥（38.8%）や鉱さい（37.0%）等の発生が多く、業種別では製造業（79.2%）が全体の8割
- ・地域別にみると、倉敷地域（58.4%）が半分以上を占め、岡山地域（31.5%）とあわせた2地域で全体の9割
- ・県内で発生した産業廃棄物11,734千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって3,889千トン（33.1%）が減量化、6,826千トン（58.2%）が資源化、1,005千トン（8.6%）が埋立によって最終処分

7 産業廃棄物の処理目標 ー計画目標年次（平成17年度）を目指してー

- ・発生量は平成9年度の発生量以下を目指し、資源化・減量化率は段階的に引き上げて92.6%に、最終処分量は平成9年度実績の約半分を目指します。

			(単位：千トン／年)	
年 度	平成9年度	平成17年度 予 測 値	平成17年度 処 理 目 標	
項 目				
発 生 量	11,067(100.0%)	11,899(100.0%)	11,007(100.0%)	
資源化・減量化量	9,552(86.3%)	10,898(91.6%)	10,186(92.6%)	
最 終 処 分 量	1,498(13.5%)	988(8.3%)	808(7.3%)	
保 管 量	17(0.2%)	14(0.1%)	13(0.1%)	

- ・最終処分場の整備目標を平成17年度末で残存年数5年分を目指します。

			(単位：千 m ³)	
年 度	平成9年度	平成17年度 予 測 値	平成17年度 目 標 値	
項 目				
埋 立 処 分 量	1,228	894	894	
残 存 容 量	6,447	702	4,470	

8 産業廃棄物の目標達成のための具体的施策 ―産業廃棄物を取り巻く課題の克服に向けて―

産業廃棄物を取り巻く課題を克服し、処理目標を達成するため、4つの基本方針に基づいて、各種施策を実施します。

1 排出事業者責任の徹底・強化 ◎マニフェスト制度の周知徹底 ◎排出事業者に対する監視・指導の強化 ◎多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底 ◎環境犯罪に対する責任の追及	2 発生(排出)抑制と再使用・再生利用の推進 ◎エコタウン事業の推進 ◎多量排出事業者による発生抑制、減量化、資源化の推進 ◎経済的手法の導入促進 ◎農業系廃棄物の適正処理等の推進 ◎リサイクルの推進 ※最終処分量の多い5品目の減量化、リサイクルの推進 ※リサイクル技術等の開発と情報の提供 ※産業廃棄物交換情報制度の活用と推進 ◎環境マネジメントシステムの導入促進 ◎グリーン購入の推進
3 適正処理の推進 ◎ダイオキシン類排出削減対策の指導強化 ◎新処理技術等の導入促進 ◎適正処理に係る講習会・研修会等の開催 ◎県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応 ◎情報管理システムの整備促進 ◎不法投棄等の防止対策 ◎不法投棄等への対応 ◎産業廃棄物に関する情報の公開 ◎PCB廃棄物に関する適正処理の推進 ◎産業廃棄物処理と環境との調和を図る条例等の検討 ◎災害時における適正処理の確保	4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 ◎産業廃棄物処理施設の安定的確保 ◎公共関与によるモデル的処理施設整備の促進 ※最終処分場の整備 ※中間処理施設の整備 ※複合的、総合的処理施設の整備 ◎処理施設の建設促進策 ◎融資制度等の充実及び活用の推進

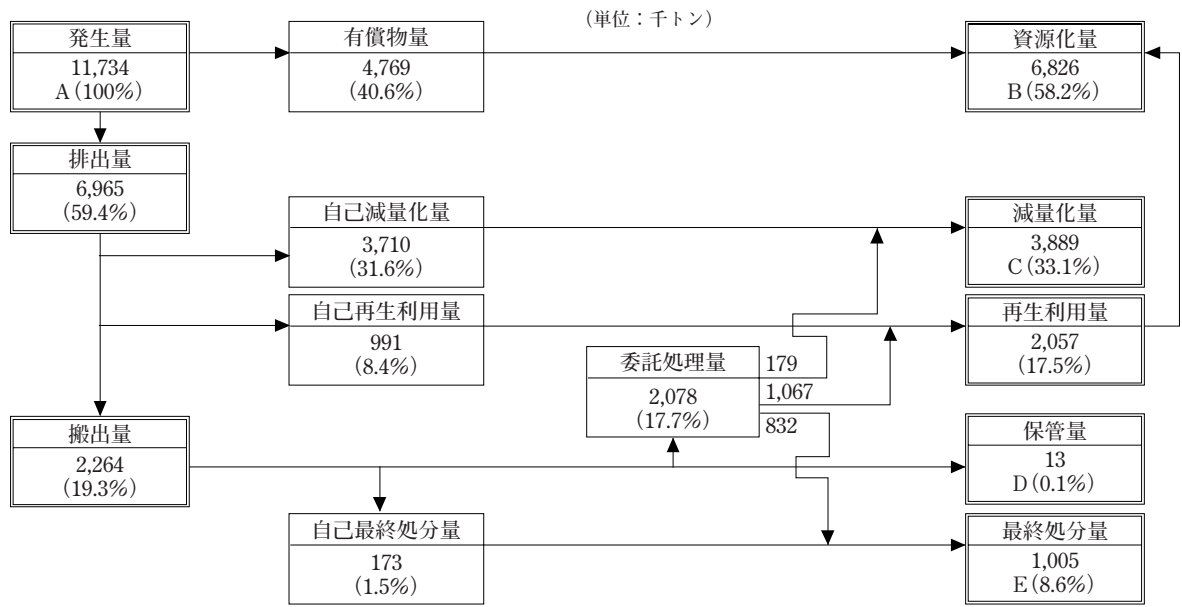
9 処理計画推進のための方策 ―みんなで取り組むパートナーシップ―

本計画を円滑に推進するためには、排出者責任の原則を堅持しつつも、県民、事業者、処理業者など各主体の協力と連携が不可欠です。

各種施策の進捗状況、目標値の達成状況等を適宜把握することによって、適切な進行管理に努めます。

(17) 産業廃棄物の実態（平成12年度実績）

(ア) 産業廃棄物の処理状況



() 内の数値は、発生量に対する割合。四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。
 $A = B + C + D + E$

(イ) 業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千 t / 年)

区 分	全業種	鉱 業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業	その他の業種
発 生 量	11,734	187	1,046	9,292	1,169	5	17	16	0
資 源 化 量	6,826	16	619	5,977	198	3	8	5	0
有 償 物 量	4,769	9	3	4,625	130	1	0	0	0
再生利用量	2,057	7	616	1,352	68	2	8	5	0
減 量 化 量	3,889	99	64	2,822	892	0	4	7	0
最 終 処 分 量	1,005	72	355	490	80	1	4	5	0
保 管 量	13	0	8	3	0	0	1	0	0

(注) 「その他の業種」は、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、公務の合計値

(ウ) 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千 t / 年)

区 分	全種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	織 維 物 性 残 滓	動植物性残滓	グ ム ず	金 属 ず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ば い ん	その他産業廃棄物
発 生 量	11,734	26	4,550	119	67	40	111	18	83	4	87	3	362	121	4,346	914	878	5
資 源 化 量	6,826	4	594	54	23	12	37	12	30	1	47	0	347	75	4,191	595	803	0
有 償 物 量	4,769	2	265	33	5	6	17	2	19	0	33	0	286	50	4,014	8	28	0
再生利用量	2,057	2	329	22	17	7	20	9	12	1	14	0	61	25	178	587	775	0
減 量 化 量	3,889	0	3,649	66	43	28	35	7	46	1	38	0	0	0	1	3	1	4
最 終 処 分 量	1,005	55	305	0	0	0	38	1	5	1	1	2	13	46	153	311	74	1
保 管 量	13	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	5	5	0	0

(注) 例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における資源化量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

7 自然環境関係

（1）自然環境保全審議会開催状況（平成15年度）

開催年月日	区分	審議事項等
平成15年8月4日	自然保護部会	・公園事業の決定（1件）
	鳥獣部会	・鳥獣保護区特別保護地区の指定について（2件）
	温泉部会	・温泉の掘削許可（1件） ・温泉の動力装置許可（2件）
平成16年2月17日	自然保護部会	・郷土記念物の指定（1件）
	温泉部会	・温泉の掘削許可（4件） ・温泉の動力装置許可（3件）
	全体会議	・希少野生動植物保護基本方針の決定について

（2）県自然環境保全地域等の指定

（H15. 10. 31現在）

区分 年度	県自然環境 保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土 記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域・ 地件数	面積(ha)
48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
49					5	70.75	2	7	70.75
50					5	40.36	2	7	40.36
51					3	19.39	2	5	19.39
52					3	89.00	2	5	89.00
53					1	163.50	2	3	163.50
54					2	30.30	2	4	30.30
55					2	143.18	4	6	143.18
56					3	89.28	2	5	89.28
57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
58							3	3	
59					3	11.00		3	11.00
60					1	2.00	1	2	2.00
61							1	1	
62							2	2	
63							1	1	
元					1	6.54		1	6.54
2							1	1	
3					1	6.78		1	6.78
4							1	1	
5									
6							1	1	
7～10									
11							1	1	
12					1	10.26	3	4	10.26
13							1	1	
14	1	35.29					1	2	35.29
15							1		
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	40	82	972.34

(3) 保護対策対象樹木一覧表

市町村	樹木名	備考
岡山市	曹源寺参道の松	郷土記念物
〃	吉備津神社参道の松	郷土記念物
〃	吉備津彦神社の松	県立自然公園
長船町	天王社刀剣の森日向松	郷土記念物
山手村	角力取山の大松	県立自然公園
真備町	吉備寺・八田神社の赤松	郷土自然保護地域
賀陽町	大村寺のクロマツ	郷土記念物
神郷町	野原の松並木	郷土記念物

(4) 公有化の状況

場 所	年 度	面 積(m ²)	施 設
高清水高原(上斎原村)	昭和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両山寺(中央町)	〃 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城(総社市)	〃 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社(岡山市西大寺一宮)	〃 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃 55	3,759	(内153.19m ² を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(山手村)	〃	1,397	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
〃	〃 59	3,278	〃
吉備路北駐車場(総社市)	〃 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉備路南駐車場(山手村)	〃	2,962.45	〃
備中国分寺前(山手村)	〃 63	781	〃
〃	平成 4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	〃 5	676	〃
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛無山(新庄村)	〃	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山手村)	〃 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛無山(新庄村)	〃 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山手村)	〃 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 10	902	〃
毛無山(新庄村)	〃 14	701,123	ブナ林等天然林の保護

(5) 自然保護基礎調査の実績

調 査 事 項 名	年 度	備 考
植 生 調 査	47～49	環境庁委託調査
郷土自然環境調査	48～49	
自然環境保全基礎調査（第1回）	48	
鳥類分布調査	48	
獣類分布調査	49	
基礎調査（昆虫生息）	50～51	環境庁委託調査（特定植物群落、動物分布、海岸、海域、植生、河川、植生図）
〃（両生・は虫類）	52～54	
〃（自然保護地域候補地）	53～55	
自然環境保全基礎調査（第2回）	53～54	
基礎調査（湖沼湿地地域生物学術調査）	56～58 60～62	
〃 高梁川上流県立自然公園 羅生門特別地域自然環境調査	59	環境庁委託調査（植生、特定植物群落、海域生物環境、河川、自然景観資源）
自然環境保全基礎調査（第3回）	58～62	
〃（第4回）	63～平成4	
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	63～平成2	
〃（原生林生物学術調査）	平成3～4	
自然環境保全基礎調査（第5回）	5～10	環境庁委託調査（湿地、動植物分布、海辺、植生、特定植物群落調査、河川調査）
生物多様性調査（第1回）	6～11	環境庁委託調査（種の多様性調査）
生物多様性調査（第2回）	12～14	〃 〃
基礎調査（河川源流地域特別調査）	6	新庄川・土用川
〃（郷土自然保護地域特別調査）	7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	11	環境庁委託調査（海棲動物調査）

(6) 「岡山県版レッドデータブック」選定種のカテゴリー別集計表

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生絶滅種	絶滅 危惧種	危 急種	準危 急種	情報不足	希 少種	留 意種	計
哺乳類	2		3	1		1		4	11
鳥類			34	9	10	7	31	2	93
爬虫類				1		2	2		5
両生類			2	3	3		4	1	13
汽水・淡水魚類			2	13	5		3	1	24
昆虫類	6		14	17	35	13	51	71	207
昆虫類以外の 無脊椎動物			10	4	10	2	12	29	67
維管束植物	19	5	98	144	167	28	75	29	565
コケ植物	3		28	11	1				43
計	30	5	191	203	231	53	178	137	1,028

絶滅種：すでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅種：飼育・栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧種：絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。

危急種：絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準危急種：存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧種」にも「危急種」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの。

情報不足：評価するだけの情報が不足している種。

希少種：種として元々の個体数を考慮する種。

留意種：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

（注）種：動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(7) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度			
				12	13	14	15
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境大臣	8	5	5	1
			知事	35	26	29	35
		普通地域	環境大臣	1	2	1	—
			知事	3	5	2	1
	大山隠岐	特別地域	環境大臣	1	1	1	2
			知事	0	1	2	4
		普通地域	環境大臣	0	1	0	—
			知事	0	0	0	0
		小計		48	40	40	43
国定公園	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知事	25	15	11	28
		普通地域	〃	0	0	0	0
		小計		25	15	11	28
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知事	11	11	8	5
		普通地域	〃	4	5	9	6
	吉備史跡	特別地域	〃	0	0	0	0
		普通地域	〃	12	7	8	10
	湯原奥津	特別地域	〃	28	11	6	13
		普通地域	〃	8	2	2	0
	吉備路風土記の丘	特別地域	〃	0	0	2	8
		普通地域	〃	6	5	10	2
	備作山地	特別地域	〃	1	3	0	0
		普通地域	〃	2	2	0	0
	吉備清流	特別地域	〃	0	1	0	1
		普通地域	〃	2	0	1	0
	吉井川中流	特別地域	〃	1	1	3	2
		普通地域	〃	1	4	1	0
		小計		76	52	50	47
合 計				149	107	101	118

(8) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点

市町村名	延長 (km)	通 過 興 味 地 点	近 傍 興 味 地 点
芳 井 町	13	上嶋地区（石灰岩台地の特徴）、高原荘（農村型リゾート）	天神峽
川 上 町	14	高山市、磐窟洞（石灰岩景観）、弥高山（キャンプ場、360° の展望）	穴門山神社（社叢） 大賀押被、吉備川上ふれあい 漫画美術館
備 中 町	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山（標高777mからの360° の展望）	笠神文学岩展望公園
成 羽 町	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪（石灰岩溪流）	成羽町美術館、夫婦岩
高 梁 市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山（天然林、自然研究路、展望）、備中松山城、石火矢町ふるさと村（武家屋敷館）、木野山（木野山神社）、祇園山（祇園寺）	
有 漢 町	13	大平山（大平山権現岡山県自然環境保全地域、標高697mからの展望）	権現山（599m）、長代池、備中鐘乳穴
賀 陽 町	3	大平山（天福寺郷土自然保護地域）	
加 茂 川 町	20	総社宮（郷土記念物、加茂大祭）、円城ふるさと村（円城寺、道の駅）、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
建 部 町	18	志呂神社、三樹山（郷土自然保護地域）、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
中 央 町	12	両山寺（郷土自然保護地域）、二上山（あまのじゃくの重岩）、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久 米 南 町	14	誕生寺（法然上人誕生地、イチョウ、本堂）、誕生寺池（江戸時代築造）	仏教寺、清水寺
柵 原 町	12	本山寺（本堂、三重塔）、本山寺国有林（学術参考保護林）、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉦山跡、飯岡の断層
吉 井 町	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
佐 伯 町	4	田園風景（棚田）	
英 田 町	17	大芦高原、長福寺（三重塔）、真木山（郷土自然保護地域）	天石門別神社（溪流）
吉 永 町	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社（社叢）、兵庫県「山陽自然歩道」との接続地点	八塔寺山（行者山）
作 東 町	26	白水の滝（男滝、女滝）、蓮花寺（庭園）、杉坂峠（史跡）、長城寺、大聖寺	
大 原 町	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道（本陣、脇本陣）	竹山城跡
東 栗 倉 村	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山（行者山） 日名倉山（遊歩道）
西 栗 倉 村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉渓谷、若杉原生林（自然研究路）、後山若杉登山歩道	ストーンサークル あわくら温泉
20 市 町 村	320		

(9) 中国自然歩道の整備概要

整 備 施 設	整 備 内 容	整 備 量
歩 道 改 良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延 長 27.4km
標識工（既設道区間）	指導標、案内板、解説板、注意標識	延 長 292.6km
路 傍 休 憩 地	休憩舎、便所等 (1日行程(15km～20km)に1か所)	25か所

(10) 狩猟免許者の推移

(単位：件)

区分 年度	試 験（初心者）				更 新（経験者）				合 計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
13	235	71	5	311	107	218	31	356	342	289	36	667
14	294	60	5	359	211	267	28	506	505	327	33	865
15	144	61	5	210	980	3,138	43	4,161	1,124	3,199	48	4,371

(11) 狩猟者登録数の推移

(単位：件)

区分 年度	県 内 者				県 外 者				合 計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
13	1,204	3,551	303	5,058	10	106	2	118	1,214	3,657	305	5,176
14	1,388	3,434	299	5,121	9	103	7	119	1,397	3,537	306	5,240
15	1,429	3,326	321	5,076	10	116	7	133	1,439	3,442	328	5,209

(12) 鳥獣捕獲数（狩猟及び有害鳥獣捕獲）

(単位：羽、頭)

年 度	鳥 類				獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	そ の 他	計	イノシシ	サ ル	シ カ	そ の 他	計	
平元	10,187	127,318	64,055	201,560	1,330	71	134	12,551	14,086	215,646
5	7,339	27,205	38,323	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
13	6,699	34,173	22,612	63,484	10,852	186	860	6,045	17,943	81,427
14	5,964	28,831	25,741	60,536	12,625	116	1,006	6,259	20,006	80,542
15	4,854	18,266	19,736	42,856	12,769	79	1,414	5,615	19,877	62,733

(13) 鳥獣による農林水産業被害状況

〔全県の被害額〕

(単位：千円)

年 度	鳥 類				獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	そ の 他	計	イノシシ	サ ル	シ カ	そ の 他	計	
平元	99,459	58,308	117,004	274,771	69,118	18,092	—	117,110	204,320	479,091
5	75,386	47,655	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
13	47,739	16,512	50,244	114,495	199,910	25,252	60,532	32,435	318,129	432,624
14	46,359	17,283	63,034	126,676	227,280	24,491	52,469	36,485	340,725	467,401
15	41,475	18,899	58,272	118,646	240,471	25,233	51,557	44,234	361,495	480,141
〃	(9%)	(4%)	(12%)	(25%)	(50%)	(5%)	(11%)	(9%)	(75%)	(100%)

(14) みどりの少年隊結成状況

結成年度	結成隊数	(解 散)	累 計	備 考
47～50	7		7	緑丘小学校緑化少年団ほか
51～57	17		24	若杉少年山岳パトロール隊ほか
58	7		31	芥子山小学校みどりの少年隊ほか
59	11		42	大多府みどりの少年隊ほか
60	8		50	東曾根若葉緑の少年隊ほか
61	6		56	川関みどりの少年隊ほか
62	3		59	法曾緑の少年隊ほか
63	2	1	60	総社中央小学校みどりの少年隊ほか
元	3		63	竹部みどりの少年隊ほか
2	4	3	64	建部みどりの少年隊ほか
3	1	4	61	佐伯みどりの少年隊
4	2		63	邑久みどりの少年隊ほか
5	2	4	61	誕生寺みどりの少年団ほか
6	3		64	上南みどりの少年隊ほか
7	2		66	奈義みどりの少年隊ほか
8	6		72	里庄東小学校みどりの少年隊ほか
9	4	1	75	長船町行幸みどりの少年隊ほか
10	2		77	こせみどりの少年隊、川上みどりの少年隊
11	2		79	月田みどりの少年隊、富原みどりの少年隊
12	5		84	高瀬小学校みどりの少年隊ほか
13	1		85	柵原西緑の少年隊
14	1		86	本郷小学校みどりの少年隊
15	1		87	いんべみどりの少年隊

8 地球環境関係

酸性雨調査結果

調 査 期 間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
岡山地方振興局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	—	—	4.8	—	—
東備地方振興局	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	—	5.0	—	—	4.4	5.1
倉敷地方振興局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	—	—	4.6	—	—	—
井笠地方振興局	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	—	—	5.0	—	5.0
高梁地方振興局	5.4	5.0	4.9	5.4	4.9	5.2	4.9	4.9	—	5.0	—	—	5.1	—
阿新地方振興局	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	—	—	4.7	—	—	5.2
真庭地方振興局	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	—	—	4.7	—	—
津山地方振興局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	—	4.9	—	—	4.6	4.7
勝英地方振興局	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	—	—	4.6	—	—	—
吉備高原都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7
全地点年平均值	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9

（注）数値は、年平均值

9 その他環境関係

（1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果

1 連続測定結果

表－1 空間ガンマ線線量率

年 月 測定局		平 成 15 年									平 成 16 年			年間値	過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		H14	H13	H12	H11	H10		
人 形 峠 μ Gy/h	平均値	0.058	0.060	0.061	0.061	0.061	0.059	0.059	0.059	0.049	0.033	0.034	0.048	0.054	0.053	0.057	0.059	0.062	0.063	0.087 μ Gy/h	1mSV/年 ≒0.143 μ Gy/h
	最大値	0.078	0.081	0.083	0.083	0.108	0.082	0.069	0.087	0.100	0.085	0.081	0.069	0.108	0.121	0.101	0.093	0.106	0.099		
赤 和 瀬 μ Gy/h	平均値	0.044	0.046	0.046	0.046	0.046	0.045	0.045	0.046	0.038	0.024	0.023	0.032	0.040	0.041	0.044	0.045	0.044	0.046		
	最大値	0.062	0.065	0.068	0.065	0.088	0.075	0.054	0.064	0.085	0.071	0.057	0.050	0.088	0.119	0.080	0.078	0.086	0.078		
天 王 μ Gy/h	平均値	0.055	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	0.057	0.058	0.049	0.030	0.031	0.049	0.051	0.050	0.056	0.058	0.054	0.055		
	最大値	0.071	0.079	0.076	0.079	0.118	0.066	0.066	0.086	0.103	0.087	0.075	0.064	0.118	0.126	0.102	0.088	0.095	0.082		

（注）バックグラウンド値 人形峠局：最大 0.129 最小 0.020、赤和瀬局：最大 0.099 最小 0.013 μGy/h
天王は、H4 から測定開始、バックグラウンド値は設定されていない。

表－2 大気中ふっ素

測定局		年月		平成 15 年								平成 16 年			年間値	過去の測定結果					管理 目標値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H14		H13	H12	H11	H10		
人 形 峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.45	0.48	0.48	3.3× 10 ⁻⁴ mg/m ³	
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.56	0.68	0.56		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	12	3		
赤 和 瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.47	—	—		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.51	ND	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
天 王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.46	0.47	—		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	0.53	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0		

（注）(1) ND：検出下限値未満
(2) 出現回数：検出下限値以上の出現回数

2 サンプル測定結果

表－3 空間ガンマ線線量率

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果					管 理 目 標 値	法 令 値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度		
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 24	平均値	0.084	0.089	0.090	0.079	0.085	0.086	0.087	0.143
			最大値	0.112	0.112	0.122	0.106	0.108	0.107		

（注）バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071～0.134 μGy/hである。

表－４ ウラン (U-238)

測 定 対 象		測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果					管 理 目標値	法令値
						平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度		
河 川 水 10 ⁻³ Bq/cm ³		13	46 46	平均値	<0.03	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
				最大値	0.04	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³		5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	<0.004	ND	1.4	20
				最大値	ND	ND	ND	ND	0.001	ND		
河 底 土 Bq/g (乾)		5	10 10	平均値	0.020	0.020	0.021	0.019	0.019	0.028	1.8	—
				最大値	0.045	0.043	0.038	0.030	0.040	0.059		
土 壌	畑 土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.033	0.032	0.031	0.033	0.034	0.037	1.8	—
				最大値	0.036	0.040	0.034	0.037	0.044	0.055		
	水 田 土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.044	0.042	0.041	0.035	0.041	0.045	1.8	—
				最大値	0.058	0.068	0.055	0.047	0.053	0.071		
計		27	74/74									

表－５ ラジウム (Ra-226)

測 定 対 象		測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果	過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度			
河 川 水 10 ⁻⁵ Bq／cm ³		13	46 46	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	<0.7 0.63	3.7	200
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq／cm ³		5	10 10	平均値 最大値	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	7.4	400
河 底 土 Bq／ g（乾）		5	10 10	平均値 最大値	0.057 0.122	0.050 0.097	0.053 0.079	0.053 0.086	0.041 0.059	0.049 0.079	1.8	—
土 壌	畑 土 Bq／ g（乾）	2	4 4	平均値 最大値	0.054 0.060	0.057 0.063	0.046 0.049	0.054 0.060	0.037 0.058	0.043 0.054	0.74	—
	水 田 土 Bq／ g（乾）	2	4 4	平均値 最大値	0.068 0.090	0.070 0.099	0.063 0.072	0.054 0.061	0.053 0.063	0.047 0.056	0.74	—
計		27	74／74									

表－６ ふっ素

測 定 対 象	測 定 地点数	実施数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値
		計画数			平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	
河 川 水 mg／ℓ	4	4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
		4	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
計	4	4／4									

表－７ 放流水

測 定 項 目	測 定 地点数	実施数 計画数	測 定 結 果		過 去 の 測 定 結 果						管 理 目標値	法令値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度			
ウ ラ ン 10 ⁻³ Bq/cm ³	1	$\frac{4}{4}$	平均値	<0.05	ND	ND	ND	ND	ND	<0.04	—	20
			最大値	0.09	ND	ND	ND	ND	ND	0.05		
ラ ジ ウ ム 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	1	$\frac{4}{4}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.91	—	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.53		
ふ っ 素 mg/ℓ	1	$\frac{1}{1}$	測定値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	—	8

(2) 中津河捨石堆積場に係る環境放射線等監視測定結果

表-8 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度		
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	2	$\frac{8}{8}$	平均値	0.072	0.077	0.080	0.070	0.076	0.077	0.087	0.143
			最大値	0.101	0.106	0.117	0.097	0.107	0.103		

(注) バックグラウンド値: 0.096 $\mu\text{Gy/h}$

表-9 ウラン (U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度		
河川水 10^{-3}Bq/cm^3	3	$\frac{12}{12}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10^{-9}Bq/cm^3	1	$\frac{2}{2}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値	0.015	0.019	0.015	0.017	0.017	0.010	1.8	—
			最大値	0.015	0.023	0.016	0.022	0.022	0.010		
計	6	16/16									

表-10 ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度		
河川水 10^{-5}Bq/cm^3	3	$\frac{12}{12}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10^{-10}Bq/cm^3	1	$\frac{2}{2}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値	0.033	0.044	0.048	0.038	0.027	0.041	1.8	—
			最大値	0.036	0.045	0.057	0.039	0.030	0.048		
計	6	16/16									

表-11 大気中ラドン (Rn-222)

測定対象		測定地点	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果				国内における濃度レベル	
					平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度		屋内*1	屋外*2
大気中 ラドン Bq/m^3	堆積場周辺	堆積場口	$\frac{4}{4}$	平均値	22.6	14.9	22.4	27.1	平均 15.5 最大 208		平均 6.3 最大 18.4
			$\frac{4}{4}$	最大値	25.9	22.1	33.4	43.8			
		民家	$\frac{4}{4}$	平均値	11.2	6.3	42.4	10.9			
			$\frac{4}{4}$	最大値	13.4	9.1	60.1	13.1			
	(対照地点)	岡山市	$\frac{4}{4}$	平均値	6.5	5.1	5.3	6.1			
			$\frac{4}{4}$	最大値	9.1	7.4	6.5	8.5			

(注) 検出素子はCR-39

*1 H4～H8 科学技術庁による全国899家屋を対象とした調査結果。

*2 H9 日本分析センターによる全国235地点の調査結果。中国地方は高い傾向にある。

ラドン濃度に関する基準値は定められていないが、国際放射線防護委員会 (ICRP) は屋内ラドン濃度の対策レベルを200～600 Bq/m^3 としている。

(3) 回収ウラン転換実用化試験に係る環境放射線等監視測定結果

表-12 プルトニウム (239+240) 測定結果

測定対象		測定地点名	監視測定結果		過去の測定結果						
			平成15年度		監視測定					事前調査	
			下期	上期	平成14年度 下期	平成14年度 上期	平成13年度 下期	平成13年度 上期	平成12年度 下期	平成6年度 上期	平成5年度 下期
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	0.000063	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	河川水 mBq/ℓ	池河川上流	0.0052	0.0075	ND	0.0069	ND	0.0067	0.014	ND	ND
		池河川中流	ND	0.0086	ND	0.0078	0.0066	ND	0.0055	ND	ND
	畑土 Bq/kg(乾)	天王	0.54	0.59	0.51	0.53	0.36(0.013)	0.56(0.032)	0.76(0.022)	0.89	0.082
		赤和瀬	0.38	0.45	0.47	0.31	0.39(0.019)	0.29	0.40	0.32	0.052
	水田土 Bq/kg(乾)	天王	0.44	—	0.22	—	0.30(0.014)	—	0.27	0.26	—
		赤和瀬	0.32	—	0.33	—	0.36	—	0.35(0.016)	0.51	—
	野菜 Bq/kg(生)	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	精米 Bq/kg(生)	天王	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
		赤和瀬	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
	淡水魚 Bq/kg(生)	奥津以北	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND

(注) () 内は検出されたプルトニウム238の値

（4）管理目標値

項 目	管 理 目 標 値	備 考
排 水	管理区域における数値 (3.7) 全 α 線又は全 β 線 22×10^{-3} Bq/cm ³ ウ ラ ン 2.2×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 1.8×10^{-3} Bq/cm ³ ふ っ 素 8~10 mg/ℓ	→排出時の測定毎の濃度 →3月間についての平均濃度
排 気	管理区域における数値 (3.7) 全 α 線 7.4×10^{-9} Bq/cm ³ ウ ラ ン 1.8×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-9} Bq/cm ³ ふ っ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→1月間についての平均濃度 →3月間についての平均濃度
河 川 水	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.1×10^{-3} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 3.7×10^{-5} Bq/cm ³ ふ っ 素 0.5 mg/ℓ	→測定毎の濃度
大気ダスト	敷地境界における数値 ウ ラ ン 1.4×10^{-9} Bq/cm ³ ラ ジ ウ ム 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ ふ っ 素 3.3×10^{-4} mg/m ³	→測定毎の濃度
土 壌	河底土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 1.8 Bq/g 畑土、水田土 ウ ラ ン 1.8 Bq/g ラ ジ ウ ム 0.74 Bq/g	→測定毎の濃度 →測定毎の濃度
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ 線 0.087 μ Gy/時	→3月間毎の線量率

(注) () 内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、上齋原村、核燃料サイクル開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線（バックグラウンド）は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

（5）岡山県景観条例に基づく届出等件数

1 大規模行為届出件数

行 為 名	63年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
建 築 物	2,933	358	354	307	256	221	241	185	237	215	5,307
工 作 物	2,038	273	363	307	425	292	333	293	237	273	4,834
物 品	10	2	0	0	0	0	0	0	2	0	14
土 石	56	9	9	5	4	5	6	1	4	2	101
計	5,037	642	726	619	685	518	580	479	480	490	10,256

２ 景観モデル地区届出件数

表－１ 高梁景観モデル地区届出件数

行為名	元年度～ 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
建築物	92	12	10	12	19	10	13	14	13	7	202
工作物	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	93	12	10	12	19	10	14	15	15	7	207

表－２ 吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	5年度～ 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
建築物	75	58	46	34	23	8	13	4	13	12	286
工作物	22	2	1	1	1	0	0	1	1	0	29
木竹伐採	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	10
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	8
計	101	70	51	35	24	8	13	5	14	12	333

表－３ 渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
建築物	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2

３ 背景保全地区事前指導申出件数

表－１ 背景保全地区事前指導申出件数

行為名	4年度～ 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
後楽園	46	28	19	28	7	15	19	25	15	20	222
吹屋	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
閑谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	28	19	28	7	16	19	25	15	20	223

表－２ 後楽園背景保全地区事前指導申出件数

行為名	4年度～ 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
建築物	34	16	14	19	5	8	13	14	11	10	144
工作物	12	12	5	9	2	7	6	11	4	10	78
土石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	28	19	28	7	15	19	25	15	20	222

10 その他の資料

環境省による平成15年度の内分泌攪乱化学物質環境実態調査結果（水環境・大気）の概要

1 調査目的

平成10年5月に策定された「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について－環境ホルモン戦略計画 SPEED'98－」に基づき、環境省が、平成10年度から、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質の存在状況を把握するために、水環境・大気等について調査を行っているものである。

2 調査結果（水環境）の概要

(1) 対象物質

岡山県内で調査対象となった物質は「SPEED'98」にリストアップされている物質など、19物質群

物 質 名	SPEED'98 No.	主な用途等
ポリ塩化ビフェニール類（PCB）	2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
トリブチルスズ	33	船底塗料、漁網防腐剤
トリフェニルスズ	34	船底塗料、漁網防腐剤
アルキルフェノール類（C4～C9）	36	界面活性剤の原料、分解生成物
ビスフェノールA	37	樹脂の原料
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	38	プラスチックの可塑剤
フタル酸ジ-n-ブチル	40	プラスチックの可塑剤
フタル酸ジエチル	42	プラスチックの可塑剤
ベンゾ（a）ピレン	43	（非意図的生成物）
2,4-ジクロロフェノール	44	染料中間体
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	45	プラスチックの可塑剤
ベンゾフェノン	46	医薬品合成原料、保香剤等
4-ニトロトルエン	47	2,4-ジニトロトルエンなどの中間体
17 α -エストラジオール	—	人畜由来の女性ホルモン
17 β -エストラジオール	—	人畜由来の女性ホルモン
エチニルエストラジオール	—	経口避妊薬
ノニルフェノールエトキシレート	—	洗剤、分散剤等
オクチルフェノールエトキシレート	—	洗剤、分散剤等
ノニルフェノールエトキシ酢酸	—	ノニルフェノールエトキシレートの分解生成物

(2) 調査地点

区 分	岡 山 県	全 国
水 質	笹ヶ瀬川 笹ヶ瀬橋 児島湖 湖心	75地点 { 河 川 50地点 湖 沼 5地点 海 域 10地点 地下水 10地点 }

(3) 検出状況等

岡山県内で検出された物質（8物質）の検出濃度及び全国の様子は、下表のとおりである。

（濃度の単位： $\mu\text{g}/\ell$ 、PCBのみ ng/ℓ ）

物 質 名	岡 山 県		全 国 の 状 況	
	笹ヶ瀬橋	湖 心	$\frac{\text{検出地点数}}{\text{測定地点数}}$	検 出 範 囲
PCB	0.16	0.42	$\frac{65}{75}$	N. D. ～ 98
トリブチルスズ	N. D.	0.002	$\frac{13}{75}$	N. D. ～ 0.005
ビスフェノールA	0.04	0.06	$\frac{71}{122}$	N. D. ～ 0.40
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.7	N. D.	$\frac{35}{100}$	N. D. ～ 9.1
ベンゾフェノン	0.05	0.03	$\frac{13}{75}$	N. D. ～ 0.06
17 β -エストラジオール	0.0005	0.0008	$\frac{56}{124}$	N. D. ～ 0.0069
ノニルフェノールエトキシレート	0.10	N. D.	$\frac{21}{75}$	N. D. ～ 103.5
ノニルフェノールエトキシ酢酸	0.38	0.50	$\frac{53}{75}$	N. D. ～ 29.78

3 調査結果（大気）の概要

(1) 調査対象物質

「SPEED'98」にリストアップされている物質など、13物質

物 質 名		SPEED'98 No.	主な用途等
ヘキサクロロベンゼン（HCB）		4	殺菌剤、有機合成原料
メトキシクロル		29	殺虫剤
フタル酸ジエステル類	フタル酸ジエチル	42	プラスチックの可塑剤
	フタル酸ジ-n-プロピル	65	
	フタル酸ジ-n-ブチル	40	プラスチックの可塑剤
	フタル酸ジ-n-ペンチル	63	
	フタル酸ジヘキシル	64	
	フタル酸ブチルベンジル	39	プラスチックの可塑剤
	フタル酸ジシクロヘキシル	41	プラスチックの可塑剤
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	38	プラスチックの可塑剤
	フタル酸ジイソノニル	—	
ベンゾフェノン		45	プラスチックの可塑剤
		46	医療品合成原料、保香剤等

(2) 調査地点

区 分	岡 山 県	全 国
大 気	岡山市 三野浄水場	30地点

(3) 検出状況等

岡山県内で検出された物質（3物質）の検出濃度及び全国状況は、下表のとおりである。

（濃度の単位：ng/m³）

物 質 名	岡 山 県	全国の状況	
	岡 山 市	検出地点数 測定地点数	検 出 範 囲
フタル酸ジエチル	2.2	$\frac{19}{20}$	N. D. ～ 4.8
フタル酸ジブチル	6.0	$\frac{20}{20}$	3 ～ 45
ベンゾフェノン	0.53	$\frac{20}{20}$	N. D. ～ 3.1

11 環境用語の解説

あ～	アースデイ	アースデイは、1970年4月22日、米国のデニス・ヘイズ氏（後の上院議員）の宣言により誕生したもので、これを契機に環境問題へのアクションが全米に広がり、環境保護庁設置や環境法整備へと発展した。その後アースデイは世界中へ広がり、1990年には延べ141ヶ国、2億人が参加する一大イベントとなった。2000年のアースデイには、163ヶ国、3000地域で5億人が参加したとされる。
	I S O 14001	国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステム(→)の国際規格。P D C A（Plan、Do、Check、Action）サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。近年、環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。また、自治体の認証取得も増加している。なお、I S O 14000シリーズは、「環境マネジメントシステム」(14001、14004)、「品質・環境監査」(19011)等で構成されている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	自動車は停止しているときでも排出ガスが出るため、駐停車中はエンジンをできるだけ止めること。大気汚染(→)、騒音(→)及び地球温暖化(→)を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ（青粉）である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の赤潮(→)と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	りん、窒素などの栄養塩類によって海水が富栄養化(→)し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→赤潮
	赤潮	海域における富栄養化(→)現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害が起こる。→青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→公害
	アジェンダ21	1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(→)において採択された、21世紀に向けての持続可能な開発のための人類の行動計画。この中では、政府をはじめとするさまざまな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ着実に実施していくべき課題が具体的に掲げられている。→ローカルアジェンダ21
	預かり金払い戻し制度（デポジット）	商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等に商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、環境の保全と資源回収を進めることを目標としている。
	アスベスト	石綿とも呼ばれる天然の繊維状鉱物。不燃性で断熱や吸音に優れているため、建築物や自動車のブレーキライニングなどに使われてきたが、発がん性があることから近年ではその使用は控えられている。しかし、古い建築物の解体工事などに伴う粉じんが問題となるため、大気汚染防止法で規制が行われている。

い～	硫黄酸化物 (SOx)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、 酸性雨(→) の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき 環境基準(→) が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。→ 公害、大気汚染、窒素酸化物
	一酸化炭素 (CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。→ 産業廃棄物
う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調して オゾン層(→) やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ モントリオール議定書
え～	HFC (エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な 代替フロン(→) であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないため オゾン層(→) を破壊することはないが、強い 温室効果ガス(→) であるため 気候変動枠組条約(→) による排出削減対象物質となっている。→ 地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC (エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。 CFC(→) ほど強力ではないが オゾン層破壊物質 であるため、先進国では、 モントリオール議定書(→) に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い 温室効果ガス(→) でもあるため 気候変動枠組条約(→) による排出削減対象物質となっている。→ オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコタウン	ゼロ・エミッション(→) を基本構想とし、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする事業として平成9年度に創設された制度。具体的には、地域の特性に応じ、都道府県等が経済産業省・環境省の共同承認を受けてプランを作成し、プランに基づき地方公共団体及び民間団体が実施する中核的な事業に対し、国が総合的・多面的な支援を行う。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ 環境ラベル、グリーン購入
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→ 岡山県循環型社会形成推進条例
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全基金	環境保全のための普及啓発事業や、潤いとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるため、平成元年度に設けられた基金。基金額は約9億円で、運用収益（利息）により環境保全の普及促進事業等を実施している。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→) 及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 岡山県環境基本条例(→) 第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂された。岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。

お～	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→岡山県環境基本計画、岡山県環境白書、岡山県環境保全委員会
	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。→中央環境審議会
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→)第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全委員会	岡山県附属機関条例に基づき設置された委員会で、学識経験者8人以内で構成される。県民参加のもとに環境の保全を図るため、岡山県環境基本条例(→)第25条に基づき、県民や県内の団体等は岡山県環境保全委員会に対し知事等の行う施策について、環境保全に関する提言を行うことができる。委員会は提言内容を調査審議し、必要があるときは知事等に対し意見書を提出することとしている。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン（O ₃ ）の層。オゾン層(→)は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
か～	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された気候変動枠組条約(→)第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で、二酸化炭素(→)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン(→)であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→水質汚濁、生物化学的酸素要求量(BOD)、富栄養化
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁(→)の原因として生活排水(→)の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。→岡山県環境影響評価等に関する条例

か～	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がりつつある。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動(→)、悪臭(→)及び地盤沈下(→)を除く大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)及び騒音(→)の4つについて環境基準が定められている。→公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→中央環境審議会
	環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題(→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境教育」の推進が重要となっている。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。→グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境ホルモン	正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義付けられている。なお、環境省では、内分泌攪乱作用があると疑われている物質として、65の化学物質をリストアップしている。
	環境マネジメントシステム	企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001(→)もその一つ。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO（国際標準化機構）では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入
き～	帰化植物	本来我が国には生育していなかった植物で、人によって持ち込まれ、野生の状態で生育するようになったものをいう。大昔にイネと共に南方から入って来たもの（タウコギやカヤツリグサなど）や、稲作以降中国大陆を経由して入った作物に伴って侵入したもの（ミミナグサやナズナなど）も多いが、近世以降の貿易の拡大に伴い、輸入貨物に紛れ込んで多くの植物が入り込み（ヒメムカシヨモギやセイタカアワダチソウなど）、在来種を圧迫している例も多い。
	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス(→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4(1992)年5月9日に採択され、平成6(1994)年3月に発効した。平成9(1997)年12月に京都で第3回締約国会議（COP3）が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→地球温暖化

き～	京都議定書	地球温暖化(→)防止に関する国際的取組を協議するため、1997年12月日本が議長国となって京都で開催された「気候変動枠組条約(→)第3回締約国会議（C O P 3）」において採択され、削減すべき温室効果ガス(→)の種類（二酸化炭素(→)など6種類）、削減数値目標（日本は6%）や削減方策等が定められた。ロシアの批准により2005年2月16日に発効する。
	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与えることが多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。 平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。→エコマーク、環境ラベル
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。→環境税
	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の固型物を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、下水道未整備地区に指定したクリーンネット使用実践地区を核に普及を図っている。
け～	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)、騒音(→)、振動(→)、地盤沈下(→)、悪臭(→)が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素や窒素酸化物(→)が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強く気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。県南市町では光化学オキシダントの濃度により、情報、注意報等を発令し、工場からの汚染物質排出削減を要請したり、地域住民に注意を促している。→大気汚染
	公共下水道普及率	行政区人口に対する、公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→合併処理浄化槽、下水処理

こ～	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する 環境基準(→) は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音対策	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として 環境基準(→) が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行う電熱供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。 →新エネルギー
	国際環境協力	開発途上国等では、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物種の減少(→) など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力を積極的に取り組んでいる。→ 地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。 オゾン層(→) の保護のための ウィーン条約(→) や 気候変動枠組条約(→) といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画(UNEP)	1972年に開催された 国連人間環境会議(→) で採択された人間環境宣言及び国連国際行動計画を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して触媒的機能を果たしていくことを目的とする。UNEPは、 ウィーン条約(→) 、 モントリオール議定書(→) の締結をはじめ、 地球温暖化(→) 防止、有害廃棄物の越境移動、 砂漠化(→) 、 熱帯林保護 などの 地球環境問題(→) に中心となって取り組んでいる。
	国連人間環境会議（ストックホルム会議）	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議の背景となったのは、この会議において、先進工業国における環境問題については経済成長から環境保護への転換が、また開発途上国における環境問題については開発の推進と援助の増強が重要であることを明らかにした。また、「人間環境宣言」を採択するとともに、 国連環境計画(→) の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	固定発生源	大気汚染の発生源のうち、工場、事業場のように移動性のないものを指す。これに対して、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。工場・事業場については、大気汚染防止法等に基づき、 排出基準(→) の設定や総量規制等の規制が行われている。→ 大気汚染
さ～	こどもエコクラブ	小・中学生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。環境省が提唱する事業で市町村を窓口としての登録制となっている。
	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。→ 産業廃棄物、マニフェスト
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→ 国際環境協力、地球環境問題

さ～	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。→一般廃棄物、最終処分場、マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物(→)や窒素酸化物(→)などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4レベルの降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→地球環境問題
し～	CFC（シエフシー）	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロン(→)もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガス(→)でもある。先進国では、モントリオール議定書(→)に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC
	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、利用施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気ではにおいが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷(→)を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	新エネルギー	政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく3つの形態に分類できる。①自然エネルギー（再生可能エネルギー）…太陽光発電、太陽熱利用、風力発電(→)、バイオマスエネルギーほか ②リサイクル型エネルギー…廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー ③従来型エネルギーの新利用形態…燃料電池(→)、天然ガスコージェネレーション(→)、クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。→太陽電池
	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（指針）が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。

し～	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は 公害(→) となる。振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと、振動源から100m以内、多くの場合10m～20m程度である。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動（上下方向の振動）について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については 環境基準(→) が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴いに排出される排水のこと（このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という。）。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水系の自然浄化能力を超えて 富栄養化(→) 状態となる。このため、 アオコ や 赤潮(→) が発生して魚類や藻類を死滅させたりする。産業排水については今までの規制、取締りの結果、改善されつつあるが、生活排水については対策が進まず、特に湖沼、湾など 閉鎖系水域(→) の水質汚濁がひどいため、下水道の整備や、し尿と台所等の雑排水を一緒に処理する 合併処理浄化槽(→) の設置促進などの対策が進められている。→ 下水処理、公害、水質汚濁
	政府開発援助 (ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構（O E C D）の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。O D Aは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている → 国際環境協力
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→ 化学的酸素要求量(COD)、水質汚濁、富栄養化
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクル(→)したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。 循環型社会(→) における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→ 近隣騒音、公害
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類はものを燃焼する過程などで副成物として発生する。毒性については、人に対する発がん性があるとされているが、現在の日本の通常的环境汚染レベルでは、問題となるレベルではないと考えられている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 硫黄酸化物(→) 、 窒素酸化物(→) 、 一酸化炭素(→) 、 浮遊粒子状物質(→) 、 光化学オキシダント(→) などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 有害大気汚染物質(→) の排出抑制対策も推進されている。→ 公害

た～	代替フロン	オゾン層(→)を破壊する特定フロン(→)の代替品のこと。第4回モントリオール議定書(→)締約国会議で、先進国では1995年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としてはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンなどがあるが、これらの物質については温室効果ガス(→)のひとつであり、地球温暖化(→)防止の観点から排出削減の対象となっている。
	太陽電池	シリコン半導体などを利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある新エネルギー
	炭素税	地球温暖化(→)防止のため、温室効果ガス(→)のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や新エネルギー(→)開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	二酸化炭素(→)、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガス(→)の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後、特段の防止対策をとらない場合、地球全体の平均気温は、1990年から2100年の間に最大で5.8℃上昇すると予測されている。→地球環境問題
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。温室効果ガス(→)排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→地球温暖化、地球環境問題
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、地球温暖化(→)、オゾン層(→)の破壊、酸性雨(→)、熱帯林の減少(→)、砂漠化(→)、野生生物の種の減少(→)、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。→国際環境協力
	地球サミット（環境と開発に関する国連会議、UNCED）	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組条約(→)と生物多様性(→)条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21(→)及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物（NOx）	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素（NO）が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素（NO ₂ ）となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物（NOx）と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダント(→)を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。→硫黄酸化物、公害、大気汚染
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員80人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→岡山県環境審議会
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車(→)、メタノール自動車(→)、天然ガス自動車(→)、ハイブリッド自動車(→)などをいう。地球温暖化(→)対策や大気汚染(→)対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、燃料電池(→)自動車についても一部市販が始まったところであるが、費用や技術面等多くの課題があり、事業化へ向けて更なる研究開発が進められている。岡山県では、公用車への低公害車導入など、普及に努めている。
	電気自動車（EV）	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として自治体等で導入されているが、速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車等に劣るため普及は進んでいない。→低公害車

て～	天然ガス自動車	圧縮した天然ガス（地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス）を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない 低公害車(→) である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。→ 大気汚染
と～	特定フロン	モントリオール議定書(→)附属書Aのグループ1に属する5種類の C F C(→) のことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のC F Cなどとともに1995年末までに新たな生産等を全廃している。→ 代替フロン
	土壌汚染	化学物質や重金属が過剰に土壌へ入ると、土壌や地下水を汚染し、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害(→) を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壌汚染に係る 環境基準(→) が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。→ 水質汚濁、大気汚染
な～	ナショナル・トラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。イギリスがこの活動の発祥の地とされ、現在では世界各国に広がっている。我が国でもこうした活動を推進するため、税制上の優遇措置(所得税、法人税、相続税、固定資産税、不動産取得税関係)が講じられている。
に～	二酸化炭素(CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、 地球温暖化(→) の原因とされる 温室効果ガス(→) の主体であることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や 二酸化炭素(→) の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ 地球環境問題
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や 地球温暖化(→) 防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な 新エネルギー(→) として期待されている。現在、家庭用燃料電池コージェネレーション(→)システムが市場投入段階に入りつつある。
の～	農薬汚染	農薬は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農薬取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制しているが、ここでは、水質保全の観点からゴルフ場農薬の適切な使用等を図るため、その排水口や下流の公共用水域まで農薬の調査を実施している。
は～	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。

は～	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
	排ガス脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 硫黄酸化物(→) や 窒素酸化物(→) が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し 酸性雨(→) の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→公害、大気汚染
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。→大気汚染
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物(→) や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車が市販されるなど、その普及が図られている。→低公害車
ひ～	P R T R (ピーアールティール)	環境汚染物質排出移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成11年にP R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)が制定され、平成14年4月1日から本格施行された。
	ppm (ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合は、1 m ³ の大気中に1 cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。
	非政府組織 (NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境N G Oと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。→新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域(→)で、栄養塩類(窒素及びリンの化合物)の濃度が増加する現象をいう。生活排水(→)や肥料などが流れ込み、富栄養化状態になると、植物プランクトンが異常繁殖し、 赤潮(→) やアオコが発生する。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。→公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質 (SPM)	ばいじん(→)、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、 環境基準(→) が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。→大気汚染
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となる C F C(→) 、 H C F C(→) 及び H F C(→) を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、 オゾン層(→) の保護と 地球温暖化(→) の防止のため、カーエアコンや業務用の冷凍空調機器などを廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→特定フロン、代替フロン、温室効果ガス

へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいと、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、 水質汚濁(→) や 富栄養化(→) が進行しやすい。
ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。上齋原村にある核燃料サイクル開発機構（サイクル機構）人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験を行っており、この過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、サイクル機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト (産業廃棄物 管理票)	産業廃棄物(→) の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。→ 最終処分場
め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。 二酸化炭素(→) や 窒素酸化物(→) の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない 低公害車(→) である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→ 大気汚染
も～	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送を、船舶、鉄道などの大量輸送機関に転換すること。末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題も多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段である。→ 大気汚染
	モントリオール議定書	ウィーン条約(→) に基づき、 オゾン層(→) の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、 CFC(→) 等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。→ 特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人間の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→ 地球環境問題、ラムサール条約
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。）→ 公害
	有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。大気汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等22物質が指定されている。
	有機水銀	メチル、エチルなどのアルキル基やフェニルなどの基と水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、 水質汚濁(→) に係る 環境基準(→) が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→ 公害、生物濃縮
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物(→)の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル(→)を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。
	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車交通騒音・振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→ 環境基準、振動、騒音

ら～	ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。→ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など9つを重要湿地として登録している。→野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会(→)を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。→リスク・マネジメント
	リスク・マネジメント	リスク・アセスメント(→)によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元（1989）年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5ケ年計画で、調査検討し平成14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。→野生生物種の減少
ろ～	ローカルアジェンダ21	持続可能な開発に向けた地方公共団体の行動計画のこと。平成4（1992）年の地球サミット(→)で採択されたアジェンダ21(→)において、地方公共団体が地球環境問題の解決に密接に関わっていることから、平成8(1996)年までに各国の地方自治体の大半が「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきであるとしている。我が国においては、平成15年3月1日現在で47都道府県、12政令指定都市、318市区町村でローカルアジェンダ21が策定されている。なお、岡山県では平成10年3月に策定した岡山県環境基本計画(→)がローカルアジェンダ21と位置付けられる。
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）により規制されている。→野生生物種の減少

12 環境関係年表

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業(株)が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾締切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部（岡南地区）の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町（現倉敷市）と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現核燃料サイクル開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規制法）を制定。
	10	岡山空港（現岡南飛行場）が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)		倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。	
	2	笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例（旧条例）を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。（1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止） 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法（硫黄酸化物K値第一次規制）及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制（一酸化炭素）が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7	岡山県立森林公園が開園。	田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乗せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乗せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。	浮遊粒子状物質に係る環境基準設定。
	3	山陽新幹線、新大阪ー岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
	5	水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
	6	水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
	7	三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
	8	瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
	12	自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作一落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000klに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和50年 (1975)	7		新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50 t 以上産業廃水を排出する175工場に窒素、リンの削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。（昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。）	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。三菱化成工業株（現三菱化学株）に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場（水島）の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書（案）に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。	
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上齋原村・動力炉・核燃料開発事業団（現核燃料サイクル開発機構）との間で、人形峠事業所周辺環境保等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	C O D総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	りん及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
	8	県が、婦人会、消費者団体とともに石けん使用推進キャンペーンを開始。	
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	古備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第1次訴訟）。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんの出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井（上斎原村）が追加選定される。	オゾン層の保護に関するウィーン条約を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画（岡山県計画）を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針（第2期）を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（第1期）を策定。	
	5	岡山城跡と後楽園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画（第2次）を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う（財）児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について（提言）」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成 3 年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 C O D総量削減計画（第 3 次）を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第 3 期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成 6 年 7 月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設が追加される。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
平成 4 年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。	
	3	県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画（第 2 期）を策定。	
	5	県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
	6	後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」（地球サミット）を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21等を採択。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
	12	県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成 5 年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成 6 年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第 1 次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業 8 社に約 1 億 9 千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山（新庄村）周辺に広がるブナ林約 191ha を買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第 1 回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成 7 年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画（おかやまりサイクルプラン 21）を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92 人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
	12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成 8 年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖ヘドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画（平成 8～12 年度）、緑の環境づくり計画（平成 8～12 年度）を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成8年 (1996)	7	「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。 「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例が施行される。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9		ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募（H13年3月末まで）。 ツキノワグマ保護管理計画（平成12～14年度）を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令（改正）を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町で開催。	
	12		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を変更。
平成13年 (2001)	1		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画を策定。 岡山県みどりの総合基本計画を策定。 臭気指数規制を行う地域（赤坂町の一部のほか2町）を県内で初めて指定。（H13年10月施行）	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。
	4		ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 グリーン購入法全面施行。
	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成13年 (2001)	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）を部分施行。
平成14年 (2002)	2	「児島湖総合水質改善対策専門家検討会」報告。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置（H14年4月施行） 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行（環境負荷低減条例）。 岡山県循環型社会形成推進条例施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	総量削減計画（第5次）策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	
	9	アースキーパーメンバーシップ制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止施行。 第5次総量規制施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成15年 (2003)		岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 ニホンジカ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。	
	3	県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品を認定。 ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定。	
	4	岡山県産業廃棄物処理税条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定。
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。
	8		銚子島・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入。
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。
	10	「環境おかやま大賞」を創設。	
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全亜鉛を環境基準に追加。
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。	
平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
	3	ごみゼロガイドライン（鉱さい編）を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定。	
	4		廃棄物処理法を一部改正。
	5	「瀬戸内海国立公園指定 70 周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）。
	6		景観法を制定。

岡山県環境白書 索引

アルファベット

BOD	31
CO	18
CO ₂	74
COD	31,32,34,35,37,38
COP3	76
ISO14001	5
K値	23
NO _x	24,26
O-157	34
pH	31,34,75
ppm	18,19,20
PRTR	44
SO _x	26
SPM	19
TEQ	61

あ

愛鳥週間	71
アイドリング・ストップ	3,23,27
アオコ	32
赤潮	37
悪臭	28,29,46
悪臭防止法	28
旭川	30,31,32,36,38,65,67
アンモニア	34

い

硫黄酸化物	17,22,23,24,26,75
一酸化炭素	17,18,22
一般環境騒音	46
一般環境大気測定局	18,19,20,21
一般廃棄物	52,55,56

う

埋立	37,52,56,57,59
ウラン	79,81

え

エコライフ	4,76,77
-------	---------

お

岡山県エコ製品	50,51
岡山県快適な環境の確保に関する条例	84
岡山県環境影響評価等に関する条例	6
岡山県環境基本計画	3
岡山県環境基本条例	2
岡山県環境審議会	14,59
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	7,23,24,25,26,27,35,44
岡山県環境保全委員会	5
岡山県環境保全事業団	59,60
岡山県ごみ処理広域化計画	55
岡山県循環型社会形成推進条例	50,60
岡山県地球温暖化防止行動計画	76
岡山県緑化推進協会	73
オキシダント情報	22
オキシダント注意報	22
汚染物質	7,21,22,23,24,27,75
オゾン層	1,77
汚濁負荷量	30,35,37
汚泥	50,55,59
温室効果ガス	4,74,75,76
温泉	15,65,70

か

海域	8,30,31,33,37,45
海水浴場	33,34
化学的酸素要求量	31,32
核燃料サイクル開発機構	79
河川	7,8,30,31,32,33,34,39,40,45,64,67,81
合併処理浄化槽	37,55
カドミウム	23,25,30,32,34,36
環境	11
環境影響評価	1,6,61
環境影響評価法	6
環境汚染	7,32,36,45
環境学習拠点施設	11

環境学習リーダー養成講座	11
環境家計簿	77
環境基準	17,18,19,20,21,22,23,24,26,30, 31,32,33,36,41,43,46,47,48,49
環境基本計画	2,3,5,27,76
環境基本条例	1,2,3,5
環境基本法	2,11,14,32,43
環境教育	10,11,12,40
環境月間	11
環境審議会	3,14
環境大気測定車	22
環境の日	11
環境負荷	5,77
環境放射線	79
環境保健センター	9,11,16,78
環境保全委員会	5
環境ホルモン	45
環境マネジメントシステム	3,4,5
環境緑地保護地域	62
監視体制	7

き

規制基準	5,7,9,24,25,28,35,48
規制地域	23,24,28,46,48
吉備高原	64,65,67,82
郷土記念物	62
郷土自然保護地域	62
近隣騒音	46

く

グリーンオフィス推進プログラム	4
グリーン購入	3,4

け

景観	3,14,39,65,67,68,69,82,83,84
景観条例	82
景観モデル地区	82
下水道	6,30,37,38,55,56,59
毛無山	63,65
健康項目	30,31,32,33
原子力	81
建設リサイクル法	51
県立自然公園	64,65,67,68

こ

公害	7,8,9,10,28,29,35,46,48,78
公害監視員	9
公害苦情	9
公害苦情相談員	9
公害審査会	10
公害対策基本法	1
公害紛争処理条例	10
公害紛争処理法	10
公害防止管理者	10
公害防止協定	7,9,23,26
公害防止計画	7,8
公害防止条例	1,25
公害防止組織	7,10
光化学オキシダント	8,17,18,20,21,22
公共関与産業廃棄物処分場	60
公共用水域	30,33,35,36,45
航空機騒音	47,49
工場・事業場	23,25,28,30,32,34,35,36,37,41,46,48
工場騒音	46
国際環境協力	4,75,78
国定公園	64,65,68,69
国立公園	63,64,65,68,69
国連人間環境会議	11
児島湖	7,31,35,36,38,39
児島湖環境保全条例	38
児島湖クリーン基金	39
児島湖流域水質保全基金	39
児島湾	31
湖沼水質保全計画	32,38
湖沼水質保全特別措置法	35,38
こどもエコクラブ	10
ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	3,51
ゴルフ場	32,33,36,63

さ

最終処分	52
最終処分場	50,51,52,57,60,61
サポーター	10
産業廃棄物	56,57,58,59,60
産業廃棄物処分場	59
酸性雨	1,75

し

シアン ……25,34,36
 資源化 ……52,53,56,60
 指針値 ……17,20,33,46,49
 自然 ……62,63,64,65,68,69,70,82
 自然海浜保全地区条例 ……37
 自然環境 ……15,39,62,63,64,70
 自然環境保全審議会 ……15,67
 自然環境保全地域 ……62,63
 自然環境保全法 ……1,15
 自然公園 ……62,63,64,67,68,69,70
 自然保護協定 ……63
 自然保護条例 ……1,62,63
 自然保護推進員 ……63,68
 自然保護センター ……11,12,63,67
 自動車公害 ……3,27
 自動車騒音 ……46,48
 自動車排出ガス ……22,24,26,27
 自動車排出ガス測定局 ……18,20,21
 自動車リサイクル法 ……51
 し尿 ……55,56
 社会経済システム ……2,3
 捨石堆積場 ……79
 臭気指数 ……28
 臭気指数規制 ……28
 狩猟 ……70,71,72
 狩猟者登録 ……72
 狩猟免許 ……72
 循環型社会 ……50,52
 浄化槽法 ……55,56
 焼却 ……52,59,61
 常時監視 ……21,22,26,31,32,33,34,41,48
 食餌木 ……71
 植生 ……38,63
 新幹線鉄道騒音 ……49
 新幹線鉄道騒音・振動 ……46,49
 人工干潟 ……38
 振動 ……10,46,48,49
 振動規制法 ……46,48
 新成羽川 ……32,36

す

水質汚濁 ……7,8,30,32,33,34,36,39,60
 水質汚濁防止法 ……7,30,31,32,33,34,35,36

せ

生活環境項目 ……30,31,34
 生活雑排水 ……55,56
 生活排水 ……30,36,37,38,55,56
 生物化学的酸素要求量 ……31
 生物多様性 ……62,71
 清流 ……30,36,39,40,67
 清流保全 ……39,40
 清流保全総合指針 ……40
 瀬戸内海 ……30,34,37,40,63,64,65,68,82
 瀬戸内海環境保全特別措置法 ……30,35

そ

騒音 ……10,46,48,49
 騒音規制法 ……46,48
 総量規制 ……23,24,26,36,37

た

ダイオキシン法 ……41,42,43
 ダイオキシン類 ……10,41,42,43,56,61
 大気汚染 ……8,21,22,23,26,43,60
 大気汚染監視テレメータシステム ……21,26
 大気汚染緊急時対策 ……22
 大気汚染防止夏期対策 ……22,27
 大気汚染防止法 ……7,19,22,23,24,25,26,43
 大気環境 ……17,21,22,77
 大規模行為 ……82
 高梁川 ……30,38,65
 立入検査 ……26,28,35,36,42,43,48,56,59
 ダム湖 ……32,36,39
 炭化水素 ……17,20
 淡水赤潮 ……32
 探鳥会 ……71
 単独処理浄化槽 ……55

ち

地下水 ……32,33,34,35
 地球温暖化 ……1,2,3,4,11,74,76,77
 地球温暖化対策の推進に関する法律 ……4
 地球環境問題 ……1,12,77,78
 窒素酸化物 ……17,23,24,25,26,75
 中央環境審議会 ……14
 中国山地 ……64,65
 中国自然歩道 ……68,69

鳥獣保護員	72
鳥獣保護区	71,72
鳥獣保護センター	71

つ

ツキノワグマ	70
--------	----

て

低公害車	3,23,27
テトラクロロエチレン	32,43
家電リサイクル法	51,77
電気自動車	27
天然ガス自動車	3,27
天然林	62,63,65

と

動燃	79
特定悪臭物質	28
特定工場	10
特定事業場	34,35,36
特定施設	25,34,35,42,43,48
特定フロン	77
特定粉じん	23,25
都市・生活型公害	1,2
都市化	30,31,78
土壌	24,34,35,41,75,81
トリクロロエチレン	43

に

二酸化硫黄	17,22
二酸化炭素	74,75,76
二酸化窒素	17,18,22,24,26,27
人形峠	79,81
人間環境宣言	11

の

農業集落排水	37,56
農作物被害	22
農薬	33,36

は

ばい煙	23,26
排煙脱硫装置	24
排煙脱硝装置	24
ばい煙発生施設	10,23,24,25,26

廃棄物	1,3,4,6,7,14,25,50,51,52,55,57,59,60,61
廃棄物交換情報制度	60
廃棄物処理計画	52,59
背景保全地区	82
排出基準	23,24,25,26,42
排出規制	23,24,25
ばいじん	23,24,25,26
ハイブリッド自動車	27
発生源	9,10,17,24,25,28,30,36,37,42,43,44,46
発生源監視テレメータシステム	26

ひ

ヒ素	32,34
----	-------

ふ

富栄養化	31,32,35,36,37
ふっ素	25,32,81
不法投機	50,51,57,59,60
浮遊粒子状物質	8,17,19,20,22,24
プルトニウム	79,81
フロン	76,77
粉じん	23,24,25

へ

閉鎖性水域	31
ベンゼン	23,25,43,44

ほ

放射線	79
放鳥	71,72
ポリ塩化ビフェニル廃棄物	61
ホルムアルデヒド	25

み

水の華	32
みどりの月間	73
みどりの少年隊	73
緑の募金	73
緑のボランティア	73

め

メタノール自動車	27
----------	----

も

モニトリオール議定書	77
------------	----

や

野生動物	62
野鳥保護のつどい	71

ゆ

有害化学物質	32,33,36
有害ガス	23,25
有害大気汚染物質	23,43
有害鳥獣	72
有害物質	23,25,34,60

よ

容器包装リサイクル法	51
要請限度	46,48
吉井川	30,34,65,67

り

リサイクル	3,50,51,52,57
リサイクル推進行動計画	51
リサイクルプラザ	52
リサイクル法	51
リサイクル率	52,53
緑化	63,73

れ

レッドデータブック	64
-----------	----

わ

鷺羽山ビジターセンター	63
-------------	----